様式１－１－１　中期目標管理法人　年度評価　評価の概要様式

| １．評価対象に関する事項 | | |
|---|---|---|
| 法人名 | 独立行政法人環境再生保全機構 | |
| 評価対象<br>事業年度 | 年度評価 | 令和５年度（第４期） |
| | 中期目標期間 | 令和元年度～令和５年度 |

| ２．評価の実施者に関する事項 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 主務大臣 | | 環境大臣<br>Ⅰ－３については、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同して担当 | | |
| | 法人所管部局 | 大臣官房（法人全般）（Ⅱ～Ⅳに関する業務） | 担当課、責任者 | 総合政策課長　井上　和也 |
| | | 大臣官房（Ⅰ－１，２に関する業務） | | 環境保健部企画課保健業務室長　堀内　直哉 |
| | | 大臣官房（Ⅰ－３に関する業務） | | 総合政策課環境教育推進室長　黒部　一隆 |
| | | 環境再生・資源循環局（Ⅰ－４に関する業務） | | ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長　松田　尚之 |
| | | 環境再生・資源循環局（Ⅰ－５に関する業務） | | 廃棄物規制課長　松田　尚之 |
| | | 大臣官房（Ⅰ－６に関する業務） | | 環境保健部企画課石綿健康被害対策室長　辰巳　秀爾 |
| | | 大臣官房（Ⅰ－７に関する業務） | | 総合政策課環境研究技術室長　奥村　暢夫 |
| | 評価点検部局 | 大臣官房 | 担当課、責任者 | 総合政策課企画評価・政策プロモーション室長　平塚　二朗 |
| 主務大臣 | | 農林水産大臣（Ⅰ－３について、環境大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同して担当） | | |
| | 法人所管部局 | 大臣官房 | 担当課、責任者 | 環境バイオマス政策課長　佐藤　夏人 |
| | 評価点検部局 | 大臣官房 | 担当課、責任者 | 広報評価課長　八百屋　市男 |
| 主務大臣 | | 経済産業大臣（Ⅰ－３について、環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣と共同して担当） | | |
| | 法人所管部局 | ＧＸグループ | 担当課、責任者 | 環境政策課長　中原　廣道 |
| | 評価点検部局 | 大臣官房 | 担当課、責任者 | 業務改革課長　清水　淳太郎 |
| 主務大臣 | | 国土交通大臣（Ⅰ－３について、環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣と共同して担当） | | |
| | 法人所管部局 | 総合政策局 | 担当課、責任者 | 環境政策課長　清水　充 |
| | 評価点検部局 | 政策統括官 | 担当課、責任者 | 政策評価官　波々伯部　信彦 |

| ３．評価の実施に関する事項 |
|---|
| ヒアリングを実施し、機構から提出された業務実績等報告書等に沿って、理事長及び理事等から業務実績及び自己評価等を聴取した。また、監事から意見を聴取した。<br>さらに、下記の外部有識者から意見等を聴取した。<br>（外部有識者）※敬称略<br>・有田　芳子（主婦連合会参与）<br>・泉　　淳一（太陽有限責任監査法人社員パートナー）<br>・西川　秋佳（医療法人徳州会名古屋徳洲会総合病院病理診断科部長）<br>・萩原なつ子（独立行政法人国立女性教育会館理事長）<br>・花木　啓祐（東京大学名誉教授・東洋大学名誉教授） |

| ４．その他評価に関する重要事項 |
|---|
| 特になし。 |

| １．全体の評定 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 評定<br>（S、A、B、C、D） | A：全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。 | （参考）本中期目標期間における過年度の総合評定の状況 | | | | |
| | | 元年度 | ２年度 | ３年度 | ４年度 | ５年度 |
| | | B | B | A | A | A |
| 評定に至った理由 | 特に評価比率の高い「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」において「A」評定が大部分を占める。また、全て「B」評定以上であり、全体の評定を引き下げる事象もなかった。<br>よって、全体としておおむね中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。 | | | | | |

| ２．法人全体に対する評価 | |
|---|---|
| 法人全体の評価 | 業務は適正かつ着実に実施されている。また、以下に示すとおり、中期計画における所期の目標等を上回る成果が得られていると認められる。<br>● 公害健康被害補償業務（徴収業務）について、ウィズコロナでのDXに取り組み、汚染負荷量賦課金の徴収率・収納率は、いずれも第４期中期目標に掲げる99%を上回り、新型コロナウイルス感染拡大時においても、感染拡大前と同様に高い水準を達成し、補償給付費等の財源を確保した。<br>● 公害健康被害予防事業（調査研究、知識の普及・情報提供）について、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の５類感染症に位置付けられたが、事業の質と量を確保することが非常に困難な状況下において、予防事業が新たな時代の要請に応える的確で効果的なものとなるよう、特に事業ニーズの把握、重点化及び関係団体との連携促進のための取組の拡充を行った。また、事業の実施方法や実施体制等についても、これまでに構築した人的ネットワークや組織的な協力体制を基盤とし、強化・充実させる方策を立案した。また、評価指標である調査研究に係る外部有識者の評価については、全課題平均で「4.0」を獲得し、第４期中期計画期間中で最高レベルの数値、かつ基準値である3.2からは25%増の数値となった。<br>● 地球環境基金業務（助成事業）について、令和３年度に助成を終了し、終了後１年以上経過した実質的な活動継続率は 96.9%と非常に高い継続率を確保するとともに、令和４年度に助成活動期間を終了した案件を対象とした外部有識者の事後評価では、10点満点換算で8.4点と目標（7.5点）を上回り、第４期中期目標期間において最も高い評価が得られた。また、助成金手続きの利便性の向上、効率化等に大きく寄与する取組の実施、助成プログラム等について基金創設以来の抜本的な見直しに取り組んだ。<br>● 石綿健康被害救済業務（認定・支給に係る業務）について、認知度の極めて高い俳優を起用したTVCMを全国で放映する等広報媒体を効果的に選択して救済制度の周知を行うとともに、保健所（受付機関）担当者への説明会や地方公共団体が実施する地域の医療・保健指導従事者等を対象に行う研修会、学会等における医療従事者向けセミナーを開催し、現場への制度周知の取組を実施した結果、第３期中期目標期間実績を大幅に上回る相談、申請・請求を受け付けた。さらに、医学的資料の追加を必要とする案件が増加する中、環境省への判定申出に先んじて医学的資料を取り寄せるなど、認定等の処理を可能な限り迅速に進めた。<br>● 環境研究総合推進業務（研究管理）について、利便性の向上、研究成果の最大化に資する取組を継続的に実施し、令和５年度事後評価において、上位２段階（S、A評価）の評価を得た研究課題の比率が95%であり、第４期中期計画に掲げる目標を大きく上回る結果となった（対第４中期計画目標値136%）。また、令和５年度より開始した、第３期SIP課題「サーキュラーエコノミーシステムの構築」が、通期でガバニングボードより「A」評価を受けた。さらに、令和５年度よりSIPの研究開発成果の社会実装への橋渡しプログラム（BRIDGE）にも参画し、世界的な再生プラスチック獲得競争や再生材利用に関するルール形成などの対応が急務となっている課題への取り組みも進めている。　　等 |
| 全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項 | 特になし。 |

| ３．項目別評価における主要な課題、改善事項など | |
|---|---|
| 項目別評定で指摘した課題、改善事項 | ● 公害健康被害補償業務（納付業務）･･･コロナ禍の影響が残る中、令和５年度は15件の指導調査を実施された。引き続き指導調査の実施に努められたい。 また、今後もWEBを用いた研修を行うなど、納付業務を滞りなく実施するために必要な措置を迅速に講じ、地方公共団体担当者との連絡を緊密にとりながら、地方公共団体担当者の事務の理解を確実に促進されたい。<br>● 地球環境基金業務（助成事業）･･･新たな助成メニューの着実な運用を図ること。また、助成メニューに対応した新たな評価制度の構築に向けた見直しを検討するなど、より効果的な助成の実施にむけて引き続き取り組むこと。<br>● 石綿健康被害救済業務（認定・支給に係る業務）･･･判定の難易度が高いものも含まれるが、引き続き医療機関から可能な限り事前に資料を収集し判定申請を行うことにより、追加資料を求められる割合を減らすなど、迅速かつ適切な認定・支給に向けた取組を着実に実施していく必要がある等。 |

| | |
|---|---|
| | ● 承継業務に係る適切な債権管理等 ･･･一般債権の回収が順調に進む一方、今後、一般債権以外の債権は、従来からの業績不振に加え、経済情勢の変化に伴い、より回収困難度が高まることが想定される。引き続き、個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉を継続する必要がある。<br>● 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化･･将来への対策とステップに対応すべく、ERCA 人材育成計画（将来像 WG）を踏まえた取組を行い、更なる推進を図る必要がある。　　等 |
| その他改善事項 | 特になし。 |
| 主務大臣による改善命令を検討すべき事項 | 特になし。 |

| ４．その他事項 | |
|---|---|
| 監事等からの意見 | 機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、第４期中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていたと認める。<br>令和５事業年度は、同年度が第４期中期目標期間（令和元事業年度～令和５事業年度）の最終年度として取組を進めた結果、一部業務において新型コロナウイルス感染症の影響が残ったものの所期の目標をほぼ達成できたものと認める。<br>また、令和５事業年度は、当初の中期目標に定められた業務のみならず、期中に追加された SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）や BRIDGE（研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム）の関係業務、熱中症対策に係る受託業務など新たな業務にも取り組んでいる。<br>さらに、令和４年度に機構から主務省に示した、機構の将来像をベースに、令和５年度中に、機構と主務省の関係部局が緊密なコミュニケーションをとって、問題意識の共有を図りながら、環境政策体系における機構の使命や役割を意識した構成の第５期中期目標と中期計画が取りまとめられたことは、独立行政法人評価制度委員会が提唱する独立行政法人と主務省とのあるべき関係を体現しているものと思料する。<br>また、令和５年８月 25 日付けで主務大臣から通知された「独立行政法人環境再生保全機構の令和４年度における業務の実績に関する評価の結果について」において示された事項に対して、適切に対応している。<br>令和４年度期末監事監査で監事から発した所見に対して、真摯に検討し、当該事項の対応を適切に行っている。 |
| その他特記事項 | 特になし。 |

様式１－１－３　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定総括表様式

| 中期計画（中期目標） | 年度評価 | | | | | 項目別調書№. | 備考（評価比率） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | | |
| Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 | | | | | | | |
| ＜公害健康被害補償業務＞ | B | B | A | A | A | | 12% |
| 徴収業務 | B○ | B○ | A○ | A○ | A○ | １－１ | (8%) |
| 納付義務 | B | B | B | B | B | １－２ | (4%) |
| ＜公害健康被害予防事業＞ | B | B | A | A | A | | 10% |
| 調査研究、知識の普及・情報提供、研修 | B | A | A | S | S | ２－１ | (5%) |
| 地方公共団体への助成事業 | B | B | A | A | A | ２－２ | (3%) |
| 公害健康被害予防基金の運用等 | B | B | A | A | A | ２－３ | (2%) |
| ＜地球環境基金業務＞ | B | B | A | A | A | | 13% |
| 助成事業 | B | B | A | A | A | ３－１ | (7%) |
| 振興事業 | B | B | A | A | A | ３－２ | (4%) |
| 地球環境基金の運用等 | B | B | B | A | A | ３－３ | (2%) |
| ＜ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務＞ | B | B | B | B | B | 4 | 1% |
| ＜維持管理積立金の管理業務＞ | B | B | B | B | B | 5 | 1% |
| ＜石綿健康被害救済業務＞ | A | B | A | A | A | | 20% |
| 認定・支給に係る業務 | A○ | B○ | A○ | A○ | A○ | ６－１ | (19%) |
| 納付義務者からの徴収業務 | B | B | B | B | B | ６－２ | (1%) |
| ＜環境研究総合推進業務＞ | A | A | A | S | S | | 13% |
| 研究管理 | A○ | A○ | A○ | S○ | S○ | ７－１ | (7%) |
| 公募、審査・評価及び配分業務 | A | A | A | A | A | ７－２ | (6%) |
| | | | | | | | |
| | B | B | A | A | A | | 70% |

| 中期計画（中期目標） | 年度評価 | | | | | 項目別調書№. | 備考（評価比率） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | | |
| Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項 | | | | | | | |
| 経費の効率化 | B | B | B | B | B | 1 | 4% |
| 給与水準等の適正化 | B | B | B | B | B | 2 | 1% |
| 調達の合理化 | B | B | B | B | B | 3 | 3% |
| 情報システムの整備・管理 | － | － | － | B | B | 4 | 1% |
| | | | | | | | |
| | B | B | B | B | B | | 9% |
| Ⅲ．財務内容の改善に関する事項 | | | | | | | |
| 財務運営の適正化 | B | B | B | A | A | 1 | 7% |
| 承継業務に係る適切な債権管理等 | A | A | A | A | A | 2 | 4% |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | B | B | B | A | A | | 11% |
| Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項 | | | | | | | |
| 内部統制の強化 | B | B | B | B | B | 1 | 2% |
| 情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等 | B | B | B | B | B | 2 | 1% |
| 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化 | B | B | B | A | A | 3 | 7% |
| | | | | | | | |
| | B | B | B | A | A | | 10% |

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

注）「備考」欄には、令和３年度における法人内での業務量等を目安に算出した評価比率を記載している。

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

| １．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| Ⅰ－１－１ | 徴収業務 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | － | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 52 条～第 58 条及び第 62 条<br>独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 1 号 |
| 当該項目の重要度、難易度 | ＜重要度：高＞公害健康被害補償制度を安定的に運用するためには、補償給付の財源を適切に確保することが重要であり、汚染負荷量賦課金の高い申告率・収納率を確保することが必要不可欠であるため。<br><br>＜難易度：高＞制度創設から長期間経過する中、引き続き、申告率及び収納率 99%以上を安定的に確保するためには、納付義務者の理解及び協力を得る取組を強力に進めることが必要なため。 | 関連する政策評価・行政事業レビュー | ７．環境保健対策の推進<br>７－１．公害健康被害対策（補償・予防） |

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

| 指標等 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 〈評価指標〉 | | | | | | | |
| 汚染負荷量賦課金に対する徴収率（申告率） | 毎年度 99％以上 | 第３期中期目標期間実績：99%以上 | 99.7% | 99.6% | 99.7% | 99.7%（8,109 件 / 8,134 件） | 99.7%（8,109 件 / 8,130 件） |
| 汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率 | 毎年度 99％以上 | 第３期中期目標期間実績：99%以上 | 99.987% | 99.986% | 99.986% | 99.983%（25,722,959 千円 /25,727,378 千円） | 99.980%（24,390,009 千円 /24,394,912 千円） |
| 〈関連した指標〉 | | | | | | | |
| 汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督励件数（督励後の未 | － | 第３期中期目標期間実績：平均 41 件／年 | 24 件 | 28 件 | 24 件 | 25 件 | 21 件 |

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

| | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 予算額（千円） | 40,222,989 | 39,418,930 | 38,622,633 | 37,430,396 | 36,005,035 |
| 決算額（千円） | 37,098,926 | 35,050,960 | 33,844,871 | 32,128,854 | 31,267,414 |
| 経常費用（千円） | 37,174,879 | 35,090,409 | 33,818,985 | 32,069,535 | 31,290,421 |
| 経常利益（千円） | 630,827 | 1,324,409 | 820,403 | 771,010 | △96,249 |
| 行政コスト（千円） | 37,923,545 | 36,415,708 | 34,605,186 | 32,743,828 | 31,267,414 |
| 従事人員数 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 申告事業者数) | | | | | | | | | | | | | |
| | 未納納付義務者に対する納付督励件数（納付督励現地実施件数) | － | 第３期中期目標期間実績：現事業年度分 平均３件／年、過年度分 平均５件／年 | 2 件 | 0 件（中止） | 2 件 | 3 件 | 1 件 | | | | | | |
| | 汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査件数及び指導件数 | － | 第３期中期目標期間実績：実地調査件数 平均 105 件／年、指導件数 平均 161 件／年 | 実地調査 99 件 指導件数 214 件 | 実地調査 0 件（中止） 試行調査（書面）14 件 指導件数 31 件 | 実地調査 5 件 重点調査（書面）20 件 指導件数 63 件 | 実地調査 5 件 重点調査（書面）20 件 指導件数 74 件 | 実地調査 4 件 重点調査（書面）21 件 指導件数 65 件 | | | | | | |
| | 申告書審査による修正･更正処理件数 | － | 第３期中期目標期間実績：平均 116 件／年 | 114 件 | 84 件 | 62 件 | 61 件 | 54 件 | | | | | | |
| | 汚染負荷量賦課金に係る電子申告率 | － | 第３期中期目標期間実績：平均 70% | 73.1% | 73.5% | 76.0% | 78.4%（6,361 件 / 8,109 件) | 81.0%（6,565 件 /8,109 件） | | | | | | |
| | オンライン申告セミナーの開催数 | － | 第３期中期目標期間実績:平均 16 件／年 | 25 回 | 0 回（中止） | 0 回（中止）※オンライン申告の促進動画の配信（2,120 再生) | 0 回（中止）※オンライン申告の促進動画の配信（累計 3,280 再生） | 0 回（中止）※オンライン申告の促進動画の配信（累計 4,523 再生） | | | | | | |
| | ペイジー（※1）を利用した収納件数 | － | 第３期中期目標期間実績:平均 62 件／年（※2） | 749 件 | 1,037 件 | 1,361 件 | 1,636 件 | 1,925 件 | | | | | | |
| | 申告納付説明･相談会の開催件数（会場数） | － | 第３期中期目標期間実績：平均 103 件／年 | 103 会場 ※問合せ対応（1,134 件） | 0 会場（中止） ※フリーダイヤル停止 | 18 会場（オンライン）及び申告納付動画の配信（3,300 再生）※問合せ対応（3,283 件） | 0 会場 申告納付動画の配信（2,610 再生）※問合せ対応（2,938 件） | 0 会場 申告納付動画の配信（1,201 再生）※問合せ対応（4,025 件） | | | | | | |

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

（※1）ペイジー（Pay-easy）：税金や公共料金、各種料金等の支払いを、パソコンやスマートフォン・携帯電話から支払うことができるサービス。

（※2）導入した平成 29 年度は、年間計４回の収納期限のうち、４回目からの導入であったため、１回分の件数となっている。

| ３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 中期目標 | 中期計画 | 年度計画<br>（令和５年度） | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
| | | | | | 業務実績 | 自己評価 | | |
| | （１）徴収業務<br><br>＜評価指標＞<br>(A)汚染負荷量賦課金に対する徴収率（申告率）：毎年度 99 ％以上（前中期目標期間実績：99%以上）<br>＜定量的な目標水準の考え方＞<br>(a)汚染負荷量賦課金の徴収率（申告率）については、高水準であった第３期中期目標期間の平均実績値を堅持する設定とする。 | （１）徴収業務<br><br>(A) 汚染負荷量賦課金の徴収率（申告率）：毎年度 99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）を達成するため、以下の取組を行う。<br><br>① 補償給付費等の支給に必要な費用を確保するため、受託事業者の指導力の向上（担当者研修会等）を図るとともに、納付義務者からの相談、質問等に的確に対応する。 | （１）徴収業務<br><br>(A) 汚染負荷量賦課金の徴収率（申告率）：99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）を達成するため、以下の取組を行う。<br><br>① 補償給付費等の支給に必要な費用を確保するため、申告の受付・相談窓口等を委託している受託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等への的確かつ ICT（情報通信技術）を活用した効率的な対応を行う。 | ＜主な定量的指標＞<br>汚染負荷量賦課金に対する徴収率（申告率）：毎年度 99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）<br><br>申告納付説明・相談会の開催件数（前中期目標期間実績：平均 103 件／年） | ＜主要な業務実績＞<br><br>(A) 汚染負荷量賦課金の徴収率（申告率）<br>：99.7%(8,109 件/8,130 件)<br><br>① 補償給付費等の支給に必要な費用を確保するための対応<br>ア．申告の受付・相談窓口等を委託している受託事業者への指導<br>納付義務者が制度や申告の手続について正しい理解ができるよう、徴収関連業務の受託事業者である日本商工会議所及び全国各地の商工会議所に対し、申告納付期限及び委託契約の徴収実施期間（令和５年３月１日～６月 14 日）を中心に、相談対応、オンライン申告納付説明・相談会（以下「説明・相談会」という。）の開催並びに申告書提出の催促及び受領点検の確認等について指導を行った。<br>民間競争入札実施事業「公害健康被害補償業務の徴収関連業務」は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号）に則り手続を進める必要があるため、第５期中期目標期間の契約に当たり、第４期目の民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）（案）に係る総務省官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）及び監理小委員会の対応を行った。（４月）<br>その上で機構においては、契約手続審査委員会の審議を経て、入札公告（８者に入札説明書交付）、入札説明会（５者参加）を実施した。３者から企画提案書等の提出があり、実施要項に基づき機構に設置した民間競争入札評価委員会において企画提案書の評価を行った。審査の結果合格となった３者について、入札・開札を行った。（５月～９月）<br>第４期目の民間競争入札においては、３者の民間事業者の参加があり、第１期目から第３期目までの監理委員会において課題となっていた「競争性の確保」を図ることがで | ＜評定と根拠＞<br>評定：A<br><br>公害健康被害補償制度において、被認定者への補償給付費等の給付を確実に行う財源を確保するため、汚染負荷量賦課金を適切に徴収する業務は、最も重要な任務であることから、第４期中期目標において重要度が高く、難易度も高いと評価されている。<br>新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和２年度以降は納付義務者に対する対面での説明・相談会を実施することができない事態となった。また、令和４年度からは急激な物価上昇等による経済状況の厳しさ等から制度への理解が得られにくくなるおそれがあり、徴収率、収納率が下がることも懸念された。<br>このような状況の中、令和５年度においては、下記の「○」のようなウィズコロナでのＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）に取り組み、汚染負荷量賦課金の徴収率・収納率は、いずれも第４期中期目標に掲げる 99%を上回り、新型コロナウイルス感染拡大時においても、感染拡大前と同様に高い水準を達成し、補償給付費等の財源を確保したことから、自己評価を「A」とした。<br><br>○ICT（情報通信技術）を活用した新たな徴収業務の仕組み<br>第５期中期目標期間の契約となる徴収関連業務について、第４期目の民間競争入札の競争性を高めるため、令和４年度から５年度にかけて 10 を超える事業者に対して行ったヒアリングの内容を踏まえ、全国約 100 箇所での申告・納付説明・相談会を Web 会議及び動画配信による方式に変更するなど、ICT を活用した徴収関連業務委託の効率化が図れるよう民間競争入札実施要項を作成した。この結果、３事業者による競争性が働き、第４期中期目標期間の契約（7.8 億円）比で約 44%（3.4 億円）経費を大幅削減した上で、50 年弱続いた委託先と異なる新たな委託先との間で、4.3 億円で契約することができた。<br>３事業者による競争性が働き、平成 21 年度から 15 年間実施した民間競争入札について、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく終了プロセスへの移行の可能性を高めた。 | 評定 | A |
| | | | | | | | ＜評定に至った理由＞<br><br>公害健康被害補償制度において、被認定者への補償給付費等の給付を確実に行う財源を確保するため、汚染負荷量賦課金を適切に徴収する業務は、最も重要な任務であることから、第４期中期目標において重要度が高く、難易度も高いと評価されている。<br>新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和２年度以降は納付義務者に対する対面での説明・相談会を実施することができない事態となった。また、令和４年度からは急激な物価上昇等による経済状況の厳しさ等から制度への理解が得られにくくなるおそれがあり、徴収率、収納率が下がることも懸念された。<br>このような状況の中、令和５年度においては、ウィズコロナでのＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）に取り組み、汚染負荷量賦課金の徴収率・収納率は、いずれも第４期中期目標に掲げる 99%を上回り、コロナ過の影響が残る中においても、感染拡大前と同様に高い水準を達成し、補償給付費等の財源を確保した。<br>さらに、第５期中期目標期間の契約となる徴収関連業務に係る第４期目の民間競争入札の競争性を高め、新規委託先を決定し、大幅な経費の削減を図った。 | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | きた。また、ICT（情報通信技術）を活用するなど民間事業者の創意工夫により、経費についても第４期中期目標期間の契約比で約 44%（3.4 億円）を削減し、4.3 億円で契約することができた。<br>令和５年度から５年間の契約で締結した株式会社東京商工リサーチ（全国に 81 拠点）と連携を図り、令和６年度（第５期中期目標期間）の申告・納付に向けて、公共サービスの質の維持向上のため、汚染負荷量賦課金徴収関連業務の手引き及びマニュアル等の見直しを行い、徴収関連業務従事者及び納付義務者対象の説明会用の動画を作成し提供した。（１月～３月）<br><br>イ．納付義務者からの相談、質問事項等への対応<br>（ア）説明・相談会の実施<br>申告及び納付が的確に行われるよう、例年各地商工会議所で開催している説明・相談会は、事業者からのアンケート結果を参考に ICT を活用した新しい開催方法により実施している。令和４年度に続き、令和５年度についても動画配信形式（４月１日～５月 15 日　1,201 再生）により開催した。<br>「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」については、2023 年度版からこれまでの冊子による配布を取り止め機構ホームページにおけるダウンロード形式に変更し、紙資源及び経費の削減並びに業務効率化を図った。<br>（イ）納付義務者からの問合せへの対応<br>令和５年度の電話（フリーダイヤル）問合せは 2,031 件（４月～５月）で、令和４年度（1,655 件）より約 23%増加した。また、令和５年度の問合せフォーム（メール）からは 1,994 件（４月～５月）で、令和４年度（1,283 件）より約 55%増加した。なお、令和５年度の問合せフォームからの問合せ（1,994 件）のうち、776 件の電子申告等届出書等に関する問合せについては RPA（Robotic Process Automation）を用いて返信メールを自動作成し、定形業務の作業効率化を図った。RPA ではその他、これまで外注していた納付義務者からのアンケート（2,373 件）の自動集計に活用した。これらの RPA 活用が 21 人日の削減につながり、削減できた時間を使ってシステム改修案件の仕様書作成業務を遂行し、超過勤務削減にも寄与した。さらに 11 月からオンライン申告認証情報の返信メール自動作成を開始し、３月末に納付義務者の情報収集を行うための官報自動検索を完成させた。 | ○申告関係書類の削減<br>納付義務者に送付する申告関係書類は、紙削減による環境配慮のための、見直し・統合を行うことにより、送付種類を減らすとともに、賦課金特設サイトからダウンロードできるようにデータ掲載して一部冊子の配布を取りやめ、配布を最小限に抑えた。書類の削減により、経費削減と納付義務者の利便性向上を図った。<br><br>○人づくりの取組<br>制度への理解と説明責任を果たすためのスキルアップの一環として、現地見学の研修実施により職員の人材育成にも力を入れた。これらの経験も生かしながら、申告納付手続に関する問合せに丁寧に対応し、制度の趣旨や手続等の理解を促すことができた。<br><br>＜課題と対応＞<br>○課題１：財源の適正な確保<br>被認定者への補償給付費等の財源となる賦課金を適切に確保することは制度の安定的な運用において重要である。<br><br>○課題２：申告・納付の促進<br>平成 31 年からの徴収関連業務委託契約が令和６年２月に終了し、第５期中期目標期間については新規委託先に変わるため、次期契約においても、民間事業者の創意と工夫を反映させ、国民のためより良質かつ低廉な公共サービスを実現していくとともに、ICT を活用した研修会及び説明会を実施していく必要がある。<br><br>○課題３：脱炭素への対応<br>カーボンニュートラルに向けた社会情勢の変化により、今後の SOx 排出量の減少も想定されることから、より適正性及び公平性を確保しながら安定的に実施運用を図る必要がある。<br><br>○課題への対応<br>賦課金を適正に確保するため、引き続き納付義務者の理解を促すとともに、ニューノーマルな時代に応じて DX を推進し、納付義務者の手続に係る利便性の向上や補償業務部の業務効率化をさらに進めていく。 | 以上のことから、所期の目標を上回る成果が得られていると判断して「A」評価とした。<br><br>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞<br>納付義務者の利便性の向上と業務効率化にむけて、納付手続における ICT のさらなる活用に努めていただきたい。<br><br>＜その他事項＞<br>特段なし |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | また、令和４年度に機構内で試行的に導入した AI チャットボットを申告納付期間中に機構ホームページへウィジェット搭載し、納付義務者からの問合せに 24 時間対応できるようにして、フリーダイヤルや問合せフォームの補完的役割を担い、納付義務者の利便性向上及び問合せ者のストレス軽減を果たした。<br>公害健康被害補償制度に対する理解増進とステークホルダーへの説明責任を果たすためのスキルアップ及び職員の意欲向上のため、令和４年度に続き令和５年度についても四日市市と連携・協力のもと令和４年度にリニューアルした「四日市公害と環境未来館」、コンビナート見学を組み入れた研修会を開催し、補償業務部、予防事業部のほか総務部や財務部の管理部門を含む 13 人の職員が参加した。令和５年度においては、新たに納付義務者の事業場内の見学と企業の対応について元社員からの講義を組み入れ、公害への理解を深める機会とした。研修前には、公害健康被害補償業務や機構の前身である環境事業団が手掛けた緩衝緑地などについて事前勉強会を実施した。研修後には、機構全体で Web 報告会を開催して、研修当日の様子の録画や研修参加者のインタビューを動画にまとめ、公害の歴史、課題、今後の取組に係る重要性などについてフィードバックを行った。（９月～10 月）<br>また、四日市公害と同様に大気系公害に係る研修を大阪市西淀川地区の団体と連携・協力のもと実施し、18 人が参加した。公害健康被害者の声をはじめ、西淀川大気汚染公害裁判に関わったステークホルダーの話を直接聞き、公害のもたらす被害への理解を深め、機構職員としての見識を高めた。（11 月）<br>なお、研修の結果は、当該団体の HP や関係団体の機関紙やで紹介された。 | | |
| | | ② 未申告納付義務者に対し受託事業者及び機構において、毎年度、電話、文書及び現地訪問等による申告督励を実施する。 | ② 納付義務者に対しては、申告及び納付期限の遵守について指導を行うとともに、未申告納付義務者に対しては、専門家の知見を活用し個々の納付義務者の実情を調査・検討し、有効な対策を講じて申告督励を実施する。 | 汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督励件数（督励後の未申告事業者数）（前中期目標期間実績：平均 41 件／年） | ② 未申告納付義務者に対する申告督励の実施<br>申告を期日（５月 15 日）までに行わない未申告納付義務者（以下「未申告者」という。）に対し、各地商工会議所及び機構において、電話及び文書等による申告督励を行った。<br>督励の結果、納付義務者数 8,130 事業者中、期日時点で未申告者は 383 事業者であったが、362 事業者が申告に応じ、３月末時点において 21 事業者まで未申告者を縮小させ、99.7%（8,109 件/8,130 件）と高い申告率を確保した。 | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | (B) 汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率：毎年度99%以上（前中期目標期間実績：99%以上 | (B) 汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率:毎年度99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）を達成するため、以下の取組を行う。 | (B) 汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率：99%以上（前中期目標期間実績：99%以上）を達成するため、以下の取組を行う。これらの取組により、廃業や破産等の手続中のものを除き、100%収納を確保する。 | 汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率：毎年度99%以上（前中期目標期間実績：99%以上） | (B) 汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率<br>：99.980%　(24,390,009千円/24,394,912千円) | | |
| | ＜定量的な目標水準の考え方＞<br>(b)申告額に対する収納率については、高水準であった第３期中期目標期間の平均実績値を堅持する設定とする。 | ① 未納の納付義務者（滞納事業者）に対して、機構において毎年度、電話、文書及び現地訪問等による納付督励を実施する。<br><br>② 納付に応じなかった未納の納付義務者に対しては、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。 | ① 未納の納付義務者に対しては、電話、文書及び現地訪問等による納付督励を実施する。<br><br>② 督励に応じなかった未納の納付義務者に対しては、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。 | 未納納付義務者に対する納付督励件数（納付督励現地実施件数）(前中期目標期間実績：現事業年度分 平均３件／年、過年度分 平均５件／年) | ①　未納の納付義務者に対する納付督励の実施<br>納付督励については、電話による督励を85事業者（納付期限までに納付しない者及び申告後当月中に納付していない者）に対して実施した。その効果もあり、収納率は99.980%と高い水準を保っている。なお、４事業者は破産手続が開始されたため、交付要求を実施した。<br><br>②　過年度の未納の納付義務者に対する措置<br>令和４年度以前の未納の納付義務者（以下「未納者」という。）は、令和５年度期首時点で６事業者であった。そのうち、１事業者は不納欠損の処理を実施し、１事業者は破産手続中のため交付要求中である。４事業者は納付計画に基づく納付が継続中であり、引き続きこれらの納付状況を確認していく。 | | |
| | (C)汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保<br><br>＜関連した指標＞<br>(c1)汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督励件数（前中期目標期間実績：平均41件／年） | (C) 汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保を図るため、以下の取組を行う。<br><br>① 未申告納付義務者に対し受託事業者及び機構において、毎年度、電話、文書及び現地訪問等による申告督励を実施する。((A)②と同) | (C) 制度の適正性・公平性の確保を図るため、以下の取組を行う。<br><br>① 納付義務者に対しては、申告及び納付期限の遵守について指導を行うとともに、未申告納付義務者に対しては、専門家の知見を活用し個々の納付義務者の実情を調査・検討し、有効な対策を講じて申告督励を実施する。((A)②と同) | 汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保 | (C) 制度の適正性・公平性の確保<br><br>① 未申告納付義務者に対する申告督励の実施<br>((A)②と同様のため省略) | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | (c2)未納納付義務者に対する納付督励件数（前中期目標期間実績：現事業年度分平均３件／年、過年度分 平均５件／年） | ② 未納の納付義務者（滞納事業者）に対して、機構において毎年度、電話、文書及び現地訪問等による納付督励を実施する。((B)①と同） | ② 未納の納付義務者（滞納事業者）に対しては、機構において電話、文書及び現地訪問等による納付督励を実施する。また、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。((B)①及び②と同） | | ② 未納の納付義務者に対する納付督励の実施<br>((B)①及び②と同様のため省略）<br><br>（資料編Ｐ１_補償１　公害健康被害補償制度の概要）<br>（資料編 Ｐ２_補償２－①　汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移）<br>（資料編 Ｐ２_補償２－②　汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移）<br>（資料編 Ｐ３_補償３　都道府県別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況<br>申告方式別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況） | | |
| | (c3)汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査件数及び指導件数（前中期目標期間実績：実地調査件数平均105件／年、指導件数平均161件／年） | ③ 納付義務者からの適正・公平な賦課金申告を確保するため、申告書の審査を行うとともに申告内容に疑義等がある納付義務者に対して実地調査を実施し、適正な申告となるよう指導する。 | ③ 限られた人的ソースで効果的かつ効率的な申告書審査を行うため、審査の迅速化の検討や審査の外注等について試行を行う。申告内容に疑義等がある納付義務者に対し実地調査又は重点調査を実施し、適正な申告となるよう指導することで、納付義務者からの適正・公平な賦課金申告を確保する。 | 汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査件数及び指導件数（前中期目標期間実績：実地調査件数平均105件／年、指導件数平均161件／年） | ③納付義務者に対する実地調査及び指導の実施<br>各事業者のばい煙発生施設や SOx の排出工程の実態及び申告書作成の根拠となった原始帳票類を精査することで、適正な申告が行われているかを詳細に確認するために、実地調査を４事業者に対して実施した。<br>また、令和２年度から新たに実施している資料及び調査票の提出による調査（以下「重点調査」という。）を 21 事業者に対して実施した。<br>これらの調査の結果、不適切な申告があった場合には、指導を行い、賦課金額に変更があるものについては修更正処理を行った。<br>重点調査は効率的ではあるが、複雑な内容の確認や技術的な議論を行う場合には不向きなため、重点調査に Web 会議システムの活用したオンラインヒアリングを組み合わせるなど、重点調査と実地調査のハイブリット調査方法を検討・試行した。（Web 会議５件）<br>また、脱炭素に向けた燃料転換、次世代技術の導入等による SOx 排出量への影響を確認するため実地調査に併せてヒアリングを行った。 | | |
| | (c4) 申告書審査による修正・更正処理件数（前中期目標期間実績：平均 116 件／年） | ④ 汚染負荷量賦課金の申告内容の審査及び実地調査により、申告額に誤りがある場合は修正又は更正など適正な処理を行う。 | ④ 申告書の審査及び実地調査等を実施することで、申告額の誤りを修正又は更正するなど適正に処理する。また、申告額の誤りの原因等について分析することで、 | 申告書審査による修正・更正処理件数（前中期目標期間実績：平均 116 件／年） | ④申告額の誤りに対する修正又は更正処理の実施<br>申告書の算定内容の誤りや前年度調査の指導事項の再確認などの申告書審査による修正又は更正処理を 54 件実施した。<br>（参考：修正処理　20 件　　245 万円、<br>更正処理　34 件　△1,627 万円） | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 申告誤りを防止するための説明資料への反映やマニュアルの更新などの対策を講じる。 | | （資料編 P４_補償４　　汚染負荷量賦課金申告書等の審査結果）<br><br>また、用紙申告で単純な計算誤り等のあった 48 事業者に対して、オンライン申告（簡易版含む）の懲戒を行った。<br>今後、誤りの発生原因を分析し、その結果に基づき、間違いの多い事例を 2024 年度版申告作成マニュアル等に反映し、申告誤りを防止するための適切な対策を講じた。<br>限られた人員で効果的かつ効率的な審査を行うため、以下の取組を実施した。<br>・紙資料で保管している申告関係書類（約４万ページ）の電子化を行った。検索性の向上による業務の効率化がもたらされ、更にテレワークへの対応により働き方改革にも資することができた。また、資料を格納していたキャビネット空間をオフィス改革して、新しい発想をもたらすことが期待されるコミュニケーションの場に変更し、業務の効率化や活性化につなげた。<br>・審査業務について外部委託の可能性を検討するための調査を行った。得られた審査業務の課題に基づき、作業内容や業務フローの見直しを令和６年度中に実施予定である。<br>・実務経験者の減少等により調査技術の承継が困難になっていることから調査経験を補うため調査事例の共有による勉強会や納付義務の承継研修等を部内職員に対して実施した。 | | |
| | (D)汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る事務の効率化等の推進<br><br>＜関連した指標＞<br>(d1) 汚染負荷量賦課金に係る電子申告率（前中期目標期間実績：平均 70%） | (D) 汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る事務の効率化等の推進を図るため、以下の取組を行う。<br><br>① 納付義務者の事務負担の軽減、誤りのない申告書類の作成に有効な電子申告について、個別事業所へのオンラインやＦＤ・ＣＤ申告の推奨、申告方式を変更した事業所への聴取、オンライン | (D) 納付義務者の利便性・効率性を確保するため、以下の取組を行う。<br><br>① オンライン申告を奨励するため、簡易にオンライン申告が可能な Web 入力フォームを新たに実装し、申告納付説明・相談会及び機構ホームページ等においてオンラインの利用促進を図り、オンライン申告へ | 汚染負荷量賦課金に係る電子申告率（前中期目標期間実績：平均 70%）<br><br>オンライン申告セミナーの開催数（前中期目標期間実績：平均 16 件／年） | (D) 納付義務者の利便性・効率性の確保<br>汚染負荷量賦課金に係る電子申告率：81.0%<br><br>① オンライン等申告の促進<br>納付義務者の事務負担軽減や誤りのない申告書類の作成に有効なオンライン申告を推奨するため、以下の取組を実施した。<br>・申告の対象となるばい煙発生施設等を有しておらず、算定様式の作成・提出が不要となる事業者を対象として、オンライン申告システム内に Web 上で直接入力することで申告が完了となる入力フォームを設け、オンライン申告（算定様式なし用）を稼働した。当該入力フォーム | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 申告セミナーの開催等の各種取組を実施する。 | の移行を促す。 | | から申告を行った事業者は982件であった。オンライン申告率は77.9%に伸長した。<br>・令和４年度オンライン申告を行った事業者のうち、令和５年度において用紙申告又はFD･CD申告へ変わった事業者を対象とした個別調査（９月）<br>・「FD・CD申告」の終了に伴うオンライン申告への慫慂案内（11月、翌年２月）<br>結果として、電子申告（オンライン及び FD・CD）率は81.0%となった。 | | |
| | (d2) オンライン申告セミナーの開催数（前中期目標期間実績：平均16件／年） | ② オンライン申告の未実施又は操作に不慣れな担当者を対象に、オンライン申告の手続や操作等を理解してもらうためのオンライン申告セミナーを開催する。 | ② オンライン申告未実施事業者を対象に、オンライン申告の手続や操作等を理解してもらうため、未実施事業者に対するフォローやニーズ調査を行い、利便性向上のための取組を実施する。<br><br>③ 令和６年度の機構内クライアントシステムの更新に対応するため、導入されたＯＳ及びブラウザで徴収･審査システムが稼働できるように更改の準備を進める。 | | ② オンライン申告システム<br>((D)①同様のため省略)<br><br>③ 徴収・審査システムの改修等<br>・インターネットバンキングを活用した納付金データ取り込みによる業務効率化（9,238件）<br>令和４年度までは、銀行に入金されていた汚染負荷量賦課金額について、銀行から送付される FAX 又は通帳の入金情報及び銀行から送付される領収済通知書を根拠にシステムに手入力していたが、インターネットバンキングから入金情報をダウンロードして徴収･審査システムに取り込めるようにシステムに機能追加の改修を行うことで、業務効率化を図った。令和４年度比で入力作業員16人日分（5/1～15分：4,165件）を削減することができた。<br>・禁煙治療の費用の助成に関する事業に係るシステム改修<br>令和６年７月から公害保健福祉事業「禁煙治療の費用の助成に関する事業」を運用開始される予定となったため、急遽、現在稼働している徴収・審査システム内の福祉事業システムに機能を追加する改修を進めることとした。令和６年５月末までに完成するようにシステム改修を進めた。なお、ブラウザ改修は令和６年度に実施する予定である。 | | |
| | (d3)ペイジー を利用した収納件数（前中 | ③ 納付に係る利便性を高めるため、ペイジ | ④ 納付に係る利便性を高めるため、ペイジー等 | ペイジー(※)を利用した収納件数（前中期目標期間実 | ④ 電子納付収納サービス（ペイジー）を利用した収納に係る利用促進 | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 期目標期間実績：平均62件／年※ペイジー（Pay easy）：税金や公共料金、各種料金などの支払いを、ﾊﾟｿｺﾝ や ｽﾏｰﾄﾌｫﾝ ・携帯電話、 ATM から支払うことができるサービス | ーを利用した収納について、説明・相談会で説明するなどの様々な方法で納付義務者に周知徹底する。 | を利用した電子収納について、申告納付説明・相談会での利用方法の説明のほか、様々な方法で利用促進のための周知を行う。 | 績：平均 62 件／年）<br>※ペイジー（Pay-easy）：税金や公共料金、各種料金などの支払いを、ﾊﾟｿｺﾝやｽﾏｰﾄﾌｫﾝ・携帯電話、ATM から支払うことができるサービス<br><br>＜その他の指標＞<br>－<br><br>＜評価の視点＞<br>被認定者への補償給付費等の財源のうち８割を占める汚染負荷量賦課金を確実かつ適正・公平に徴収するとともに、賦課金を申告・納付する納付義務者の事務処理の効率化・利便性を図るための質の高いサービスを提供すること。 | ペイジーの利用は、1,925 件（令和４年度同月対比 18%増）に増加した。さらに、ペイジー利用促進のため、以下の取組を実施した。<br>・納付義務者の利便性向上のためペイジーの取扱金融機関の拡大に向け、金融機関との協議を進めた結果、新たにみずほ銀行、千葉銀行並びに北國銀行の３行が取扱い開始に至った。<br>・機構ホームページにペイジーの取扱金融機関を随時更新<br>・汚染負荷量賦課金の延納分の納付書発送用封筒の余白にペイジー利用案内を記載して送付（７月・10 月・１月）<br>・これまで同封していた「電子納付用入力シート」を廃止し、このシートの内容を納付義務者にペイジー利用を促すリーフレットに盛り込んで配布（延納分の納付書発送時等）することにより事務の効率化を図った。<br>・ペイジー納付手順のデモを賦課金特設サイトに掲載し周知 | | |
| | (d4)申告納付説明･相談会の開催件数（前中期目標期間実績：平均 103 件／年） | ④ 申告･納付が的確に行われるように、制度や手続等を説明し、納付義務者からの質問･相談等に対して適切に対応する申告納付説明･相談会を４月に開催する。 | ⑤ 受託事業者との連携を図りつつ、申告・納付が的確かつ効率的に行われるよう、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）を踏まえ、ICT を活用し、申告納付説明･相談会を開催するとともに、「賦課金特設サイト」のチャットボットや問合せ対応の RPA などの最新技術を活用した対策を試行･検討する。また、同説明・相談会参加者にアンケート調査を実施し、意見･要望を把握して対策 | | ⑤ 説明・相談会の実施等<br>（(A)①イ（ア)と同様のため省略） | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | を講じる。<br><br>⑥ 申告関係書類等について、紙媒体での配布を削減し、ＨＰでの電子媒体へ移行するなど、コスト削減の推進を図る。<br><br>⑦ 受託事業者と連携して納付義務者からの問合せに適切に対応し、公害健康被害補償制度についての共通の理解と認識を深める。また、前年度までの申告において誤りの多かった事項についての対応策を講じるとともに、説明・相談会などを通じて徹底を図る。<br><br>⑧ 受託事業者の担当者を対象に、制度や申告の手続について、正しく理解してもらうため、徴収業務の点検・指導方法等を習得するための研修資料を提供し、受託者の創意工夫でWeb など活用して、効率的かつ効果的な研修を実施いただくよう、指導・調整を行う。 | | ⑥ 「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」の改訂<br>（(A)①イ（ア）の後段と同様のため省略）<br><br>⑦ 納付義務者からの問合せへの対応<br>（(A)①イ（イ）と同様のため省略）<br><br>⑧ 担当者研修会の開催<br>（(A)①アと同様のため省略） | | |

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

| ４．その他参考情報 |
|---|
| |

医療様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

| １．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| Ⅰ－１－２ | 納付業務 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | － | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 19 条、第 46 条、第 48 条及び第 49 条<br>独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 1 号 |
| 当該項目の重要度、難易度 | － | 関連する政策評価・行政事業レビュー | ７．環境保健対策の推進<br>７－１．公害健康被害対策（補償・予防） |

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

② 主要なアウトプット（アウトカム）情報

| 指標等 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 〈関連した指標〉 | | | | | | | |
| 納付業務に係る指導調査件数 | － | 第３期中期目標期間実績：平均 15 件／年 | 15 件／年 | 4 件／年（ヒアリングのみ実施）<br>※新型コロナウイルスの影響により対面による指導調査は中止 | 10 件／年 | 16 件／年（うち２件はオンライン会議） | 15 件／年（うち３件はオンライン会議） |
| 納付業務システム研修の参加者数 | － | 第３期中期目標期間実績：平均 27 人／年 | 34 人／年 | 0 人／年（新型コロナウイルスの影響により中止） | 補償給付：動画視聴 14 再生／年<br>福祉事業：30 人／年（オンライン会議） | 56 人／年（全てオンライン会議）<br>補償給付：25 人（３人）／年<br>福祉事業：31 人（３人）／年<br>※（　）は対面参加人数 | 57 人／年（全てオンライン会議）<br>補償給付：28 人（１人）／年<br>福祉事業：29 人（５人）／年<br>※（　）は対面参加人数 |

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

| | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 予算額（千円） | 40,222,989 | 39,418,930 | 38,622,633 | 37,430,396 | 36,005,035 |
| 決算額（千円） | 37,098,926 | 35,050,960 | 33,844,871 | 32,128,854 | 31,267,414 |
| 経常費用（千円） | 37,174,879 | 35,090,409 | 33,818,985 | 32,069,535 | 31,290,421 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 経常利益（千円） | 630,827 | 1,324,409 | 820,403 | 771,010 | △96,249 |
| 行政コスト（千円） | 37,923,545 | 36,415,708 | 34,605,186 | 32,743,828 | 31,267,414 |
| 従事人員数 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

| ３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 中期目標 | 中期計画 | 年度計画<br>（令和５年度） | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 |
| | | | | | 業務実績 | 自己評価 | |
| | （２）納付業務<br><br>＜評価指標＞<br>(A)適正かつ効率的な制度運営を確保するため、地方公共団体に対して補償制度の仕組みや納付業務の手続等の理解が得られるよう積極的に支援<br><br>＜関連した指標＞<br>(a1) 納付業務に係る指導調査件数（前中期目標期間実績：平均 15 件／年） | （２）納付業務<br><br>(A) 補償給付費等の納付業務を適正かつ効率的に実施するため、以下の取組を行う。<br><br>① 納付業務に係る事務処理の適正化を図るため、地方公共団体に概ね３年に１回のサイクルで指導調査を実施する。また、指導調査では地方公共団体の要望及び課題等を把握し、対処法を指導するとともに、関連情報を国及び地方公共団体に提供する。 | （２）納付業務<br><br>(A) 補償給付費等の納付業務を適正かつ効率的に実施するため、以下の取組を行う。<br><br>① 地方公共団体に指導調査を実施することで、補償給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び実績報告書に係る手続の適正化を図るとともに、地方公共団体の要望及び課題を環境省に報告する。公害保健福祉事業については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により対面による事業実施が困難となっている状況を踏まえ、オンライン開催など優良実施事例を収集し、環境省に報告するとともに地方公共団体に情報提供する。また、環境省が実施した中壮年層を対象とした被認定者へのアンケート調査の結果を踏まえ、地 | ＜主な定量的指標＞<br><br>適正かつ効率的な制度運営を確保するため、地方公共団体に対して補償制度の仕組みや納付業務の手続等の理解が得られるよう積極的に支援<br><br>納付業務に係る指導調査件数（前中期目標期間実績：平均 15 件／年） | ＜主要な業務実績＞<br><br>(A) 補償給付費等の納付業務<br><br>① 納付申請等に係る事務処理の適正化<br>ア．納付申請等に係る補償給付費等の事務処理の適正化に係る指導調査<br>補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金については、事務処理の適正性を確認するため、原則として３年に１回のサイクルで対象となる 45 地方公共団体に指導調査を実施していることから、15 地方公共団体に対し調査を実施した。（うち３地方公共団体についてはオンライン会議で実施）。また、指導調査結果及び地方公共団体からの要望等を取りまとめ、環境省に報告を行った（３月）。<br><br>イ．公害保健福祉事業の実態把握<br>公害保健福祉事業については、以前から課題となっている執行状況の低下と、環境省が実施した中壮年層を対象とした被認定者の実態調査の結果を踏まえ、被認定者に向けた情報発信としてチラシを作成した。内容としては、福祉事業の案内や令和６年度から事業を開始する「禁煙治療の費用の助成に関する事業」（以下「禁煙治療費用助成事業」という。）の周知、予防事業で作成しているぜん息に関するパンフレットや動画の案内等で、地方公共団体を通じ、被認定者へ配布した。（配布部数 23,540 部、37 地方公共団体）<br>また、禁煙治療費用助成事業の周知のため、「医療トピックス　たばこの害」において「禁煙外来の標準治療プロ | ＜評定と根拠＞<br>評定：B<br>地方公共団体の納付業務の事務処理等の適正かつ効率的な制度運営を確保するため、下記「○」の対応を図り、積極的に地方公共団体への支援を行うことにより、納付事務手続や被認定者への補償給付の支給が滞りなく行うことができたことから、自己評価をＢとした。<br><br>○適正な制度の運営<br>指導調査については、一部の地方公共団体については利便性向上の観点からオンライン会議で実施したことにより、事務処理内容について適正に指導を行うことができた。また、調査結果及び調査で得た課題や地方公共団体の要望等については、今後の事業の見直しに資するよう、環境省に報告し、課題を共有した。<br><br>○公害保健福祉事業の継続<br>認定患者の中壮年層を主な対象に、福祉事業の広報や被認定者に有用な情報を掲載したチラシを作成し、地方公共団体を介して被認定者へ配布したことにより、福祉事業の認知を高めた。また、「禁煙外来の標準治療プログラム」を紹介している「すこやかライフ 51 号」を地方公共団体を通じて被認定者等に配布することにより、地方公共団体の福祉事業担当者とのコミュニケーションの向上が図られた。<br><br>○研修による納付申請等に係る事務手続きの効率化<br>システム研修については、オンライン形式で研修を実施したことにより、研修後のアンケートでは、研修の満足度について、補償給付担当者は 85.7%、福祉事業担当者は 93.1%から、「有意義」「やや有意義」の評価を得た。また、研修の実施形式については、81.0%が今後も参加しやすいオンライン会議を希望するとの回答があった。さらに、制度やシステムの操作方法について理解を深めたことにより、地方公共団体の事務処理の効率化を促した。<br><br>＜課題と対応＞<br>○課題１：制度運営の強化<br>地方公共団体の人員が削られる中、事務処理等の適正化、 | 評定　B<br><br>＜評定に至った理由＞<br>納付業務等に係る事務処理の適正性を図るため概ね３年に１回のサイクルで関係する全ての地方公共団体に指導調査を行うこととしているが、令和５年度は、コロナ禍の影響が残る中、15地方公共団体に調査を実施（うち３地方公共団体はオンライン会議で実施）した。<br>公害保健福祉事業については、これまでの実態調査等を踏まえ、被認定者に向けた情報発信として、福祉事業の案内や令和６年度から事業を開始する禁煙治療費用助成事業の周知、予防事業で作成しているぜん息に関するパンフレットや動画の案内等を内容とするチラシを作成し、地方公共団体を通じ、被認定者へ配布した。また、令和６年度から開始する禁煙治療費用助成事業の周知のため、「禁煙外来の標準治療プログラム」を紹介している「すこやかライフ51号」を、機構から地方公共団体を通じ、被認定者等に配布した。そして、創意工夫のある地方公共団体の実施事例を収集するため、２地方公共団体に対し実態調査を実施し、「納付義務者に対する懇談会」で映像による事例紹介を行うことにより、事業の必要性、重要性の理解を促進した。<br>納付申請に係る事務処理については、禁煙治療費用助成事業 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 方公共団体への新たな情報提供の方法やニーズに応じた解決策の検討を行う。 | | グラム」を紹介している「すこやかライフ 51 号」（平成 30 年３月発行）を、機構から 23 の地方公共団体を通じ、被認定者等に配布した（２月、配布部数 2,210 部）。<br>公害保健福祉事業の創意工夫のある事例を収集するため、２地方公共団体に対し実態調査を実施した。その実施状況について、各地方公共団体に情報共有するとともに（12 月）、「納付義務者に対する懇談会」において動画による事例紹介することにより、事業の必要性、重要性の理解を促進した（３月）。 | 効率化を促進する必要がある。<br><br>○課題２：公害健康福祉事業の継続<br>被認定者の高齢化に伴い、公害健康福祉事業への参加者が減少している状況を踏まえ、事業の継続方法等について検討していく必要がある。<br><br>○課題３：今後の支援体制<br>毎年、地方公共団体の担当者が人事異動により交代する状況で、納付業務の手続きを適正かつ効率的に実施するための支援を行う必要がある。<br><br>○課題への対応<br>適正かつ効率的な制度運営を確保するため、今後も指導調査を実施して、地方公共団体の要望やニーズ、問題点を把握するとともに、事業のオンライン開催や予防事業部との連携など新たな公害健康福祉事業メニューの検討を提案し、環境省及び地方公共団体とともに、最新のニーズを踏まえた課題の解決及び制度運営の活性化を図る。<br>また納付業務システム担当者研修を継続実施するとともに、使いやすい納付業務システムへの改修を進めるなどにより、地方公共団体に対するきめ細やかな支援を行っていく。 | の追加に係るシステム改修を実施した。また、納付業務システムの研修を27地方公共団体28人の担当者に対しオンライン会議により実施した。福祉事業担当者への研修については、研修の参加を希望した26地方公共団体29人の担当者を対象に実施した。以上を踏まえ、コロナ禍の影響が残る中、事業追加等にも適時対応することで中期計画における所期の目標を達成していると認められるため「B」評価とした。<br><br>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞<br>コロナ禍の影響が残る中、令和５年度は15件の指導調査を実施された。引き続き指導調査の実施に努められたい。 また、今後も WEB を用いた研修を行うなど、納付業務を滞りなく実施するために必要な措置を迅速に講じ、地方公共団体担当者との連絡を緊密にとりながら、地方公共団体担当者の事務の理解を確実に促進されたい。<br><br>＜その他事項＞<br>特段なし。 |
| | (a2) 納付業務システム研修の参加者数（前中期目標期間実績：平均 27 人／年） | ② 地方公共団体の担当者に納付業務システムを適正に利用し効率的な事務手続を行ってもらうため、利用実態及び利用上の要望等を把握し、その結果を踏まえ、セキュリティ対策を講じてのシステム改修や希望者全員を対象とする研修を毎年度実施する。 | ②納付業務システムに係る要望を把握し、その結果を踏まえ、システム改修やセキュリティ対策等を行う。また、地方公共団体の希望する担当者全員を対象としたシステム研修については、参加しやすいオンライン形式で開催し、納付業務システムや操作方法について理解を促進し、事務手続の適正化、効率化を図る。 | 納付業務システム研修の参加者数（前中期目標期間実績：平均 27 人／年）<br><br>＜その他の指標＞<br>―<br><br>＜評価の視点＞<br>― | ②　納付申請等に係る事務処理の効率化<br>ア．納付業務システムの改修<br>禁煙治療費用助成事業が追加されることに伴い、地方公共団体及び機構で使用している納付業務システムに禁煙治療費用助成事業で必要となる帳票、集計表及びチェック機能等を追加するシステム改修を行った。（令和６年５月末までにシステム改修を完了し、令和６年７月より使用開始。）<br><br>イ．納付業務システムに係る研修の実施<br>納付業務システムの研修については、オンライン会議より実施した。<br>このうち、補償給付担当者への納付業務システムの研修については、対象となる 41 地方公共団体のうち、研修への参加を希望した 27 地方公共団体 28 人の担当者を対象に、５月に２回開催した。また、福祉事業担当者への納付業務システムの研修については、対象となる 43 地方公共団体のうち、研修への参加を希望した 26 地方公共団体 29 人の担当者を対象に、８月に２回開催した。<br>対面での参加を希望した担当者については、機構会議室において、実際に PC を操作しながら研修・指導を行った。<br><br>【納付業務システムに係る研修の内容】<br>・納付業務システムの操作方法を理解してもらうため、納付業務システムへのログイン方法からデータの入力及びアップロード方法まで、一連の作業について、オンラインで実際の操作を見せながら説明を行った。<br>・公害健康被害補償制度の仕組みや納付業務の手続についても説明を行い、納付業務について再認識を促した。<br><br>（資料編 P５_補償５－①　旧第一種地域 被認定者数の年度別推移） | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | （資料編 Ｐ５_補償５－②　旧第一種地域 補償給付費納付金の年度別推移）<br>（資料編 Ｐ６_補償６　　旧第一種地域 公害保健福祉事業費納付金の年度別推移）<br>（資料編 Ｐ７_補償７－①　補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況（旧第一種地域））<br>（資料編 Ｐ８_補償７－②　補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況（第二種地域）） | | |

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

| ４．その他参考情報 |
|---|
| |

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

| １．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| Ⅰ－２－１ | 調査研究、知識の普及・情報提供、研修 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | － | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業<br>独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号 |
| 当該項目の重要度、難易度 | ＜難易度：高＞社会全体の高齢化が進展する中で、新たに高齢のぜん息又は慢性閉塞性肺疾患（COPD）の罹患者の増加に着目した調査研究に着手する等、重点化・効率化を推進する必要があるため。 | 関連する政策評価・行政事業レビュー | ７．環境保健対策の推進<br>７－１．公害健康被害対策（補償・予防） |

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

| 指標等 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （評価指標） | | | | | | | |
| 調査研究に係る外部有識者委員会の評価 | （５段階中）3.5 以上 | 第３期中期目標期間実績：3.2 | 3.7 | 3.5 | 3.7 | 3.8 | 4.0 |
| （関連した指標） | | | | | | | |
| 事業従事者への研修の受講者数（※１） | － | 平成 29 年度受講者：72 人（333 人） | 109 人（331 人） | 239 人（643 人） | 117 人（698 人） | 117 人（1,621 人） | 89 人（1,750 人） |
| 調査研究の実施機関に対する事務処理指導実施件数 | － | 第３期中期目標期間実績：平均 4.25 件／年 | 8 件 | 2 件 | 4 件 | 6 件 | 6 件 |
| 情報提供数 | － | 第３期中期目標期間実績:平均 150 回／年 | 150 回 | 172 回 | 242 回 | 163 回 | 296 回 |
| ぜん息等電話相談件数（※２） | － | 第３期中期目標期間実績：平均 1,255 件／年 | 1,026 件 | 986 件 | 867 件 | 691 件 | 821 件 |

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

| | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 予算額（千円） | 770,100 | 761,640 | 761,924 | 825,604 | 791,310 |
| 決算額（千円） | 638,367 | 589,583 | 583,295 | 671,349 | 655,016 |
| 経常費用（千円） | 659,579 | 599,938 | 576,576 | 665,576 | 650,465 |
| 経常利益（千円） | △32,080 | 47,614 | 98,978 | 66,995 | 57,585 |
| 行政コスト（千円） | 659,579 | 599,938 | 576,576 | 665,576 | 650,465 |
| 従事人員数 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| | | | | | |
| | | | | | |

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

※１　ソフト３事業研修（健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業）及び保健指導研修の受講者数
（　）内はコメディカルスタッフ（看護師、保健師、薬剤師など）への研修も含めた研修受講者数を記載

※２ マスク着用などの新型コロナウイルス予防対策が浸透したことにより、ぜん息の発症や増悪が抑制されたと考えられる。

| ３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 中期目標 | 中期計画 | 年度計画<br>（令和５年度） | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
| | | | | | 業務実績 | 自己評価 | 評定 | S |
| | （１）調査研究、知識の普及・情報提供、研修<br>＜評価指標＞<br>(A)調査研究に係る外部有識者委員会の評価において、（５段階中）3.5 以上を獲得する（前中期目標期間実績 3.2）<br><br>＜定量的な目標水準の考え方＞<br>(a)採択課題に係る外部有識者による評価結果については、調査研究の質の向上を目指して下限の水準を得点率で 70%程度に 設定する。 | （１）調査研究、知識の普及・情報提供、研修<br><br>(A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価における評価：（５段階中 3.5 以上（前中期目標期間実績：3.2）を獲得するため、以下の取組を行う。<br><br>① 調査研究の質の向上を図るため、公募のあった研究計画に対して外部有識者による事前評価を実施し、評価内容を研究計画に反映させる。<br><br>② 更に採択後の調査研究に関して外部有識者による評価を毎年度実施するとともに、質の向上につながる助言を研究実施者等にフィードバックし、研究計画に反映さ | （１）調査研究、知識の普及・情報提供、研修<br><br>(A) ぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる研究課題を重点的に行い、公募制を継続し、透明性の確保を図るとともに、以下の取組を通じて、外部有識者委員会から高い評価（５段階中 3.5 以上）を獲得し、研究の質の確保を図る。<br><br>① 調査研究の実施に当たり、外部有識者による年度（事後）評価を実施し、評価結果を研究実施者等にフィードバックする。<br><br>② 評価委員の意見を踏まえ、次期調査研究の新規課題を設定するとともに、新規公募を行う。 | ＜主な定量的指標＞<br><br>調査研究に係る外部有識者委員会の評価において、（５段階中）3.5 以上を獲得する（前中期目標期間実績：3.2） | ＜主要な業務実績＞<br><br>(A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価において（５段階中）3.5 以上を獲得<br>令和５年度は、調査研究（令和４～５年度の２年間計画）の最終年度であり、外部有識者委員会（環境保健分野・環境改善分野の計 10 人）の評価を実施し、全課題平均 4.0 を獲得した。<br>ア． 調査研究の課題数（令和４～５年度）<br>環境保健分野：６課題<br>環境改善分野：２課題<br>イ． 主な研究<br>（ア）環境保健分野：高齢のぜん息及び COPD（慢性閉塞性肺疾患）の患者の増加を踏まえ、成人ぜん息患者の治療実態を把握するための全国規模での調査を行い、効果的な治療・指導法を策定。<br>（イ）環境改善分野：地方公共団体におけるシミュレーションモデルを活用した光化学オキシダント対策の検討に関する調査研究を実施。その成果として、福岡県では「AI 技術を活用した大気汚染予測情報配信事業」が令和６年度より行われることとなった。<br><br>①外部有識者による年度評価結果のフィードバック、事後評価の実施<br>外部有識者評価委員の意向・意見に精通している機構職員が、研究代表者が主催する各研究班の会議に必ずオンライン又は現地訪問により参加し、令和４年度に実施した評価委員の年度評価の内容を直接・確実にフィードバックし、研究計画に反映させるとともに、調査研究への浸透を図った。<br>事後評価（１月）についても、研究実施者等にフィードバックし研究報告書への反映を図った。<br><br>②新規課題の設定及び公募【第 14 期環境保健調査研究】<br>令和６年度から開始する第 14 期環境保健調査研究について、現在推進中の調査研究の進捗及び患者団体との接点の多い機構の職員のイニシアチブにより、評価委員会の意見を踏まえ、環境保健分野に係る３分野６課題を決定し、公募を行った。<br>なお、第 13 期環境保健調査研究との変更点は以下のとおり。<br>・ 疫学的な調査の研究期間については、より長期的な視点に立った調査が必要との評価委員会の意見を踏まえ３年から５年に変更し | ＜評定と根拠＞<br>評定：S<br>「調査研究、知識の普及・情報提供、研修」事業は、高齢化の進展に伴う罹患者の増加に着目するなど重点化・効率化を推進する必要があることから、そもそも＜難易度：高＞と評価されていた。<br>令和５年度は、５月より新型コロナウイルス感染症が感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）上の５類感染症に位置付けられたところである。しかしながら、９月末頃までの期間においては、令和４年度に引き続き、「地方公共団体への助成事業」を担う呼吸器系疾患の医師や、環境保健部局の地方公共団体職員、コメディカルスタッフ（看護師、保健師等）が、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応に忙殺される非常事態が続いていた。<br>５類感染症に位置付けられた５月以降、対面形式による事業が再開されたが、事業の対象である呼吸器系疾患の患者等においては対面での参加を忌避される傾向が続いた。地方公共団体において予防事業に携わる人員の不足や住民ニーズの把握が困難という課題もあり、事業の質と量を確保することは非常に困難な状況であった。<br>このような厳しい事業環境下において、予防事業が新たな時代の要請に応える的確で効果的なものとなるよう、特に事業ニーズの把握、重点化及び関係団体との連携促進のための取組の拡充を行った。また、事業の実施方法や実施体制等についても、これまでに構築した人的ネットワークや組織的な協力体制を基盤とし、強化・充実させる方策を立案した。<br>その結果、特筆事項として、事業従事者への研修の受講者数については、1,750 人で関連指標として過去最大の数値となった（基準値比 425%増）。<br>また、評価指標である調査研究に係る外部 | ＜評定に至った理由＞<br>「調査研究、知識の普及・情報提供、研修」事業は、高齢化の進展に伴う罹患者の増加に着目するなど重点化・効率化を推進する必要があるため、当該項目の重要度、困難度について、＜難易度：高＞と評価されていた。<br>令和５年度は、５月より新型コロナウイルス感染症が感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）上の５類感染症に位置付けられたところである。しかしながら、９月末頃までの期間においては、令和４年度に引き続き、「地方公共団体への助成事業」を担う呼吸器系疾患の医師や、環境保健部局の地方公共団体職員、コメディカルスタッフ（看護師、保健師等）が、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応に忙殺される非常事態が続いていた。<br>５類感染症に位置付けられた５月以降、対面形式による事業が再開されたが、事業の対象である呼吸器系疾患の患者等においては対面での参加を忌避される傾向が続いた。地方公共団体において予防事業に携わる人員の不足や住民ニーズの把握が困難という課題もあり、事業の質と量を確保することは非常に困難な状況であった。<br>このような厳しい事業環境下において、予防事業が新たな時代の要請に応える的確で効果的なものとなるよう、特に事業ニーズの把握、重点化及び関係団体との連携促進のための取組の拡充を行った。また、事業の実施方法や実施体制等についても、これまでに構築した人的ネットワークや組織的な協力体制を基盤とし、強化・充実させる方策を立案した。 | |

せる。

た。

・　新規課題の設定に当たっては、患者団体等が呼吸リハビリテーションの普及及び生物学的製剤に高い関心があることを踏まえ、複数の専門医からも ICT を活用したリハビリテーションの重要性を示唆された。このため、新規課題に ICT を活用した在宅呼吸リハビリテーションのプログラム（医療用アプリ）開発及び生物学的製剤を使用した患者の長期経過等に関する研究を実施することとした。

公募に当たっては、機構ウェブサイトに掲載したほか、学会ウェブサイト及び雑誌に掲載し、幅広く公募を行った。３分野・計６つの研究テーマ（下表参照）に対して７件の応募があり、評価委員による事前評価を経て７件の調査研究課題を採択した。

●学会ウェブサイト

・日本呼吸ケア・リハビリテーション学会

・日本呼吸器学会

・日本小児アレルギー学会

・日本小児臨床アレルギー学会

・日本アレルギー学会

●日本アレルギー学会の学会誌

「アレルギー」

●医学雑誌

・「週刊日本医事新報」（10/14 発行）

・「Web 医事新報」（10 月中旬から１ヶ月間）

・「アレルギーの臨床」11 月号

| 大課題 | 研究テーマ名 |
|---|---|
| 小児・成人ぜん息に関する調査研究 | ①高齢ぜん息患者の状況に応じた自己管理手法 |
| | ②重症ぜん息患者の増悪予防策 |
| COPD に関する調査研究 | ①COPD 患者の自己管理と重症化予防 |
| | ②COPD 患者の ICT を活用した在宅の呼吸リハビリテーションの効果検証 |
| 気管支ぜん息等の動向等に関する調査研究 | ①生物学的製剤を使用した患者の長期経過等に関する調査研究 |
| | ②指定地域を対象とした気管支ぜん息等の予後と併存症（鼻炎・肥満等のぜん息増悪の危険因子）に関する調査研究 |

また、事前評価結果については、研究実施者にフィードバックし、研究計画に反映させた。

なお、令和４年度までに実施した調査研究の成果については、成果の全体を機構のホームページで公開し、調査研究成果集として関係地方公共団体や関係学会等に配布するとともに、その概要をパンフレッ

有識者の評価については、全課題平均で「4.0」を獲得し、第４期中期計画期間中で最高レベルの数値、かつ基準値である 3.2 からは 25%増の数値となった。なお、環境改善分野の調査研究については、福岡県において「AI 技術を活用した大気汚染予測情報配信事業」として令和６年度より社会実装することができた。

さらに、地域で活動する患者団体・NPO と地方公共団体とが協働して予防事業を進めている取組を好事例としてモデル化し、他の地方公共団体へ横展開を図ることができた。

加えて、医師・コメディカルスタッフ・地方公共団体職員・患者とその家族のニーズに応じて、ICT（情報通信技術）を自主的・積極的に活用した事業展開を図ることができた。

以上のように量的及び質的にも顕著な成果が得られたこと、かつ中期目標において難易度が「高」とされていることから自己評価を「S」とした。

詳細は次のとおり。

（1）　量の拡大等

①　予防事業の担い手である地方公共団体職員及びコメディカルスタッフを対象とした研修については、７種類を行い 1,750 名が受講した。受講者数については、関連指標として過去最大の数値となった（基準値比 425%増）。

②　ぜん息等の患者や家族を中心とする SNS（X 旧 Twitter）の継続的な情報提供を 296 回／年（前中期目標期間最終年度値比 97%増）行った。また、フォロワー数については、6,716 人となった（前中期目標期間最終年度値比 2,154%増）。

（2）　質の向上

①　外部有識者委員の意向・意見に精通している機構職員が、呼吸器系疾病の医師等の研究代表者主催の班会議にオンライン参加し、評価結果等を確実に研究に浸透させる

その結果、特筆事項として、事業従事者への研修の受講者数については、1,750 人で関連指標として過去最大の数値となった（基準値比 425%増）。

また、評価指標である調査研究に係る外部有識者の評価については、全課題平均で「4.0」を獲得し、第４期中期計画期間中で最高レベルの数値、かつ基準値である 3.2 からは 25%増の数値となった

なお、環境改善分野の調査研究については、福岡県において「AI 技術を活用した大気汚染予測情報配信事業」として令和６年度より社会実装することができた。

さらに、地域で活動する患者団体・NPO と地方公共団体とが協働して予防事業を進めている取組を好事例としてモデル化し、他の地方公共団体へ横展開を図ることができた。

加えて、医師・コメディカルスタッフ・地方公共団体職員・患者とその家族のニーズに応じて、ICT（情報通信技術）を自主的・積極的に活用した事業展開を図ることができた。

それから、ぜん息等の患者や家族を中心とする SNS（X 旧 Twitter）の継続的な情報提供を 296 回／年（前中期目標期間最終年度値比 97%増）行った。また、フォロワー数については、6,716 人となった（前中期目標期間最終年度値比 2,154%増）。

以上のように量的及び質的にも顕著な成果が得られたこと、かつ中期目標において難易度が「高」とされていることなどを総合的に判断し、「S」評価とした。

＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

特段なし

＜その他事項＞

特段なし

<table>
<tr>
<td></td>
<td>(B)事業従事者のニーズを踏まえた 効果的な研修の実施<br><br>＜関連した指標＞<br>(b1)事業従事者への研修の受講者数（平成 29 年度受講者：72 人）</td>
<td>(B) 事業従事者のニーズを踏まえた効果的な研修を実施するため、以下の取組を行う。<br><br>① 質の高いカリキュラムを提供していくため、地方公共団体の事業従事者等を対象にアンケートを実施しニーズの把握を行</td>
<td>(B) 地方公共団体が実施するソフト３事業及び大気環境の改善事業の事業従事者等を対象に、各事業への理解を深めるとともに、事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的に、以下の取組を行う。研修の実施に当たっては、ICT（情報通信技術）を積極的に活用する。<br><br>① 地方公共団体のソフト３事業の従事者等を対象に、各事業への理解を深め事業実施に必要な知識等を習得してもらうため、受講者へアン</td>
<td>事業従事者のニーズを踏まえた効果的な研修の実施<br><br>事業従事者への研修の受講者数（平成 29 年度受講者：72 人）</td>
<td>トに反映した。<br><br>（資料編Ｐ９_予防１　調査研究の評価方法について）<br>（資料編 P10_予防２　第 13 期（令和５年度）環境保健分野に係る調査研究概要／令和５年度環境改善分野に係る調査研究概要）<br><br>(B) 事業従事者への効果的な研修<br>地方公共団体が主催するソフト３事業（健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業）の事業従事者（地方公共団体職員）等を対象に、予防事業への理解を深め、事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的に研修を実施した。<br>事業従事者への研修（ソフト３事業研修及び保健指導研修）の受講者数は中期目標の関連した指標に掲げる平成 29 年度（72 人）比 24%増の 89 人となった。コメディカルスタッフ（看護師、保健師、薬剤師など）への研修も含めると全受講者数は、1,750 人となった。これはオンライン開催に変更したことに加え、令和４年度に引き続きクラウド型の学習管理システム（Learning Management System）を導入し、研修の受講管理及び進捗管理の効率化を図ったことや研修の参加募集の広報を積極的に行ったことなどの取組による。<br>令和４年度のアンケート結果を踏まえ、呼吸ケア・リハビリテーションについては、コロナウイルス感染拡大以降、初めて対面による手技実習会を２回（川崎・神戸）開催した。<br>研修ごとの受講者数と修了者数は、次表のとおりである。<br><br>
<table>
<tr><th>研修名</th><th>受講者数</th><th>修了者数</th></tr>
<tr><td>ソフト３事業研修</td><td>33 人</td><td>25 人</td></tr>
<tr><td>保健指導研修</td><td>56 人</td><td>46 人</td></tr>
<tr><td>ぜん息患者教育スタッフ養成研修</td><td>361 人</td><td>247 人</td></tr>
<tr><td>アレルギー指導研修</td><td>372 人</td><td>248 人</td></tr>
<tr><td>呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修</td><td>742 人</td><td>520 人</td></tr>
<tr><td>呼吸ケア・リハビリテーション手技実習会（参集形式）</td><td>41 人</td><td>41 人</td></tr>
<tr><td>環境改善研修</td><td>145 人</td><td>98 人</td></tr>
<tr><td>計</td><td>1,750 人</td><td>1,225 人</td></tr>
</table>
<br>①受講者へのアンケートの実施、研修の見直し<br>受講者にアンケートを実施し、受講満足度は有効回答者の 98.5%から５段階評価で上位２段階までの評価を得ており、例年同様に、高い満足度を維持した。<br>特に、対面による手技実習会のアンケートでは、回答者 40 人の 100%から「有意義だった」、今後の業務に活用できるか、の質問にも</td>
<td>ことにより、調査研究に係る外部有識者委員会において、全課題平均で 4.0 の高評価（基準値比 25%増）を獲得することができた。<br><br>② 引き続きコロナ対応に忙殺される地方公共団体職員、及び生活現場で患者に寄り添うコメディカルスタッフの受講利便性を向上させたオンライン研修における高い満足度（参加者の 98.5%が５段階評価で上位２段階までの満足度）の獲得できた。<br>参加者のニーズに応え、令和５年度から対面による呼吸ケア・リハビリテーションの手技実習会を開催することができた。本実習会のアンケートでは、回答者 40 人の 100%から「有意義だった」、今後の業務に活用できるか、の質問にも 100%から「活用できる」、との回答があり、非常に高い満足度が示された。<br><br>③ 令和５年度も、(一社) 日本呼吸ケア・リハビリテーション学会が認定する「呼吸ケア指導士の取得に必要な単位の対象講座」に、機構の呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修が認定されるなど、顕著な成果を得ることができた。<br><br>＜課題と対応＞<br>ぜん息及び慢性閉塞性肺疾患（COPD）の患者に対しては薬物療法と非薬物療法の併用が効果的との最新の知見を踏まえ、呼吸リハビリテーションの普及及び専門家の育成を進める。<br>また、医療サービスに係る調査研究や研修等にデジタル技術を積極的に活用することにより、予防事業の質の向上を図るとともに、これまでに得た様々な知見等を活用しつつ、地域のニーズに対応するために必要な事業展開を図る。</td>
<td></td>
</tr>
</table>

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | い、適宜見直しを行うなど研修を効果的に実施する。<br><br>② 地方公共団体の事業従事者を対象とした研修において、受講者の研修後の取組の変化について、上長にアンケートを行いその結果の把握・分析を通じてより効果の高い研修を実施する。 | ケートを実施しニーズの把握を行うとともに、応募が多い研修の参加人数を増やし、学会とも連携して質の高いカリキュラムを組む。<br><br>② 地方公共団体の事業従事者を対象とした研修において、受講者の取組の変化について上長にアンケートを行い、その結果を踏まえより効果の高い研修を実施する。 | | 100%から「活用できる」、との回答があり、非常に高い満足度が示された。<br>受講者からは、「呼吸介助をどう誘導するか、解剖学の部分から理解できて力の加減などから実際に体験することができて良かった」「オンラインでなく実技をすることができてリハビリへの意欲も高まった。」といったコメントが寄せられた。<br><br>②研修後の上長への追跡アンケートの結果<br>研修受講者の上長へのアンケート結果において、受講「満足度」については有効回答者の 100%から、「研修成果の活用状況」については有効回答者の 94%から、それぞれ５段階評価で上位２段階までの評価を得た。<br>また、令和５年度も呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修等が、以下の専門医認定取得に必要な単位の対象講座としての認定を受けた。<br>・（一社）日本呼吸ケア・リハビリテーション学会が認定する「呼吸ケア指導士（同学会公表数値：約 800 人）」<br>・（一社）日本小児臨床アレルギー学会が認定する「小児アレルギーエデュケーター（同学会公表数値：719 人）」<br>これにより、予防事業の研修認知度の向上が期待でき、研修修了者の活躍の幅が大きく広がることなど、予防事業対象地域をはじめとした地域医療の質の向上につながる成果を得られた。<br><br>（資料編 P12_予防３　令和５年度研修事業実施状況） | | |
| | (C) 調査研究 実施機関への指導等による適切な事務処理の確保<br><br>＜関連した指標＞<br>(c1) 調査研究の実施機関に対する事務処理指導実施件数（前中期目標期間実績：平均 4.25 件／年） | (C) 調査研究を適切に実施するため、以下の取組を行う。<br><br>① 新規に採択した調査研究実施機関の担当者に対する事務処理方針の説明を行うとともに、採択した調査研究のすべての実施機関に指導調査を実施し調査研究費の適正な執行を確保する。 | (C) 調査研究を適切に実施するため、以下の取組を行う。<br><br>① 調査研究費の経理処理について引き続き指導・助言を行うとともに、関係規程に基づき現地調査を実施する。 | 調査研究実施機関への指導等による適切な事務処理の確保<br><br>調査研究の実施機関に対する事務処理指導実施件数（前中期目標期間実績：平均 4.25 件／年） | (C) 調査研究の適切な実施<br>令和５年度は新たな委託調査研究期間（令和４～５年度）の最終年度に当たることから、調査研究に係る会計処理を適正に行っていくため、各調査研究実施機関の会計事務担当者に対して、オンラインによる事務処理説明会を実施するとともに、調査研究費執行に係る問合せに対し適切に指導を行った。<br>また、適正な執行を図るために、調査研究費の支出証拠書類・帳簿、物品等の購入手続き及び納入物品の検収方法等に係る現地調査を実施した。 | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | (D) 知識の普及事業における効果的な情報提供の実施 | (D) 知識の普及に関して適切に最新情報を提供するため、以下の取組を行う。 | (D) 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大気環境の改善に係る知識の普及に関して最新の情報を始め適切に情報を提供するため、以下の取組を行う。 | 知識の普及事業における効果的な情報提供の実施 | (D) 知識の普及事業における効果的な情報提供の実施 | | |
| | ＜関連した指標＞<br>(d1) 情報提供数（前中期目標期間実績：平均 150 回／年） | ① 機構・地方公共団体・学会等が行うぜん息・COPD 等に関する情報について、Web、メールマガジン、SNS を用いて積極的に情報提供を行う。 | ① ぜん息患者やその家族に科学的知見に基づく確かな医療情報等をパンフレットの他、Web 等を通じて積極的に提供するとともに、環境改善分野の情報提供について的確に対応する。 | 情報提供数（前中期目標期間実績：平均 150 回／年） | ①ぜん息・COPD 等に関する情報の Web、SNS 等を用いた情報提供<br>ｉ）ぜん息・COPD プラットフォーム及び SNS 等の運用<br>ぜん息・COPD プラットフォーム及び SNS 等の運用に当たっては、時宜を得たテーマ設定とターゲット層を意識したツイートの発信、ホームページへの情報掲載、メールマガジンの配信を、効果的に組み合わせて行うことにより、必要な情報が確実に読み手に届くよう努めた。<br>特に、SNS（X 旧 Twitter）については、ぜん息等の発症予防に必要な情報などの積極的かつ継続的な情報提供を 296 回／年（令和４年度 163 回／年）行った。<br>また、機構主催の市民公開講座では、フォローを呼びかけるために、若手職員が手作りでキャンペーンを企画した。フォロワー数は自己管理支援を促す物品とともに機構コンテンツ等の情報を提供するキャンペーンを実施し、令和５年度末に 6,716 人となった。<br><br>ⅱ）パンフレット等の提供、改訂<br>パンフレット、ノベルティ、DVD の配布に当たっては、オンラインによる申込みと PDF の閲覧及びダウンロードを促して効率化を図るとともに、「モニター越しだと見づらい、文字が読みづらい」というアンケート結果や意見を踏まえて一定の読者層には引き続き現物配布を組み合わせることにより、効果的に情報提供を行った。<br><br>パンフレット等の配布先と配布数は、次表のとおり。<br><br>配布先 ／ 配布数<br>地方公共団体等（保健所、学校を含む。） ／ 78,120 部<br>医療機関 ／ 208,915 部<br>個人等 ／ 28,005 部<br>合計 ／ 315,040 部<br><br>パンフレット等には、患者、医師、コメディカルスタッフに役立つ、最新の正しい医学的知見・情報を分かりやすく掲載していることから、パンフレット等の記事の転載依頼の申し込みは、例年 100 件を超えている。令和５年度においても 120 件（令和４年度 119 件）の転載依頼 | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | があったことは、機構のパンフレット等が、上記の配布数をはるかに超えて、社会において幅広く活用されていることを示している。<br><br>ⅲ）すこやかライフの発行<br>令和６年２月に、"ぜん息、COPD の患者さんとそのご家族に寄り添う"ことを制作方針として、最新の医療情報や読者が自宅で実践できる情報等を提供する「すこやかライフ」の第 58 号を発刊した。「すこやかライフ」の定期購読者は 5,385 人と非常に多くからの支持を得た。<br>また、ウェブ版すこやかライフでは、時季に応じた情報や令和５年７月に開催した市民公開講座のレポート、セルフマネジメントについての最新の知見等をホームページに掲載することにより、患者・家族・それらを支える医師・コメディカルスタッフのニーズに応える正しい知識のタイムリーな普及啓発を積極的に進めた。 | | |
| | (d2) ぜん息等電話相談件数（前中期目標期間実績：平均 1,255 件／年） | ② ぜん息等電話相談や関連イベント等については、Web、メールマガジン、SNS など多様な手段により周知を行う。 | ② ぜん息等電話相談や関連イベント等については、作成した予防事業シンボルキャラクターも活用しつつ、メールマガジン、SNS（ツイッター）など多様な手段により周知を行うとともに、ICT を活用しオンライン開催等により実施する。 | ぜん息等電話相談件数（前中期目標期間実績：平均 1,255 件／年）<br><br>＜その他の指標＞<br>－<br><br>＜評価の視点＞<br>調査研究について、今後の公害健康被害予防事業（以下「予防事業」という。）の重点施策に即した研究課題が設定され、評価が適切に行われているか。また、調査研究費の執行は適正に確保されているか。 | ②ぜん息・COPD 電話相談及び関連イベント等の実施<br>ⅰ）患者団体との連絡会<br>毎年度実施している患者団体との「公害健康被害予防事業に関する連絡会」をオンラインにより開催（令和５年 12 月・８団体が参加）。<br>機構からは予防事業の実施状況について報告し、地方公共団体との協働事業をテーマに意見交換を実施。<br>また、個々の患者団体とのより密接な意見交換を求める連絡会における意見に応え、直接複数の患者団体を訪問し、予防事業への要望や意見交換を行った。<br><br>ⅱ）ぜん息・COPD 電話相談室<br>ぜん息・COPD 電話相談室の運営においては、ぜん息・COPD の患者に寄り添う方針のもと、看護師及び専門医によるフリーダイヤルを通年開設し、821 件の相談に対応した。<br>学会の発表や海外の研究論文等では、マスク着用などの新型コロナウイルス予防対策が浸透したことにより、ぜん息の発症や増悪が抑制されたと考えられる旨の見解が示されており、このような傾向を受けてぜん息・COPD 電話相談室の相談件数は、大きく減じたが、積極的な周知活動の結果、増加に転じている。<br><br>ⅲ）ぜん息・COPD 電話相談室の周知<br>過去の掲載媒体の分析を踏まえ、ぜん息・COPD 電話相談室の周知・利用拡大を図るため、一般紙（５月）、スポーツ紙（８月）、患者関係団体が患者向けに定期刊行する広報誌（５月、６月、９月、10 月、12 月）のほか、Web リスティング広告を積極的に活用し、ターゲット層に応じた効果的な周知を行った。<br><br>③ぜん息・COPD 患者に対する情報提供 | | |
| | | | ③ ぜん息や COPD の | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 基礎疾患を抱える患者に対し、新型コロナウイルス感染症などに関する有用な情報を提供するとともに、研修を通じた人材育成にも努める。 | | ｉ）市民公開講座の開催<br>　ぜん息等のアレルギー疾患や患者等の自己管理支援に関して正しい知識の提供を行うため、第 39 回日本小児臨床アレルギー学会との共催で、ぜん息等について興味がある市民を対象とした市民公開講座を福岡市で実施した。集客のための福岡市内の幼稚園、小学校及び病院等へのちらし配布及び福岡県庁 SNS への発信依頼により、199 人の参加があった（７月）。<br>　治療を進める中での悩みや疑問に少しでも答えられるような機会とするため、治療方法など基本的な知識についての講演のほか、事前に参加者から寄せられた多くの質問に講演者が丁寧に回答する構成とした。<br>　また、講演後にも、専門医に直接質問できるように、個別相談コーナーを設けた。<br>　参加者へのアンケート結果では、有意義であったかについて、有効回答者の 92%から、それぞれ５段階評価で上位２段階までの評価を得、「喘息治療薬を使っているが、治療のめやすが知れてよかった。」などの感想があった。<br>　また、すこやかライフのウェブ版において市民公開講座のレポートを掲載し、講座の内容をより広く周知した。レポートの閲覧者からは、「学会に参加出来なかったので、こうして市民公開講座の内容が連載されると助かる。基礎から最新のトピックスまで、短時間で網羅されているのが市民公開講座の魅力である。」などの感想があった。<br><br>ⅱ）e ラーニングシステムの配信<br>　保健師、看護師等の医療従事者を対象に、小児気管支ぜん息等の患者教育に必要な実践的な知識・技能について e ラーニングで提供した（令和３年度から運用開始。厚生労働省のアレルギーポータルサイトとも連携）。<br><br>（資料編 P13_予防４　令和５年度　知識の普及事業実施状況） | | |

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

| ４．その他参考情報 |
|---|
| |

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

| １．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| Ⅰ－２－２ | 地方公共団体への助成事業 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | － | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）<br>第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業<br>独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号 |
| 当該項目の重要度、難易度 | － | 関連する政策評価・行政事業レビュー | ７．環境保健対策の推進<br>７－１．公害健康被害対策（補償・予防） |

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

| 指標等 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （関連した指標） | | | | | | | |
| ソフト３事業参加者数（※１） | － | 第３期中期目標期間実績：152,223 人／年 | 131,697 人 | 102,630 人 | 110,721 人<br>※専門医等による解説動画等の配信（25,533 再生）<br>※機構による代替事業参加者（191 人）<br>上記計 延べ（136,445 人） | 99,134 人<br>※専門医等による解説動画等の配信（1,847 回再生）<br>上記計 延べ（100,981 人） | 99,227 人<br>※専門医等による解説動画等の配信（2,317 回再生）<br>上記計 延べ（101,544 人）（※２） |
| 事務指導実施件数 | － | 第３期中期目標期間実績:平均 7.75 件／年 | ８件 | ４件 | 10 件 | 10 件 | ８件 |
| 人材バンクを活用した支援実施状況（※３） | － | － | 15 団体<br>21 事業 | １団体<br>１事業 | ２団体<br>３事業 | ２団体<br>２事業 | 12 団体<br>16 事業 |

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

| | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 予算額（千円） | 770,100 | 761,640 | 761,924 | 825,604 | 791,310 |
| 決算額（千円） | 638,367 | 589,583 | 583,295 | 671,349 | 655,016 |
| 経常費用（千円） | 659,579 | 599,938 | 576,576 | 665,576 | 650,465 |
| 経常利益（千円） | △32,080 | 47,614 | 98,978 | 66,995 | 57,585 |
| 行政コスト（千円） | 659,579 | 599,938 | 576,576 | 665,576 | 650,465 |
| 従事人員数 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

※１　ソフト３事業とは、地方公共団体が実施する、地域住民の健康確保に直接つながる健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業を指す。

※２　ソフト３事業の代替事業として「呼吸筋ストレッチ体操動画等」の再生回数を合算すると「237,959 人」が当該事業の参加者となる。

※３　上記の「支援実績状況」の数字は、地方公共団体が人材バンクに登録している専門家を活用した件数ではなく、地方公共団体が「機構に対して新規に専門家の紹介を依頼した件数」であるため、機構を介さずに、又は、過去の機構の紹介により既にネットワーク化された、人材バンク登録専門家を活用した数字は含まれていない。

| ３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 中期目標 | 中期計画 | 年度計画<br>（令和５年度） | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
| | | | | | 業務実績 | 自己評価 | 評定 | A |
| | （２）地方公共団体への助成事業<br><br>＜評価指標＞<br>(A)事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施<br><br>＜関連した指標＞<br>(a1) ソフト３事業参加者数（前中期目標期間実績:152,223 人／年）<br><br>(a2) 事務指導実施件数（前中期目標期間実績：平均 7.75 件／年） | （２）地方公共団体への助成事業<br><br>(A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業を行うため、以下の取組を行う。<br><br>① 地方公共団体への事務指導や助成事業ヒアリングの場において、事業の実施内容等について意見交換を行い、特にぜん息等の発症予防等に直接つながる事業について、内容の充実を図る。 | （２）地方公共団体への助成事業<br><br>(A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業を行うため、以下の取組を行うとともに、ICT を活用した事業展開等について助成事業を実施する地方公共団体に情報提供を行う。<br><br>① 地方公共団体への事務指導や助成事業ヒアリングの場において、事業の実施内容等について意見交換を行い、特にぜん息等の発症予防等に直接つながる事業について、内容の充実を図る。 | ＜主な定量的指標＞<br><br>事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施<br><br>ソフト３事業参加者数（前中期目標期間実績：152,223 人／年）<br><br>事務指導実施件数（前中期目標期間実績：平均 7.75 件／年） | ＜主要な業務実績＞<br>※助成事業等の対象地域は、公害健康被害の補償等に関する法律の旧第一種地域 41 地域とこれに準ずる地域として定められた６地域の計 47 地域（市町村合併により現在は 46 地域）。<br><br>(A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施<br><br>①事業環境等の変化に対応した事業内容の充実<br>ⅰ）患者団体・NPO との意見交換会の開催及び直接訪問による意見交換<br>患者団体からの要望を踏まえ、関東及び関西の３つの患者団体を訪問し、予防事業への要望や意見交換を行った。<br>また、公害健康被害補償制度と関係の深い患者団体及びぜん息・COPD の予防・健康回復のために活動する８つの NPO 法人等との予防事業に関する意見交換会を行った（12 月）。<br><br>（資料編 P15_予防５　意見交換を実施した団体）<br><br>ⅱ）地方公共団体の優良事例の横展開<br>パッケージ支援で専門職向け講演会を補助し、講演内容を撮影・編集し、他の地方公共団体にも共有することで、予防事業の推進に有用な情報を幅広く展開した。<br>助成事業の実施状況や実態を確認し、助成金の適正な執行が図られているか等を確認するため、指導調査を８件実施した（前中期目標期間実績：平均 7.75 件／年）。指導調査を実施した地方公共団体において、COPD 出前講座によって高齢者サロンやボランティア団体とのつながりを活用し、「集め | ＜評価と根拠＞<br>評定：S<br>令和５年度は、５月より新型コロナウイルス感染症が感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）上の５類感染症に位置付けられたところである。しかしながら、９月末頃までの期間においては、令和４年度に引き続き、「地方公共団体への助成事業」を担う呼吸器系疾患の医師や、環境保健部局の地方公共団体職員、コメディカルスタッフ（看護師、保健師等）が、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応に忙殺される非常事態が続いていた。<br>５類感染症に位置付けられた５月以降、対面形式による事業が再開されたが、事業の対象である呼吸器系疾患の患者等においては対面での参加を忌避される傾向が続いた。地方公共団体において予防事業に携わる人員の不足や住民ニーズの把握が困難という課題もあり、事業の質と量を確保することは非常に困難な状況であった。<br>このような厳しい事業環境下において、予防事業が新たな時代の要請に応える的確で効果的なものとなるよう、特に事業ニーズの把握、重点化及び関係団体との連携促進のための取組の拡充を行った。また、事業の実施方法や実施体制等についても、これまでに構築した人的ネットワークや組織的な協力体制を基盤とし、強化・充実させる方策を立案した。<br>その結果、特筆事項として、人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業への支援の実施については、①パッケージ支援の利用者に人材バンク登録者を紹介、②人材バンク登録者を対象とした研修会の初開催、③優良事例の横展開などを図った結果、患者ニーズの高い事業を広く展開するために実施するパッケージ支援（機構による地方公共団体の伴走支援）については、令和４ | ＜評定に至った理由＞<br>令和５年度は、５月より新型コロナウイルス感染症が感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）上の５類感染症に位置付けられたところである。しかしながら、９月末頃までの期間においては、令和４年度に引き続き、「地方公共団体への助成事業」を担う呼吸器系疾患の医師や、環境保健部局の地方公共団体職員、コメディカルスタッフ（看護師、保健師等）が、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応に忙殺される非常事態が続いていた。５類感染症に位置付けられた５月以降、対面形式による事業が再開されたが、事業の対象である呼吸器系疾患の患者等においては対面での参加を忌避される傾向が続いた。地方公共団体において予防事業に携わる人員の不足や住民ニーズの把握が困難という課題もあり、事業の質と量を確保することは非常に困難な状況であった。このような厳しい事業環境下において、予防事業が新たな時代の要請に応える的確で効果的なものとなるよう、特に事業ニーズの把握、重点化及び関係団体との連携促進のための取組の拡充を行った。また、事業の実施方法や実施体制等についても、これまでに構築した人的ネットワークや組織的な協力体制を基盤とし、強化・充実させる方策を立案した。その結果、特筆事項として、人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業への支援の実施については、①パッケージ支援の利用者に人材バンク登録者を紹介、②人材バンク登録者を対象とした研修会の初開催、③優良事例の横展開などを図った結果、患者ニーズの高い事業を広く展開するために実施するパッケージ支援（機構による地方公共団体の伴走支援）については、令和４年度３地方公共団体４事業であったのに対し、令和５ |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | る」から「集まっているところへ」出向くという工夫をしている事例を聴取した。この優良事例を実務者連絡会議の場で他の地方公共団体へ情報共有した（12 月）。<br><br>ⅲ）ICT を活用した事業展開の促進<br>オンライン開催及びハイブリッド開催（会場とオンラインを組み合わせた開催）による事業実施を支援するパッケージ支援（機構による地方公共団体の伴走支援）メニューを設けることで、ICT を活用した事業を実施し易くなる環境を整備し、２地方公共団体に対して講演会のハイブリッド開催の支援を行ったほか、対面開催の事業を撮影し、後日アーカイブ配信を行う実施方法についても支援を行った。<br>また、中止となったソフト３事業に代わる健康相談・機能訓練の促進のため、これまでに作成した以下のコンテンツの活用を働きかけた。<br>・呼吸筋ストレッチ動画及び副教材<br>（令和５年度動画再生回数 119,461 回）<br>・乳児スキンケア動画及び副教材<br>（令和５年度動画再生回数 14,877 回）<br>・食物アレルギーに配慮した離乳食の動画コンテンツ及び副教材（令和５年度動画再生回数 1,977 回）<br>・専門医及び看護師によるぜん息の自己管理に関する動画（令和５年度動画再生回数 2,317 回）<br><br>ⅳ）専門医によるオンライン講演会の実施<br>新型コロナウイルス感染症の影響により、大人数向けの講演会を実施できる地方公共団体は限られているため、健康相談事業の代替事業として、ぜん息等のアレルギー疾患を持つ子どもの保護者を対象に講演会を開催した。厚生労働省からの後援をもらい、乳幼児期からぜん息の発症予防を図るため、疾患の基礎知識や日常生活の注意点について、専門医による講演を行った（YouTube 配信　視聴登録者数 378 人）。 | 年度３地方公共団体４事業であったのに対し、令和５年度９団体 15 事業まで拡大させることができた（令和４年度比 275%増）。<br>また、ソフト３事業参加者数については、引き続き、新型コロナ感染拡大によりぜん息患者等の集合形式の事業は大幅に減少している状況にある。このため、機構による代替事業として「専門医等による解説動画」に加え、「呼吸筋ストレッチ体操動画」を制作・配信した。その結果、再生回数は 138,732 回となり、ソフト３事業参加者数と合算すると、延べ 237,959 人が当該事業の参加者となった（基準比 56%増）。<br>さらに、助成事業の中で地方公共団体と連携している患者団体へ委託し、患者団体・NPO とのネットワークを活用して事業を効果的に推進するための地域連携ガイドブックを作成し、優良事例を横展開することができた。<br>加えて、患者団体からの要望及び地方公共団体の患者団体や患者を支援する NPO 等と連携事業への関心・ニーズを踏まえ、「呼気中一酸化窒素濃度（FeNO）測定体験会等」を患者団体と協働で実施することができた。その結果、同体験会には合計 14 人の患者が参加し、アンケート結果では、有効回答者の全員（100%）から、「満足度」について５段階評価で上位２段階までの評価を得ることできた。<br>このほか、パッケージ支援による伴走支援、人材バンクの活用による専門人材の派遣、実務者連絡会議におけるコミュニティ福祉論の専門家による講演及び優良事業の紹介をして横展開を進めてきたこと等による成果もあり、ソフト３事業（健康相談、健康診査及び機能訓練）の参加者の満足度が、令和４年度の 90%に対して、92%（５段階評価の上位２段階までの評価の回答者の割合。）となり、今中期計画期間における最高の評価を得ることができた。<br>以上のように量的及び質的にも顕著な成果が得られたことから自己評価を「S」とした。<br>詳細は次のとおり。 | 年度９団体 15 事業まで拡大させることができた（令和４年度比 275%増）。<br>また、ソフト３事業参加者数については、引き続き、新型コロナ感染拡大によりぜん息患者等の集合形式の事業は大幅に減少している状況にある。このため、機構による代替事業として「専門医等による解説動画」に加え、「呼吸筋ストレッチ体操動画」を制作・配信した。その結果、再生回数は 138,732 回となり、ソフト３事業参加者数と合算すると、延べ 237,959 人が当該事業の参加者となった（基準比 56%増）。<br>さらに、助成事業の中で地方公共団体と連携している患者団体へ委託し、患者団体・NPO とのネットワークを活用して事業を効果的に推進するための地域連携ガイドブックを作成し、優良事例を横展開することができた。<br>加えて、患者団体からの要望及び地方公共団体の患者団体や患者を支援する NPO 等と連携事業への関心・ニーズを踏まえ、「呼気中一酸化窒素濃度（FeNO）測定体験会等」を患者団体と協働で実施することができた。その結果、同体験会には合計 14 人の患者が参加し、アンケート結果では、有効回答者の全員（100%）から、「満足度」について５段階評価で上位２段階までの評価を得ることできた。<br>このほか、パッケージ支援による伴走支援、人材バンクの活用による専門人材の派遣、実務者連絡会議におけるコミュニティ福祉論の専門家による講演及び優良事業の紹介をして横展開を進めてきたこと等による成果もあり、ソフト３事業（健康相談、健康診査及び機能訓練）の参加者の満足度が、令和４年度の 90%に対して、92%（５段階評価の上位２段階までの評価の回答者の割合。）となり、今中期計画期間における最高の評価を得ることができたことなどが評価できる。以上の点を踏まえ、所期の目標を上回る成果を得られていると総合的に判断し、「A」評価とした。 |
| | | ② 事業実施効果の測定を継続して行い、測定結果について地方公共団体と共有を図ることで、ソフト３事業について効果的・効率的に実施してい | ② ソフト３事業について効果的･効率的に実施していくため､事業実施効果の測定を継続して行い､測定結果について地方公共団体と共有を図る。 | | ②事業効果の把握・共有によるソフト３事業の効果的・効率的な実施<br>ソフト３事業の参加者に対するアンケート調査の実施<br>ソフト３事業の実施効果の測定・把握のため、助成事業の対象である 46 地方公共団体における事業の参加者に対して、事業の実施後及び２か月後に行うアンケート調査を令和５ | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | く。 | ③ 地方公共団体が抱える事業実施に係る課題の解消に向け、患者会（NPO）等と連携して解決した好事例の展開・共有を図る。 | | 年度においても実施し、アンケート集計分析システムを活用して分析した結果をソフト３事業の実施に活かすため、地方公共団体へ共有した。<br><br>③患者団体・NPO 等との連携、好事例の展開・共有<br>ⅰ）地域連携ガイドブックの策定事業<br>優良事例を横展開して地方公共団体の課題解決の一助とするため、助成事業の中で地方公共団体と連携している患者団体へ委託し、患者団体・NPO とのネットワークを活用して事業を効果的に推進するための地域連携ガイドブックを作成した。<br>また、地方公共団体の実務者連絡会議において、地域連携に関するコミュニティー福祉論の専門家から今後のコミュニティー形成に向けた講演を行うとともに、地域連携ガイドブックを作成した患者団体による発表の場を設けることで、地方公共団体に共有し今後の助成事業の展開を図った。<br><br>ⅱ）患者団体連携事業の試行<br>令和４年度に患者団体から呼吸機能の簡易検査ができる呼気中一酸化窒素濃度（FeNO）測定器を用いた新たな事業展開への要望を受け、また地方公共団体にも患者団体や患者を支援するNPO 等と連携した事業への関心・ニーズがあったことから、令和４年度に引き続き「呼気中一酸化窒素濃度（FeNO）測定体験会等」を患者団体と協働で実施した。<br><br>（資料編 P16_予防６　令和５年度 ソフト３事業等実施状況）<br>（資料編 P17_予防７　ソフト３事業の事業実施効果の測定･把握のための調査及び事業改善に向けた検討状況）<br>（資料編 P18_予防８　ソフト３事業の事業実施効果の測定･把握のための調査報告－抜粋－（令和５年度本格調査結果－中間報告－）） | （1）　量の拡大等<br>■人材バンクを活用したパッケージ支援<br>人材バンクに登録されている専門家を、地方公共団体が実施する健康相談事業等の講師として 12 地方公共団体の 16 事業に派遣することできた（令和４年度比 700%増）。<br><br>■ICT を活用した事業展開等<br>オンライン開催及びハイブリッド開催による事業実施を支援するパッケージ支援メニューを設け､ICT を活用した事業を実施し易くなる環境を整備し、２地方公共団体に対して講演会のハイブリッド開催の支援を行うことができた。また、対面開催の事業を撮影し､後日アーカイブ配信を行う実施方法についても支援を行うことができた。<br>ICT を活用した事業展開等の結果として､令和５年度各動画総再生回数は 138,732 回となり､健康相談・機能訓練の促進のため、呼吸筋ストレッチ動画及び副教材など各コンテンツの活用を図ることができた。<br><br>（2）　質の向上<br>関東及び関西の３つの患者団体及び公害健康被害補償制度と関係の深い患者団体及びぜん息・COPD の予防・健康回復のために活動する８つの NPO 法人等との予防事業に関する意見交換会を行った。当該意見交換会のニーズを踏まえ、次の患者団体・NPO 等との連携、好事例の展開・共有を図ることができた。<br><br>■患者団体・NPO 等との連携、好事例の展開・共有<br>地域連携ガイドブックの策定事業として､助成事業の中で地方公共団体と連携している患者団体へ委託し、患者団体・NPO とのネットワークを活用して事業を効果的に推進するための地域連携ガイドブックを作成し､優良事例を横展開して地方公共団体の課題解決の一助とすることが | ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞<br>予算、人員の面で厳しい事業環境下にある地方公共団体を支援するため、特に事業ニーズの把握及び重点化並びに関係団体との連携促進のための取組の拡充に引き続き努めていただきたい。<br><br>＜その他事項＞<br>特段なし |
| | (B)人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業への支援の実施 | (B) 予防事業人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業を支援するため、以下の取組を行う。 | (B) 予防事業人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業を支援するため､以下の取組を行う。 | 人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業への支援の実施 | (B) 人材バンク・パッケージ支援を活用した地方公共団体が行う予防事業の支援 | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ＜関連した指標＞<br>(b1)人材バンクを活用した支援実施状況 | ① 予防事業人材バンクの登録者の協力を得ながら地方公共団体と調整を図り、事業ノウハウと企画立案の支援を行うことで、ソフト３事業の内容の充実を図る。<br><br>② 地方公共団体自らが継続して予防事業人材バンクを活用して事業展開できるよう、人材バンクの登録者にアンケートを行い活動状況を取りまとめ、登録者、地方公共団体等で情報の共有化を図る。 | ① 予防事業人材バンク登録者の紹介と企画立案の支援を行う。<br><br>② 予防事業人材バンクの登録者と地方公共団体に活動事例などの情報の共有化を図る。 | 人材バンクを活用した支援実施状況<br><br>＜その他の指標＞<br>－<br><br>＜評価の視点＞<br>－ | ①予防事業人材バンク登録者の紹介と企画立案の支援<br>ⅰ）予防事業人材バンク登録者の紹介<br>人材バンクに登録されている専門家を、地方公共団体が実施する健康相談事業等の講師として12地方公共団体の16事業に派遣した。<br><br>ⅱ）人材バンクを活用したパッケージ支援<br>パッケージ支援事業（機構から事業の企画や運営方法に係る助言、講師の選定、オンライン事業の配信補助や肺機能測定の機材準備等の支援）として９地方公共団体 15 事業を実施した。なお、そのうち７地方公共団体 11 事業については、延べ 13 人の人材バンク登録者を派遣した。<br>なお、令和５年度から呼気中一酸化窒素濃度（FeNO）測定器の貸出をパッケージ支援メニューに追加し、測定士の派遣及び機器貸出を行うこととなり、新宿区の FeNO 測定会を支援した。<br><br>②予防事業人材バンクの登録者と地方公共団体への活動事例などの情報共有<br>年度初めに人材バンク登録者にアンケート調査を行い、登録継続の意思を確認するとともに、直近１年間の活動状況も含め名簿に取りまとめ地方公共団体に提供した。<br>また、地方公共団体及び人材バンク登録者に、人材バンク制度を利用した優良事例を共有することで、人材バンクの更なる活用、次年度以降の登録継続及び今後の予防事業への協力を促した。<br>なお、年度末時点で人材バンク登録者数は、167 人（小児向け：40 人、成人向け：127 人）となった。 | できた。<br>また、地方公共団体の実務者連絡会議において、地域連携に関するコミュニティー福祉論の専門家から今後のコミュニティー形成に向けた講演を行い、地方公共団体の実務者連絡会議において共有し今後の助成事業の展開を図ることができた。<br>さらに、患者団体連携事業として、患者団体からの要望及び地方公共団体の患者団体や患者を支援する NPO 等との連携事業への関心・ニーズを踏まえ、「呼気中一酸化窒素濃度（FeNO）測定体験会等」を患者団体と協働で実施することができた。<br>その結果、同体験会の講師には、高齢者のモチベーションを高める手法に熟知している医師の他に理学療法士や看護師を人材バンクより合計４人を派遣し、患者とより良い交流の機会となった。また、同体験会に参加した機構職員にとっても、患者の生の声を聞くことで何を求めていたのかを深く理解することができた。<br>同体験会には合計 14 人の患者が参加し、アンケート結果では、有効回答者の全員（100%）から、「満足度」について５段階評価で上位２段階までの評価を得た。<br><br>■予防事業人材バンクの登録者と地方公共団体への活動事例などの情報共有<br>令和５年度から呼気中一酸化窒素濃度（FeNO）測定器の貸出をパッケージ支援メニューに追加し、測定士の派遣及び機器貸出を行うことができるようになり、新宿区の FeNO 測定会を支援することができた。<br>また、地方公共団体及び人材バンク登録者に、人材バンク制度を利用した優良事例を共有し、人材バンクの更なる活用、次年度以降の登録継続及び今後の予防事業への協力を促すことができた。<br><br>＜課題と対応＞<br>これまでに得た様々な知見等を活用しつつ、地 | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 域のニーズに対応するために必要な事業展開を図るとともに、医療従事者・NPO 等のステークホルダーと協働した事業に対する支援を行うことにより、助成事業の効果を高めていく。 | |

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

| ４．その他参考情報 |
|---|
| |

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

| １．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| Ⅰ－２－３ | 公害健康被害予防基金の運用等 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | － | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業<br>独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号 |
| 当該項目の重要度、難易度 | － | 関連する政策評価・行政事業レビュー | ７．環境保健対策の推進<br>７－１．公害健康被害対策（補償・予防） |

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

| 指標等 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （関連した指標） | | | | | | | |
| 安全で有利な運用等により確保した事業財源額 | － | 第３期中期目標期間実績：平均 925 百万円／年 | 701 百万円<br>(※22 百万円) | 696 百万円<br>(※24 百万円) | 716 百万円<br>(※35 百万円) | 732 百万円<br>(※51 百万円) | 745 百万円<br>(※85 百万円) |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

| | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 予算額（千円） | 770,100 | 761,640 | 761,924 | 825,604 | 791,310 |
| 決算額（千円） | 638,367 | 589,583 | 583,295 | 671,349 | 655,016 |
| 経常費用（千円） | 659,579 | 599,938 | 576,576 | 665,576 | 650,465 |
| 経常利益（千円） | △32,080 | 47,614 | 98,978 | 66,995 | 57,585 |
| 行政コスト（千円） | 659,579 | 599,938 | 576,576 | 665,576 | 650,465 |
| 従事人員数 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

※当初の中期計画予算（令和元～５年度の合計額）に対し、各年度末時点で算出した中期計画予算（令和元～５年度の合計額）の増額値

| ３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 中期目標 | 中期計画 | 年度計画<br>（令和５年度） | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価<br>業務実績 | 法人の業務実績・自己評価<br>自己評価 | 主務大臣による評価 |
| | （３）公害健康被害予防基金の運用等<br>＜評価指標＞<br>(A) 事業に必要な財源の確保と事業の重点化<br><br>＜関連した指標＞<br>(a1) 安全で有利な運用等により確保した事業財源額（前中期目標期間実績：平均 925 百万円／年） | （３）公害健康被害予防基金の運用等<br><br>(A) 事業財源の確保及び効果的・効率的な事業実施に向け、以下の取組を行う。<br><br>① 市場等の動向を注視し、機構の運用方針に基づく安全で有利な運用を行うとともに、補助金・積立金を活用し事業財源の確保を図る。<br><br>② 限られた財源を有効に活用するため、ぜん息等の発症予防及び健康回復への寄与度が高い事業に重点化を図る。 | （３）公害健康被害予防基金の運用等<br><br>(A) 予防事業の実施にあたり、以下の取組を通じ事業財源の確保を図り、効果的・効率的に事業を実施する。<br><br>① 公害健康被害予防基金について、市場等の動向を注視し、運用方針に基づく安全で有利な運用を最優先に、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等の基準のほか、償還時期の平準化を考慮した運用を行うとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金、前中期目標期間から繰り越された目的積立金の取崩しにより事業財源の安定的な確保を図る。<br><br>② 予防基金の運用収入の減少傾向が続くため、前中期目標期間でとりまとめた「第４期中期計画における公害健康被害予防事業に関する基本方針」に則り、ソフト３事業について、引き続 | ＜主な定量的指標＞<br><br>事業に必要な財源の確保と事業の重点化<br><br>安全で有利な運用等により確保した事業財源額（前中期目標期間実績：平均 925 百万円／年）<br><br>＜その他の指標＞<br>－<br><br>＜評価の視点＞<br>－ | ＜主要な業務実績＞<br><br>(A)事業財源の確保及び効果的・効率的な事業の実施<br><br>① 公害健康被害予防基金の運用等よる事業財源の安定的な確保<br>・運用方針に基づき安全な運用に努めつつ、環境負荷の低減または社会的課題の解決等に資する債券（社債）の取得や、中・長期の債券の取得による償還時期の平準化に留意し、令和５年度の償還財源計 33 億円のうち 28 億円の効率的な運用に努めたことで、当初中期計画予算（令和元年度から令和５年度までの合計）2,424 百万円に対し、運用収入の改善を図った（令和５年度末時点での中期計画予算合計額：2,508 百万円。85 百万円の増）。<br>※令和５年度取得債券の平均利回り：1.29%（令和４年度取得債券の平均利回り：1.16%）<br>・市中金利の低下が続いている中、償還時期の平準化に留意しつつ、市場の状況や金利の優位性を勘案し、グリーンボンドやソーシャルボンド等の環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的としつつ、より利回りが確保できる債券を積極的に購入した。<br><br>（資料編 P20_予防９　公害健康被害予防基金債券運用状況）<br><br>② ぜん息等の発症予防及び健康回復への寄与度が高い事業への重点化<br>・ソフト３事業の実施効果の測定・把握のため、助成事業の対象である 46 地方公共団体における事業の参加者に対して、アンケート調査を実施し、アンケート集計分析システムを活用して分析した結果を地方公共団体へ共有しソフト３事業の実施に活かした。 | ＜評定と根拠＞<br>評定：A<br>令和５年度においては、ぜん息等を予防する事業のために積み立てられた 450 億円の公害健康被害予防基金を用いて、①環境問題の予防に資する事業のために発行された債券（グリーンボンド、ソーシャルボンド）を購入するとともに、②債券の運用益等によりぜん息等の予防事業を行う、いわば、二重の予防事業の体系を確立した。<br>その上で、①については、ESG の視点を組み入れた運用と利息確保の両立を、着実かつ適正に達成するとともに、②については、運用益等を活用した予防事業の実施に当たり、ぜん息等の発生予防及び健康回復への寄与度の高い事業への重点化を実現したことから、自己評価を A とした。<br>具体的には、次のとおり。<br><br>(1) ESG の視点を組み入れた運用と、利息確保の両立<br>予防事業部においては、公害健康被害予防基金の運用益及び自立支援型公害健康被害予防事業補助金を用いて事業を実施するため、従前は、基金の運用に当たっては利率の高い債券を購入することにより、事業財源の安定的な確保を図ってきた。<br>こうした中、令和元年度に、ERCA の経営理念（環境分野の政策実施機関として、良好な環境の創出と保全に努める。）に照らして、公的機関としての責務を考慮して、環境に配慮した債券購入の方針を自主的積極的に打ち出し、ERCA 全体の運用方針の改正へとつなげてきた。<br>一般的に、環境等に配慮した債券は利率が低くなるが、令和５年度においては、新たな債権の購入に当たっては、利率だけを優先するのではなく、ERCA の運用方針に基づき、全て、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券（以下「環境等に配慮した債券」という。）を積極的に取得することとした。<br>具体的には、環境負荷が相対的に低いと判断される債券の購入に加え、令和４年度に引続きグリーンボンド（２億円）、ソーシャルボンド（２億円）を購入した。<br>そして、以上のような運用利率と環境配慮の両面を踏まえた着実な運用の結果として、収入予算のうち収入の６割強を | 評定　A<br>＜評定に至った理由＞<br>令和５年度においては、ぜん息等を予防する事業のために積み立てられた 450 億円の公害健康被害予防基金を用いて、①環境問題の予防に資する事業のために発行された債券（グリーンボンド、ソーシャルボンド）を購入するとともに、②債券の運用益等によりぜん息等の予防事業を行う、いわば、二重の予防事業の体系を確立した。<br>その上で、①については、ESG の視点を組み入れた運用と利息確保の両立を、着実かつ適正に達成するとともに、②については、運用益等を活用した予防事業の実施に当たり、ぜん息等の発生予防及び健康回復への寄与度の高い事業への重点化を実現した点が評価できる。<br>以上のことから、所期の目標を上回る成果が得られていると判断して「A」評価とした。<br><br>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞<br>特段なし。<br><br>＜その他事項＞<br>特段なし。 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | き地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復に直接つながる事業に重点化を図る。 | | | 占める予防基金の運用収入（中期計画予算：年平均 1.08%）を 85 百万円上回る 2,508 百万円（3.5%増）を確保することができた。<br><br>⑵予防事業の重点化<br>新型コロナウイルス感染症の拡大により地方公共団体が担う予防事業が中止・縮小される中、予防事業を着実・継続的に実施するため、COPD の普及啓発やオンラインによる講演会、呼吸筋ストレッチ教室の実施、地方公共団体のニーズと患者団体等のシーズをマッチングした新たなパッケージ支援メニューの開発など、ぜん息等の発症予防及び健康回復への寄与度が高い事業への重点化に積極的に取り組んだ。<br><br>＜課題と対応＞<br>運用機会を逃すことがないよう債券の償還時期の平準化に留意しつつ、市場の状況や金利の優位性を勘案して、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした、より利回りが確保できる債券を積極的に購入していく。<br>また、自立支援型公害健康被害予防事業補助金を確保し、効果的・効率的に活用していくなど、引き続き安定的な財源確保を図っていく。 | |

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

| ４．その他参考情報 |
|---|
| |

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

| １．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| Ⅰ－３－１ | 助成事業 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | － | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 3 号 |
| 当該項目の重要度、難易度 | ＜難易度：高＞活動継続率は、活動団体の資金状況等の外的要因による影響を受けやすく、また、対策効果の発現までに一定の期間を要する指標であるが、前中期目標期間の最高値 86.2%を更に上回るチャレンジングな水準の目標であるため。 | 関連する政策評価・行政事業レビュー | ８．環境・経済・社会の統合的向上<br>８－３．環境パートナーシップの形成 |

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

| 指標等 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 〈評価指標〉 | | | | | | | |
| 助成終了後１年以上経過した案件の活動継続率 | 第４期中期目標期間中に 90%以上 | 第３期中期目標期間実績：最高値 86.2% | 81.1%<br>※(87.7%) | 79.3%<br>※(87.3%) | 78.8%<br>※(96.7%) | 80.0%<br>※(96.3%) | 84.6%<br>※(96.9%) |
| 助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価 | （10 点満点中）平均 7.5 点以上 | 第３期中期目標期間実績：平均 6.7 点 | 7.8 点 | 7.8 点 | 7.9 点 | 7.8 点 | 8.4 点 |
| 〈関連した指標〉 | | | | | | | |
| 外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合 | － | 第３期中期目標期間実績：平均 88.0% | 96.2% | 97.0% | 96.2% | 96.4% | 94.0% |
| 人材育成と定着を図る助成件数の割合 | － | 複数年計画の新規採択案件の 16.8% | 23.3% | 19.0% | 22.2% | 20.5% | 29.0% |
| 交付決定処理期間 | － | 第３期中期目標期間実績：平均 26.8 日 | 27 日 | 25 日 | 25 日 | 25 日 | 27 日 |
| 支払処理期間 | － | 第３期中期目標期間実績：平均 | 24.8 日 | 26.0 日 | 23.6 日 | 22.8 日 | 20.8 日 |

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

| | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 予算額（千円） | 973,824 | 956,634 | 995,122 | 972,951 | 985,264 |
| 決算額（千円） | 884,213 | 762,899 | 850,278 | 887,638 | 882,395 |
| 経常費用（千円） | 904,907 | 782,688 | 850,920 | 888,849 | 902,168 |
| 経常利益（千円） | 93,580 | 190,049 | 179,828 | 109,374 | 125,769 |
| 行政コスト（千円） | 989,474 | 782,688 | 850,920 | 888,849 | 902,168 |
| 従事人員数 | 11.5 | 11.5 | 11.5 | 11.5 | 11.5 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 25.3 日 | | | | | | | | | | | | |

※(　)の数値は、活動継続の実態を把握するため、「活動が他団体で継続している」と回答した団体を含め、「活動の目的を達成したため、活動を継続していない」と回答した団体と「新型コロナウイルス感染拡大の影響により一時的に活動を休止している」と回答した団体を母数から除いて整理し、本来継続されるべき活動に係る継続率を算出。

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

## ３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| | 中期目標 | 中期計画 | 年度計画<br>（令和５年度） | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価<br>業務実績 | 法人の業務実績・自己評価<br>自己評価 | 主務大臣による評価 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | （1）助成事業 | （1）助成事業 | （1）助成事業<br>近年の多様化･複雑化する環境問題の解決に向けて、創設 30 年を迎える地球環境基金におけるこれまでの助成事業の成果や効果を振り返るとともに、NGO・NPO 等を取り巻く環境や社会の大きな変化に応じた、新たな助成スキームの方針を取りまとめる。 | ＜主な定量的指標＞ | ＜主要な業務実績＞<br>（中期目標策定時に想定していなかった自主的な取組）<br>〇地球環境基金創設 30 年に係る取組<br>令和５年度に地球環境基金の創設 30 年を迎えるに当たり、環境や社会課題等の変化に対応した、環境 NGO・NPO への支援の新たな方向性を打ち出すために､創設 20 年の事業見直し後の取組を含めたこれまでの助成事業を振り返るとともに、地域の NGO・NPO 等による環境保全活動の実態やニーズを改めて確認し、期待する NGO・NPO 像や目指す社会像を明確にし、創設 20 年時に設定したビジョン･ミッションや新たな助成スキームに係る事業実施方針等の検討を行い、外部有識者からの意見等を取りまとめ、創設以来の大幅な見直し案を作成した。<br>令和５年度に行った主な取組は以下のとおりである。<br>ア．ステークホルダーミーティングの実施※<br>※詳細は振興事業の項参照<br>イ．外部有識者へのヒアリング<br>検討に当たり、幅広い層から、地球環境基金や NGO･NPO による環境保全活動の現状、地域課題解決における市民活動の位置づけ等について意見を聴取することとし、助成先団体（ネットワーク系、政策提言系、環境教育分野）、中間支援組織、ソーシャルビジネス関係者、地域金融機関、学識経験者など計 34 名に対してヒアリングを実施した。また、ステークホルダー側からみた協働の利点や阻害要因等を探るため、助成先団体（３団体）のステークホルダー（省庁、自治体、企業、教育機関、NPO 等）に対し、協働の現状についてのヒアリングを実施した（５～６月及び９～12 月）。<br>ウ．過年度助成先団体へのアンケートの実施<br>過去 10 年間に助成を行った団体を対象にアンケート調査を実施し、創設 20 周年時（平成 25 年度）と同様のアンケート項目とすることで経年比較を行ったところ、助成した活動 | ＜評定と根拠＞<br>評定： S<br>・第４期中期目標に掲げられた活動継続率は、活動団体の資金状況等の外的要因による影響を受けやすいことや第３中期目標期間の最高値を更に上回るチャレンジングな水準の目標であることなどから、難易度「高」と設定されている。更に、令和５年度の活動継続率及び事後評価の対象となる活動は、新型コロナウイルス感染症による甚大な影響を受けており、事業の質と量を確保することが非常に厳しい状況下にあった。<br>このような中、令和３年度に助成を終了し、終了後１年以上経過した実質的な活動継続率は 96.9%（62 団体/64 団体）と高い活動継続率を確保し、第４期中期目標のチャレンジングな目標値を大きく上回る量的に顕著な成果（対中期計画値 107.7%）を得た（※全団体が継続した場合の最高値は 111%）。<br>令和４年度に最終年度を迎えた助成団体の活動の事後評価は 8.4 点（目標値 7.5 点）と、いずれも第４期中期計画期間において最も高い数値を獲得した。<br><br>・また、令和５年度は中期目標策定時に想定していなかった自主的な取組として、地球環境基金創設 30 年に当たり、長期的かつ前回の事業見直し（10 年経過後）の効果把握・検証の観点から、これまでの活動成果を取り纏め振り返るとともに、アンケート・ヒアリング調査等により NGO･NPO の実態把握や助成 | 評定<br>A<br><br>＜評定に至った理由＞<br>・助成終了後１年以上経過した時点での活動継続率については、活動団体の資金状況等の外的要因による影響を受けやすいことや、対策効果の発現までに一定の期間を要する指標であり、第３中期目標期間の最高値を更に上回るチャレンジングな水準の目標であることから、難易度「高」に設定されている。令和３年度に助成を終了し、終了後１年以上経過した実質的な活動継続率は 96.9%と非常に高い継続率を確保した。<br><br>・令和４年度に助成活動期間を終了した案件を対象とした外部有識者の事後評価では、10 点満点換算で 8.4 点と目標（7.5 点）を上回り、第４期中期目標期間において最も高い評価が得られた。<br><br>・令和５年度の活動継続率及び事後評価の対象となった活動は、新型コロナウイルス感染症による甚大な影響を受けており、事業の質と量を確保することが非常に厳しい状況下にあった中、令和元年度より実施している外部有識者による中間コンサルテーションや毎年度の活動終了時の助言などの団体へのきめ細かい活動支援が着実に成果に繋がったものと考えられる。<br><br>・令和５年度より、概算払いの全助成先団体 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | の約 8 割が継続して活動していることを確認する一方、NGO・NPO の活動基盤の脆弱性や多様な主体との連携・協働等の課題が依然として根深く続いている結果を得た。<br>エ．取組の振り返り及び事業見直し案の作成<br>20 周年の事業見直し後の取組についての取りまとめ及びイ．によるヒアリング結果、ウ．によるアンケート結果をもとに、地球環境基金の将来像を検討し、その実現に向けた新たな助成事業メニュー等の見直し案を作成した。<br>オ．第１回・第２回ワーキンググループの開催（６月、８月）<br>外部有識者によるワーキンググループを開催し、エ．の見直し案についての助言や意見等を受けた。<br>カ．助成専門委員会及び評価専門委員会への中間報告（９月）<br>両委員会において、オ．のワーキンググループでの意見等を踏まえた見直し案を提示し、委員から助言や意見等を受けた。<br>キ．第３回ワーキンググループの開催（１月）<br>これまでの検討内容に関する総括を行い、事業見直しの方向性について一定の結論を出した。<br>ク．助成専門委員会、評価専門委員会及び運営委員会への附議（２～３月）<br>両委員会において、ワーキンググループで取りまとめた事業見直しの方向性等を報告し、大枠の了承を得た。<br><br>（中期計画策定時に想定していなかった政策実現の寄与に対する取組（２件））<br>〇助成金の資金配分、活動計画の審査の知見・ノウハウ等を活用した環境政策に貢献する新規事業等の獲得に向けた取組<br>・「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」（令和６年３月５日閣議決定、4 月 12 日成立）に基づく新規業務の追加<br>助成事業の実施に当たっては、交付要望書提出のための説明動画や説明会の実施、提出に先立つ丁寧な事前相談を行うとともに、地球環境基金が 1993 年の創設以来 30 年にわたって行ってきた（生物多様性保全に係る活動計画に限っても約 4 千件の）審査知見及びノウハウを活用し、環境保全への有効性、実行可能性、継続性等の切り口から、年間 300 を超える量の申請の審査事務を実施してきた。また、採択後も事業期間の伴走支援を行うことにより、助成終了後も実質的には 96.9％に及ぶ高い活動継続率の維持につなげることに成功し、質の高い環境 NGO・NPO の活動の効果が長期的かつ継続的に量を拡大させることに貢献してきた。 | 効果を測定するなど創意工夫し、幅広い層の意見や各種データを多角的に分析、検討し、将来の社会動向を見据えた地球環境基金の中期重点戦略や助成方針を作成するなど今後の地球環境基金の事業のあり方を取りまとめた。<br>今回の見直しは、地球環境基金と環境省の連携を強化するプログラムの導入や NPO の活動基盤への支援など基金創設以来の抜本的な見直しに取り組み、地球環境基金が環境施策の実施機関として持続的に成長、発展し、事業目的を達成する上で極めて大きな意義をもつものであり、重要かつ難易度の高い取組として質的な面で大きな成果を上げることができた。<br>なお、これらの取組を着実かつ速やかに実行するため、第５期中期計画の策定において、第４中期計画の内容を大幅に見直し、NPO・行政・企業等の多主体が協働することでより大きな社会的インパクトを創出することや、NPO の持続的な活動発展や組織の成長につながる仕組みづくりをすることなどを盛り込み、これらの取組を通じて持続可能な社会の実現を目指していく。<br><br>・更に、令和５年度は中期計画策定時に想定していなかった政策実現の寄与に対する取組として、環境政策の実施機関として助成事業等において行ったこれまでの取組や蓄積した知見やノウハウが評価され、環境基本計画の６つの重点戦略のうち２つの重点戦略（「自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上」「環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり」）に係る業務である「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」（令和６年３月５日閣議決定、4 月 12 日成立）に基づく新たな業務に取り組むことが認められ、独立行政法人環境再生保全機構法が改正された。今後の政策実現への更なる貢献が期待できる成果である。 | への拡充、助成金申請システムの本格導入、助成金の計画変更に関する運用ルールの見直しなどを行い、助成金手続きの利便性の向上、効率化等に大きく寄与する取組を実施した。<br><br>・令和５年度は地球環境基金創設 30 年にあたり、自主的な取組として、多くのヒアリング調査等により NGO・NPO の実態把握や助成効果を測定するなど創意工夫し、今後の地球環境基金の事業のあり方をとりまとめた。その中で、助成プログラム等について基金創設以来の抜本的な見直しに取り組んだ。<br><br>・助成事業等において行ったこれまでの取組や蓄積した知見やノウハウが評価され、令和５年度に「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」に基づく新たな業務に取り組むことが認められ、独立行政法人環境再生保全機構法が改正された。今後の政策実現への更なる貢献が期待できる成果である。<br><br>・以上のことから、所期の目標を上回る成果を得られていると総合的に判断し、「A」評価とした。<br><br>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞<br>新たな助成メニューの着実な運用を図ること。また、助成メニューに対応した新たな評価制度の構築に向けた見直しを検討するなど、より効果的な助成の実施にむけて引き続き取り組むこと。<br><br>＜その他事項＞<br>特に無し。 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ＜評価指標＞<br>(A)助成終了後１年以上経過した案件の活動継続率：当中期目標期間中に 90%以上（前中期目標期間実績：最高値 86.2%）<br><br>＜定量的な目標水準の考え方＞<br>(a)本制度において活動継続率は重要な指標であるため、前中期目標期間では達成することができなか | (A) 助成による支援を行った活動が、助成終了後も自立し持続的に継続していくことが、効果的な助成事業の実施の観点から重要であるとの認識に立ち、助成終了後１年以上経過した案件の活動継続率が目標期間中に 90%以上（前中期目標期間実績：最高値 86.2%）となることを目指し、以下の取 | (A) 助成による支援を行った活動が、助成終了後も自立し持続的に継続していくことが、効果的な助成事業の実施の観点から重要であるとの認識に立ち、助成終了後１年以上経過した案件の活動継続率について、新型コロナウイルス感染症の影響等も考慮し、目標期間中に 90%以上（前中期目標期間実績：最高値 86.2%）とな | 助成終了後１年以上経過した案件の活動継続率：当中期目標期間中に 90%以上（前中期目標期間実績：最高値 86.2%） | 2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全することを目指す「30by30 目標」を実現するに当たっては、増進活動実施計画等の申請が多数見込まれる。また、OECD 国際データベースへの登録に当たっては、生物多様性増進活動の効果が長期的かつ継続的であり、十分に統治・管理されていること等が要件となる。こうした背景を踏まえ、安定的な事務執行の知見、経験を十分に有する機構が、増進活動実施計画等の申請受付や実施体制の確認などの認定事務の一部を担うとともに、地域生物多様性増進活動の促進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供を担う機構法の改正を含む「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律案」が閣議決定され、国会で成立した。<br><br>・環境省が令和６年度より実施する「地域循環共生圏づくり支援体制構築事業」における資金配分業務の受託<br>第五次環境基本計画（平成 30 年４月閣議決定）において環境省が推し進めている地域循環共生圏事業について、地球環境基金が創設以来 30 年にわたって行ってきた資金配分機関としての適切な執行管理、助成団体への指導等を通じて役割を十分に果たしてきたこと、また令和３年度から実施している「地域循環共生圏助成」を通じた事業への貢献、さらに助成事業全般を通じた地域協働や中間支援主体の育成に係る知見等が評価されたことにより、地域循環共生圏づくりの中間支援を行うことができる主体の育成を主目的とした「令和６年度の地域循環共生圏づくり支援体制構築事業」に係る資金配分業務等を新たに受託した。<br><br>（難易度「高」となるチャレンジングな水準の目標を含む評価指標等達成のための取組）<br>〇助成事業全般<br>助成案件の採択、助成金の交付及び助成活動に関する評価（事前目標共有～実地調査）等を着実に実施するとともに助成団体への情報提供や進捗管理等の支援を強化したことにより、評価指標である「活動継続率」及び「事後評価」は、いずれも第４期中期計画期間において最も高い数値を獲得することが出来た。<br>また、令和５年度は助成活動の成果拡大のため、利便性の向上及び事務手続きの簡略化等に向けて以下の取組を行った。<br>・一部概算払いの要件の変更（対象団体の拡大）<br>・助成金申請システムの本格導入<br>いずれも予定どおり導入できたが、従来からの変更点につい | また、環境省が令和６年度から実施する「地域循環共生圏づくり支援体制構築事業」における資金配分業務について、地球環境基金の助成金配分業務等の経験やノウハウが評価され、新たな業務として受託することになり、環境省事業との連携強化の効果等により、政策実現の更なる寄与が期待できる。<br><br>・地球環境基金の積年の課題であった、助成金手続きの利便性の向上及び簡略化を図るため、令和５年度より概算払いの全助成先団体への拡充、助成金申請システムの本格導入、助成金の計画変更に関する運用ルールの見直しなど令和５年度の取組は今後の助成金手続きの効率化等に大きく寄与するものである。<br><br>以上のとおり、令和５年度は所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果を得たことから自己評定をＳとした。<br><br>令和５年度の量的及び質的向上の取組の詳細は以下のとおり。<br><br>〇地球環境基金創設 30 年における取組<br>地球環境基金創設 30 年に当たり、環境や社会課題等の変化に対応した、環境 NGO・NPO への支援の新たな方向性を打ち出すために、これまでの助成事業を振り返るとともに新たな助成スキームに係る方針の検討を行った。検討に当たり、助成先団体だけでなく、中間支援組織や学識経験者などの幅広い層から意見を聴取し、さらに外部有識者によるワーキンググループにおいて助言や意見等を受けたことで今後の環境 NGO・NPO へのより効果的な支援のあり方を見据えた見直し案を取りまとめた。<br><br>〇助成金業務の知見・ノウハウ等を活用した環境政策に貢献する新規事業等の獲得<br>「地域における生物の多様性の増進のための | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | った高水準を目指す設定とする。一方で、当中期目標期間の２年度目迄は、当中期目標期間で取り組む助成の仕組みの見直し等の効果が発現する前であり、前中期目標期間中に助成を終えた活動の把握となることに配慮する。 | 組を行う。<br><br>① 助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう助成の要件の見直しを図りつつ、プログラムオフィサーの配置や機構職員の能力の向上などにより、高度な専門性を持って進捗管理等を行える寄り添い支援型の体制整備を行う。 | ることを目指す。<br><br>① 助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう助成要件の見直しを図りつつ、助成事業アドバイザーの活用や、自発的活動制度やリスキリング学習会等の活用により、機構職員の能力の向上により、高度な専門性を持って進捗管理等を行う寄り添い支援の充実をはかる。 | | て一部の助成団体の理解不足が見受けられたため、助成団体とのコミュニケーションを密にし、運用面の周知を強化した。<br><br>(A)助成による支援を行った活動の継続性の確保<br><br>①助成案件の質の向上に資する体制等の整備<br>助成期間を通じて助成対象活動の下支えができるよう、新規助成の全案件（57 件）について、地球環境基金担当職員（以下「基金担当者」という。）と助成事業アドバイザーとの間で、各助成先団体の交付申請書における活動目標や計画の妥当性等の確認を行った（５月）。基金担当者は、この結果を踏まえ、年間を通じて引き続き助成事業アドバイザーの助言を受けるなどしながら、助成対象活動のモニタリングや支援に取り組んだ。<br>また、日本 NPO センターが主催する研修（組織基盤強化研修、初任者研修等）に機構職員が参加し、そこで得た知識を支援団体に還元し、寄り添い支援の充実を図った。 | 活動促進等に関する法律」及び「地域循環共生圏づくり支援体制構築事業」は、いずれも第６次環境基本計画の重点戦略として掲げられているものであり、令和６年度以降にそれらの業務の一翼を担うこととなったのは、これまでに地球環境基金が活動計画の審査や、社会変化・環境問題の動向によるニーズに応じた助成メニューの設定など資金配分機関としての枠組みを超えた取組を行い、成果を積み重ねてきたことが評価されたものである。<br><br>〇助成終了後の実質的な活動継続率：高い継続率を確保<br>助成活動終了後１年以上経過した時点での活動継続率の目標は、助成期間中及び助成終了後において新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発出され、助成団体の活動に深刻な影響を及ぼした未曽有の厳しい状況下であったにもかかわらず、令和元年度より実施している団体への支援の強化が着実に成果に繋がり、新型コロナウイルス感染拡大以前と同水準を維持し、持続的に活動を継続している実質的な活動継続率において高い活動継続率を確保した。<br><br>〇事後評価：目標を上回る評価を獲得<br>令和元年度より、助成団体への支援を強化するため、中間コンサルテーションや毎年度活動終了時の助言、指導を充実させるなどの取組を推進している。<br>中間コンサルテーションにおいてはオンラインの利点を活用して評価専門委員等が助成団体の代表者だけでなく、活動現場の従事者にも直接助言・指導を行うとともに、活動計画に確実に反映する振り返りシートの作成や毎年度終了時に基金担当者が活動状況をモニタリングし、今後の課題やそれに対する対応等を整理する「担当者モニタリング」など助成団体の活動支援を強化してきた。<br>これらの取組が着実に成果に繋がり、３年間の活動期間中に新型コロナウイルス感染症の拡大 | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | による移動の自粛など活動の制限が大きかった状況下において目標を上回る評価を得た。 | | |
| | | ② 助成期間中に、助成案件の質が向上し助成終了後の継続や活動の自立につながるよう、研修や情報提供による助成団体への支援を併せて行う。 | ② 助成期間中に、助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう、研修や情報提供による助成団体への支援を行う。 | | ②研修や情報提供による助成団体への支援<br>・全国８か所の環境省地方環境パートナーシップオフィス（EPO）と、10～11 月に各地域で実施する助成金説明会において、参加団体にとって活動の継続性や発展性につながる情報提供となるプログラムの企画・調整を行った。<br>・助成団体の活動事例や地球環境基金が行う研修等について、Instagram 及び利用者の年齢構成や実名性など各 SNS の特徴等を踏まえて令和４年度に新たに立ち上げた Facebook などの SNS、ホームページを活用した情報発信に取り組んだ。<br>・地球環境基金助成による環境保全活動の事例や実績を広く情報提供するために毎年度作成している「活動報告集」について、紙資源の利用削減による環境配慮のため、令和４年度報告（令和５年 10 月公開）から冊子の印刷を廃止し、ホームページでの公開のみとした。また、地球環境基金ホームページに掲載している助成先一覧とリンクし、新たに各事例をエリア別・分野別に検索できるような仕組みとすることで、閲覧者の利便性向上及び成果の活用促進に資するものとした。<br>　助成先団体による活動事例紹介（セミナー）や意見交換会などの情報提供プログラムを積極的に組み入れた助成金説明会を全国８か所で実施した（10～11 月）。 | ＜課題と対応＞<br>〇地球環境基金創設 30 年に当たり、環境や社会課題等の変化に対応した、環境 NGO・NPO への支援として新たな助成メニューの作成等を行った。令和６年度から助成メニューの運用を進め、着実に実施していくとともに、それに対応した新たな評価制度の構築に向けた見直しを検討する。<br>〇令和６年度以降に実施する新規業務においては、助成事業を通じて蓄積した知見やノウハウを活用して取り組むことで、より一層環境政策に貢献する。<br>〇　助成先団体の状況を踏まえ、引き続き NGO・NPO の喫緊の課題である組織基盤強化に資する取組を推進する。 | |
| | | ③ 助成終了後に、活動が継続しているか調査を行うだけでなく、結果を活用し、継続や活動の自立に必要な情報提供等の支援を行う。 | ③ 助成終了後に、活動が継続しているか調査を行うだけでなく、結果を活用し、活動の継続や自立に必要な情報提供や組織基盤強化等の支援を行う。 | | ③助成終了後の活動調査及び結果の活用<br>ｉ）フォローアップ調査の実施<br>　令和元年度から令和３年度まで３年間継続して助成を受けた団体 50 団体及び令和２年度からの延長措置を行った 15 団体（※）の計 65 団体を対象に、助成終了後の活動状況に関するフォローアップ調査を実施した。（５～６月）<br>　調査対象 65 団体（回収率 100%）のうち、助成終了後１年以上経過した時点で「自団体で継続している」と回答した団体が 55 団体（84.6%）、「他団体で継続している」と回答した団体が７団体（10.8%）であり、活動がその後も何らかの形で「継続している」のは 65 団体中 62 団体（95.4%）であった。<br>　また、継続の実態を把握するため、「活動の目的を達成した」ため「活動を継続していない」と回答した１件を母数から除いて整理すると、本来継続されるべき活動の９割超、96.9%（62 団体／64 団体）が継続していることが分かった。<br>（資料編　P21_地球１　助成事業に関するフォローアップ | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 調査結果（2023 年度））<br><br>ⅱ）調査結果の活用等<br>上記ⅰ）の調査結果をもとに、助成終了後の自立や継続性の観点から特に優秀と認められる活動を３件抽出し、フォローアップ実地調査を行った（８～９月）。<br>実地調査の結果、優良な事例であることが確認できた活動について、助成終了後の自立や継続性の観点からどのような工夫をしてきたかなどをまとめ、助成中の他の団体に有益な情報（ベストプラクティス）として公表した（12 月）。<br><br>ⅲ）地球環境基金助成金データベースの整備<br>活動や組織の自立を図る指標として地球環境基金助成金データベースの整備を行い、団体の総収入や会員数、職員数等の推移についてデータを収集するとともに、団体の自立の状況を定量的に確認するためにデータベースの解析を行った。 | | | |
| | (B) 助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：(10 点満点中)平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）<br><br>＜定量的な目標水準の考え方＞<br>(b)各種取組により助成対象活動の質を高めることを目指し、外 部有識者による事後評価結果については、前中期目標期間実績平均値以上に設定する。 | (B) 助成による支援を行った活動が、目標に対して計画に沿って確実に実施され、各年度の助成活動に関する外部有識者委員会の事後評価が平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）となるよう、以下の取組を行う。 | (B) 助成による支援を行った活動が、目標に対して確実に実施され、助成活動に関する外部有識者委員会の事後評価が平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）となることを目指す。 | 助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：(10 点満点中)平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点） | (B) 助成による支援を行った活動の質の向上 | | | |
| | | ① 助成活動が計画に沿って適切に実施されているかどうか、ヒアリングや現地確認を適宜行うなどにより進捗状況の確認を行う。 | ① 助成活動が計画に沿って適切に実施されているかどうか、ヒアリングや現地確認を適宜行うなどにより進捗状況の確認を行う。 | | ①助成活動の進捗状況の確認<br>ⅰ）基金担当者によるモニタリング<br>令和５年度は、助成開始から１年以上が経過した活動 104 件を対象として、令和４年度の活動報告や当年度の交付申請書等をもとにモニタリングを行い、評価専門委員と共有した。また、状況を詳細に確認する必要があると思われる 27 団体の活動現場に機構職員が出向き、実地調査を行った。 | | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ② 複数年にわたる助成活動については、中間期に、全活動について外部有識者によるコンサルテーションを実施するほか、活動終了後には全活動について事後評価を実施する。 | ② 複数年にわたる助成活動については、中間期に、オンライン等の手法を活用し、全活動について外部有識者によるコンサルテーションを実施するほか、活動終了後には全活動について事後評価を実施する。 | | ②評価の実施<br>■助成事業スケジュール（３年計画の場合）<br> <br><br>ⅰ）事前目標共有<br>2023 年度助成金における新規採択 57 件を対象に、全件実施した（４～５月）。<br>内定決定（令和５年３月 22 日）後の約１か月間で、基金担当者と助成専門委員会審査分科会委員が目標設定や計画内容について改めて確認を行い、各内定団体に活動の目標や計画の改善等について個別面談（オンライン）を行った。ここでの改善点を交付申請書の計画等に反映することで、助成活動の質の向上につなげた。<br><br>ⅱ）中間コンサルテーション<br>活動計画３年以上の２年目を迎えた 56 件のうち、LOVE BLUE 助成を除く計 53 件（つづける助成 10 件、ひろげる助成 41 件、フロントランナー助成１件、プラットフォーム助成１件）を対象に、中間コンサルテーションをオンラインで実施した（９～10 月）。なお、助成団体及び評価専門委員との資料の提出・送付においては今回初めて「地球環境基金助成金申請システム」を活用して行うことで、関係者の利便性の向上を図った。<br><br>ⅲ）事後評価（書面評価）<br>令和４年度に活動を終了した活動のうち、LOVE BLUE 助成を除く計 56 件（つづける助成 11 件、ひろげる助成 39 件、フロントランナー助成１件、プラットフォーム助成１件、復興支援助成４件）を対象に事後評価を実施した（６～７月）。<br>事後評価は評価専門委員が計画の妥当性、目標の達成度、実施の効率性、活動の効果、自立発展性の観点から、活動実績報告書等をもとに評価し、20 点満点中平均 16.9 点（10 点満点換算で 8.4 点）となった。<br>評価結果は、ホームページに公表するとともに対象団体に | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 対して個別にフィードバックした（９月）。<br>（資料編　P46_地球２　2023 年度地球環境基金助成事業の事後評価（書面評価）結果概要）<br>ⅳ）継続評価<br>　フロントランナー助成３年目の２団体について、４・５年目の助成継続の可否を判断するために活動状況等を確認するために、評価専門委員が活動の目標の達成度及び実施の効率性について調査を行った（11 月）。<br><br>ｖ）実地調査<br>　令和４年度に３年間の活動を終了した団体から、事後評価（書面評価）の得点の上位（４件）、中位（２件）の計６件を実地調査の対象として評価専門委員会で選定した。なお、下位に当たる団体は無かった。<br>　書面評価結果の妥当性を確認するとともに、活動の課題や問題点、今後の発展のために必要な事柄等の聴取や改善のためのアドバイス等を行うために、対象団体の事務所等を訪問し、ヒアリング調査を行った（11～1 月）。 | | | |
| | | ③ 助成活動の評価内容については、次年度以降の助成金採択審議や活動計画に反映する仕組みをつくることで、より活動のステップアップを図れる助成制度を構築する。 | ③ 助成活動の評価内容については、評価要領の見直しなど次年度以降の助成金採択審議や活動計画に反映する仕組みづくりを具体的に整備し、より活動のステップアップを図ることができる助成制度を構築する。 | | ③活動のステップアップを図れる助成制度の構築<br>ⅰ）評価専門委員会の実施<br>　年２回委員会を開催し、令和５年度中に実施する評価の計画や実施方法の検討、実施結果の報告等を行うこととしている。<br>　９月に第１回、３月に第２回の評価専門委員会を開催した。<br><br>ⅱ）評価結果の団体へのフィードバック・振り返り<br>次年度以降の計画や活動の改善につながるよう、評価専門委員会で確定した事後評価（書面評価）結果を各助成先団体にフィードバックした。<br>　実地評価（11～１月）の結果等について第２回評価専門委員会（３月）での確認後にフィードバックした。<br>　特に中間コンサルテーションについては、評価専門委員によるアドバイスの内容が令和６年度の活動計画に反映されるよう、各団体がコンサルテーション終了後に「振り返りシート」による振り返りを行った（10～11 月）。 | | |

iii）活動報告会の実施

令和５年度が助成最終年度の団体（団体）による「地球環境基金活動報告会」は、Web 会議システムを活用して各団体の３年間の活動状況・成果の発表動画を録画・作成し、ホームページ及び YouTube で公開した。

iv）関係機関との連携強化

全国８か所の環境省地方環境パートナーシップオフィス（EPO）との連携協定の下、各地域での助成金説明会を実施し、地球環境基金が支援すべき地域ニーズの掘り起こし等を行った（10～11 月）。また、EPO 連絡会に出席（全３回）し、30 周年事業の進捗報告を行った。

(C) 助成対象分野の重点化、助成メニューの拡充等による助成効果の向上

(C) 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ効果的な助成が行えるよう、以下の取組を行う。

(C) 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ効果的な助成が行うことができるよう、オンライン等の手法を活用し、以下の取組を行う。

助成対象分野の重点化、助成メニューの拡充等による助成効果の向上

(C) 環境保全に関する情勢を踏まえた効果的な助成の実施

＜関連した指標＞

(c1) 外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合（前中期目標期間実績：平均 88.0%）

① 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ外部有識者による助成専門委員会が定める重点配慮事項に対応した助成案件の採択や特別助成等のメニューを適宜設定する。

①外部有識者による助成専門委員会が定める重点配慮事項に対応するよう、助成案件を採択する。また、国内及び国際的な環境保全に関する情勢に応じて、民間団体が行う環境保全活動を支援できるよう、特別助成等のメニューを設定する。

外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合（前中期目標期間実績：平均 88.0%）

① 重点配慮事項に対応した活動の採択と情勢に応じた助成メニューの設定

ｉ）助成対象について

令和５年度は 161 件、総額 541 百万円の助成金交付決定を行った（６月）。その内訳は、イ案件（国内の団体が開発途上地域で活動するもの）が 19 件総額 91 百万円、ロ案件（海外の団体が開発途上地域で活動するもの）が 11 件総額 46 百万円、ハ案件（国内の団体が国内で活動するもの）が 131 件総額 403 百万円であった。

＜助成金交付状況＞　　（単位：件、百万円）

| 助成ﾒﾆｭｰ | 令和５年度 | | 令和４年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| はじめる | 7 | 9 | 3 | 4 |
| つづける | 22 | 45 | 30 | 63 |
| ひろげる | 106 | 382 | 113 | 394 |
| ﾌﾛﾝﾄﾗﾝﾅｰ | 6 | 40 | 6 | 36 |
| ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ | 3 | 14 | 4 | 19 |
| 復興支援 | － | － | 4 | 11 |
| 特別 | 2 | 3 | 3 | 4 |
| LOVE BLUE | 15 | 15 | 12 | 12 |
| 計 | 161 | 512 | 175 | 546 |

※単位未満切り捨て、確定（決算）ベース

※災害復興支援等の活動について、令和４年度をもって「復

興支援助成」として助成メニューでの取扱いは終了し、令和５年度からは「はじめる助成」等の各助成メニュー内において復興支援等分野の活動として取り扱う。

ⅱ）助成対象の重点化

令和５年度交付決定 161 件（国内案件：131 件、海外案件：30 件）のうち、重点配慮事項の対象活動は 158 件（98.1%）であった。

（資料編　P50_地球３　2023 年度助成金分野別件数内訳）

ⅲ）令和６年度助成活動の採択

ア　募集案内決定

第１回助成専門委員会（８月）において、国の政策目標や社会情勢等を勘案した重点配慮事項等を含む「2024 年度助成金募集案内」を決定し、令和５年 10 月２日に公表した。

2024 年度助成金審査方針の重点配慮事項のうち、「脱炭素社会形成・気候変動対策に資する活動への支援」及び「生物多様性の保全に資する活動への支援」の２項目に係る活動を特に重視し要望審査を行うこととした。

また、助成メニューとして、地域循環共生圏のビジョンや体制づくりなど準備段階の活動に対する「特別助成」を継続した。

募集の周知に当たっては、募集案内の簡易版（リーフレット）のみを印刷・配布することとした。これまで行っていた募集案内の冊子版は印刷を取り止め、電子版のホームページ掲載のみとすることで、紙の使用量を削減した。

さらに、Facebook アカウントを活用し、助成金募集時期に当たる 10 月 11 日～11 月 15 日までの間、Facebook バナー広告を実施した。この広告掲載に当たっては、機構ホームページに「ランディングページ」を設け、閲覧者が助成金のみならず地球環境基金の各情報にアクセスしやすいよう工夫した。

（資料編　P52_地球４　令和６（2024）年度地球環境基金助成交付要望審査に当たっての重点配慮事項）

イ　助成金説明会の開催

2024 年度助成金の募集に当たり、ERCA（地球環境基金）主催の説明会を８回（10～11 月）、セブン－イレブン記念財団等の NGO・NPO 支援団体との合同説明会を１回（９月）実施し、周知を図った。これらの説明会は会場参集型のほか、オンラインやハイブリッド（オンラインと参集型の組合せ）

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | でも行い、オンライン活用の会場は、全国の環境 NGO・NPO が所在地や活動地を問わずどの地域の説明会にも参加できるものとなった。<br>ERCA 主催の説明会は、助成金の効果的な活用につながるよう、EPO との連携・協力の下、各地域の特性を踏まえたテーマやプログラムを設定し、多くの会場で各地域を拠点に活動している助成先団体による活動事例紹介（セミナー）を併せて実施した（10～11 月）。<br><br>ウ　オンライン個別相談会の開催<br>助成金応募を検討している団体を対象としたオンライン個別相談会を計５日間にわたって開催した（10～11 月）。<br><br>エ　応募状況と内定<br>令和５年 11 月 13 日～12 月４日までの間、「地球環境基金助成金申請システム」により 2024 年度助成金の要望書受付を行った。なお、継続の団体については、提出書類のうち団体の基礎資料などの前年度も提出した同種の書類については自動的に引き継がれるようにし、再度提出することを不要とした。<br>308 件（イ案件：34 件、ロ案件：22 件、ハ案件：252 件）の応募を受け、受付締切後は、事務局（部内）審査の後、２～３月に助成専門委員会の審査及び運営委員会の承認を得て、３月下旬に 165 件の 2024 年度助成金交付を内定し、採否の通知を行った。<br><br>＜令和６年度助成活動の応募・内定状況＞<br>（単位：件）<br>助成ﾒﾆｭｰ　応募　内定（うち新規）<br>はじめる　37　6　(6)<br>つづける　56　26　(11)<br>ひろげる　168　114　(38)<br>ﾌﾛﾝﾄﾗﾝﾅｰ　9　4　(0)<br>ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ　12　4　(3)<br>特別（地域循環共生圏）　6　2　(1)<br>LOVE BLUE　20　9　(1)<br>計　308　165　(60)<br>（資料編　P55_地球５　地球環境基金助成金　助成金額・件数の推移） | | |
| | | ② 助成事業を通じて、ＳＤＧｓの考え方 | ② 助成活動の SDGs のゴール等について交 | | ②複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動の推進 | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | の活用により複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動を推進する。 | 付申請書で確認し取りまとめるなどにより、複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動を推進する。 | | 引き続き、複数の課題解決を目指すことの意識の定着と実行を推進するため、SDGs のどのゴール・ターゲットに該当するかを選択する様式によって、助成金要望及び交付申請の手続を実施した。 | | |
| | (c2) 人材育成と定着を図る助成件数の割合（複数年計画の新規採択案件の16.8%） | ③ 人材の育成と定着を図る助成方法として、前期より導入した若手プロジェクトリーダー支援制度を継続するほか、プロジェクト活動費用の交付を伴う助成について検討、導入する。 | ③ 人材の育成と定着を図る助成方法として、若手プロジェクトリーダー支援制度を継続するほか、プロジェクト活動費用の効果的な助成方法について検討し、取りまとめる。 | 人材育成と定着を図る助成件数の割合（複数年計画の新規採択案件の 16.8%） | ③人材の育成と定着を図る助成方法の検討<br>ｉ）若手プロジェクトリーダー育成支援助成<br>令和５年度助成先団体から新たに 10 期生として９名を採択した（応募 18 名）。これは３年以上計画の対象メニュー新規案件（31 件）の 29%を占めている。 | | |
| | (D) 事務手続きの効率化や民間助成機関との連携などの工夫等による事業の安定的な運営と利用者の利便性の向上 | (D) 助成事業が安定的に運営できるよう、また、助成金の交付を受ける団体の利便性が向上するよう、以下の取組を行う。 | (D) 助成事業が安定的に運営できるよう、また、助成金の交付を受ける団体の利便性が向上するよう、オンライン等の手法を活用し、以下の取組を行う。 | 事務手続きの効率化や民間助成機関との連携などの工夫等による事業の安定的な運営と利用者の利便性の向上 | (D) 助成金を受ける団体の利便性の向上 | | |
| | | ① 助成を受ける民間団体を対象とした会計事務等に関する説明会を開催し、原則として参加を義務づけるとともに、複数年にわたる助成活動を行う全団体について、事務所指導調査を助成期間中に必ず１回は実施する。 | ① 助成を受ける団体を対象とした会計事務等に関する説明動画をオンデマンド配信する。また、複数年にわたる助成活動を行う全団体について会計チェックシートやオンライン等を活用して確認・指導を行う。なお、助成金支払事務処理状況等も踏まえ、特に現地調査の必要がある団体には事務所指導調査を実施する。 | | ①会計事務等に関する指導等の実施<br>ｉ）内定団体に対する会計事務等の説明・指導の実施<br>説明資料をホームページに掲載し、各助成先団体とのオンライン個別面談やメール等での問合せに対応する方法により実施した（４月）。<br><br>ⅱ）事務所指導調査の実施<br>助成継続２年目の 56 団体を対象に「会計自己チェックシート」による会計処理等の状況確認を実施した（７～９月）。<br>上記の状況確認の結果、特に確認や指導が必要な１団体について、当機構職員が団体事務所等に出向いて指導調査を実施した。 | | |
| | ＜関連した指標＞<br>(d1) 交付決定処理期間（前中期目標期間 | ② 助成金交付が内定した団体と、目標共有 | ② 助成金交付が内定した団体と、目標共有の場 | 交付決定処理期間（前中期目標期間実績：平均 26.8 | ②助成金交付申請手続の実施<br>ｉ）オンライン個別面談の実施等 | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 実績：平均 26.8 日） | の場として個別面談を実施し計画を確定させるとともに、その後の助成金交付申請の受理から交付決定までの処理期間を４週間（28 日）以内として速やかな手続に努める。 | としてオンラインによる個別面談を実施し計画を確定させるとともに、その後の助成金交付申請の受理から交付決定までの処理期間を４週間（28 日）以内として速やかな手続きに努める。 | 日） | 助成内定団体との面談はオンラインの活用、電話やメール等の連絡により実施した（４～５月）。<br>この際、全ての新規採択団体（57 団体）について、オンラインによる「事前目標共有」のための個別面談を実施した。また、継続団体についても活動状況を確認し、令和５年度の交付申請手続及び期中の活動に向けたすり合わせを行った。<br><br>ⅱ）交付申請手続の実施<br>令和５年度助成金交付申請書の提出を令和５年５月 16 日に受け付け、6 月 12 日に交付決定を行った。その処理期間は 27 日であった。 | | |
| | (d2) 支払処理期間（前中期目標期間実績：平均 25.3 日） | ③ 助成金の支給にあたり、厳正な審査は引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り利便性の向上に努める。また、助成金支払申請の事務処理については、1 件当たりの平均処理期間を４週間（28 日）以内とする。 | ③ 助成金の支給に当たり、助成先団体の要望を踏まえ、助成金の 50%を上限に、一部概算払いを実施するとともに、申請書類について厳正な審査を実施することで、事務手続の効率化及び利便性の向上に努める。また、助成金支払申請の事務処理については、1 件当たりの平均処理期間を４週間（28 日）以内とする。 | 支払処理期間（前中期目標期間実績：平均 25.3 日） | ③事務の効率化と利便性向上の取り組み<br>ⅰ）書類提出の電子化推進<br>活動実績報告書（４月）は、電子データ（メール）での提出を受け付けた。交付申請書（５月）及び支払申請（年３回）に係る書類については、「地球環境基金助成金申請システム」での提出を受け付けた。<br><br>ⅱ）一部概算払いの実施<br>助成先団体の利便性向上及び活動基盤の強化を図るため、令和５年度から概算払いの要件を変更し、新規団体等を含めた対象団体を拡大した。これにより、令和４年度（30 団体、50 百万円）の３倍以上となる 101 団体に対して、助成金 50%を上限に概算払い（159 百万円）を実施した（６月）。<br><br>ⅲ）他の助成制度の紹介<br>環境保全活動を行う NGO・NPO を対象とする国内の民間財団等による助成制度をまとめた冊子の情報を更新し、ホームページにおいても掲載した（９月）。<br><br>ⅳ）助成金支払申請の速やかな手続の実施<br>助成金の支払申請に係る事務については、厳正かつ迅速な審査に努めている。また、上記ⅱ）のとおり一部概算払いの対象団体を拡大したことに伴い、支払申請の回数を年４回から年３回に変更し、事務手続きの簡素化・効率化を図った。令和５年度の平均処理日数は 20.8 日であった。 | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | ④ 計画変更手続きに係る要件を見直し、事務手続の効率化及び利便性の向上に努める。<br><br>⑤ 令和４年度に構築・稼働した「地球環境基金助成金申請システム」を活用し、助成金の事務手続に係る民間団体の利便性向上や効率化を図るなど業務のＤＸ化を推進する。 | ＜その他の指標＞<br>－<br><br>＜評価の視点＞<br>・年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。 | ④計画変更手続きに係る要件の見直し<br>要件の見直しについて情報収集及び検討を行い、助成専門委員会及び評価専門委員会で協議の上、2024 年度助成金から適用することとした。<br><br>⑤地球環境基金助成金申請システムの本格導入等<br>令和４年度に構築した「地球環境基金助成金申請システム」は、2023 年度助成金の要望手続（令和４年 11～12 月）から稼働させ、令和５年度から本格導入した。助成金システムの継続的かつ安定的に運用していくために、令和 10 年度までの保守契約を締結している。<br>交付申請（５～６月）、中間コンサルテーション及び支払申請（９～10 月）、変更申請（１月）においてシステムを活用し、双方向における利便性の向上や事務手続きの効率化を図った。実績報告（令和６年４月）においても活用した。また、要望書受付時のアンケートによる意見等を収集し、より使いやすいシステムに向けた検討を進めた。<br>また、過去 10 年分の助成金データベースの整理及びデータ補正を行い、システムへ取込みを行った。 | | |

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

| ４．その他参考情報 |
|---|
| |

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

| １．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| Ⅰ－３－２ | 振興事業 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | － | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 4 号 |
| 当該項目の重要度、難易度 | － | 関連する政策評価・行政事業レビュー | ８．環境・経済・社会の統合的向上<br>８－３．環境パートナーシップの形成 |

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

| 指標等 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 〈関連した指標〉 | | | | | | | |
| ユース世代の活動団体の交流会実施回数 | － | 第３期中期目標期間実績：平均２回 | 10 回（８地方大会、全国大会、ecocon） | 10 回（８地方大会、全国大会、ecocon） | 10 回（８地方大会、全国大会、ecocon） | 9回（８地方大会、全国大会） | 9回（８地方大会、全国大会） |
| ユース世代を対象とした研修実施回数 | － | 第３期中期目標期間実績：平均４回／年 | ６回 | ４回 | ４回 | ６回 | ６回 |
| 研修受講者アンケートによる肯定的評価 | － | 第３期中期目標期間実績：平均 95.4% | 98.5% | 95.9% | 97.7% | 98.2% | 100% |

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

| | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 予算額（千円） | 973,824 | 956,634 | 995,122 | 972,951 | 985,264 |
| 決算額（千円） | 884,213 | 762,899 | 850,278 | 887,638 | 882,395 |
| 経常費用（千円） | 904,907 | 782,688 | 850,920 | 888,849 | 902,168 |
| 経常利益（千円） | 93,580 | 190,049 | 179,828 | 109,374 | 125,769 |
| 行政コスト（千円） | 989,474 | 782,688 | 850,920 | 888,849 | 902,168 |
| 従事人員数 | 11.5 | 11.5 | 11.5 | 11.5 | 11.5 |

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

| ３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 中期目標 | 中期計画 | 年度計画<br>（令和５年度） | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
| | | | | | 業務実績 | 自己評価 | | |
| | （２）振興事業 | （２）振興事業 | （２）振興事業<br>近年の多様化･複雑化する環境問題の解決に向けて、創設 30 年を迎える地球環境基金におけるこれまでの振興事業の成果や効果を振り返るとともに、NGO・NPO 等を取り巻く環境や社会の大きな変化に応じた､新たな人材育成スキームや情報提供方法等の方針を取りまとめる。 | ＜主な定量的指標＞<br><br>長期間にわたり自主的に環境活動に参画する人材創出のためのユース世代を対象とした取組の強化 | ＜主要な業務実績＞<br>〇地球環境基金創設 30 年に係る取組<br>令和５年度に地球環境基金の創設 30 年を迎えるに当たり、環境や社会課題等の変化に対応した、環境 NGO・NPO への支援の新たな方向性を打ち出すために、20 周年の事業見直し後の取組を含めたこれまでの振興事業を振り返るとともに、同じく検討を行った助成スキームの内容も踏まえたうえで、新たな人材育成スキームや情報提供に係る事業実施方針等の検討を行った。令和６年度以降に見直しに取り組む。<br>令和５年度に行った主な取組は以下のとおりである。<br>ア．ステークホルダーミーティングの実施（４月）※<br>※詳細は(B)④を参照<br>イ．外部有識者へのヒアリング（１回目）※※<br>※※詳細は助成事業の項参照<br>ウ．過年度助成先団体へのアンケートの実施<br>過去 10 年間に助成を行った団体を対象にアンケート調査を実施し、創設 20 周年時（平成 25 年度）と同様のアンケート項目とすることで経年比較を行ったところ、助成した活動の約８割が継続して活動していることを確認する一方、NGO・NPO の活動基盤の脆弱性や多様な主体との連携・協働等の課題が依然として根深く続いている結果を得た。<br>エ．取組の振り返り<br>20 周年の事業見直し後の取組についての取りまとめを行った。<br>オ．第１回・第２回ワーキンググループの開催（６月、８月）<br>外部有識者によるワーキンググループを開催し、助言や意見等を受けた。<br>カ．助成専門委員会及び評価専門委員会への中間報告（９月）<br>両委員会において報告を行い、委員から意見等を受けた。<br>キ．外部有識者へのヒアリング（２回目）（９月～）※※<br>※※詳細は助成事業の項参照<br>ク．ステークホルダーミーティングの実施（11～12 月）※<br>※詳細は(B)④を参照<br>ケ．第３回ワーキンググループの開催（１月）<br>これまでの検討内容に関する総括を行い、事業見直しの方向性について一定の結論を出した。<br>コ．助成専門委員会、評価専門委員会及び運営委員会への附議（２～３月） | ＜評定と根拠＞<br>評定：A<br>・地球環境基金創設 30 年に当たり、これまでの振興事業の振り返りを行うため、各種アンケートやヒアリング調査等を実施し、各研修等の事業効果の検証やニーズ把握等を行った。今回の調査において、一定期間経過後の中長期の事業効果が確認されるなど今後の振興事業の展開において重要な示唆を得るものとなった。<br>・環境政策の実施機関として振興事業等において行ったこれまでの取組や蓄積した知見やノウハウが評価され、環境省の重点施策に係る業務に新たに取り組むこととなった。これらの取組により社会課題解決に向けて新たなステークホルダーとの連携・協働を創出することが期待できるものである。<br>・令和５年度の若手プロジェクトリーダー研修の参加者が有意義だったと肯定的な回答を行った回答率は 100％であり、全国ユース環境活動発表大会の応募数は新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ応募数が､87→90→108→115 高校と着実に増加している。<br>・ユース世代や若手の人材育成の強化に重点的に取り組むとともに、高校生と大学生、３期合同の研修生間の交流会を実施し、縦のネットワークづくりに取り組んだ。<br>・ステークホルダーミーティングを実施し、多様な地域の各主体との情報交換・意見共有を行った。 | 評定 | A |
| | | | | | | | ＜評定に至った理由＞<br>・令和５年度は、地球環境基金創設 30 年に当たり、アンケートやヒアリング調査により、各研修等の事業効果の検証やニーズ把握等を実施した。<br><br>・若手プロジェクトリーダー研修を年３回実施し、将来のリーダーとしての必要な知識技術だけでなく、研修生へのアンケート結果によるプロジェクト推進に必要なスキルも反映したプログラムを構成し、工夫して実施した結果、参加者が有意義だったと肯定的な回答を行った回答率は 100％であった。<br><br>・ユース世代の環境活動の促進を目的として、全国ユース環境活動発表大会を実施した。令和５年度は 115 団体と多くの高校の応募を得ることができた。開催にあたり、会場参加を基本としつつ、会場参加困難な参加者についてはオンライン参加を可能とするハイブリッド参加型形式で実施し、事前準備や参加者へのきめ細かい対応等によって参加者相互の意見交換が円滑に行われるよう工夫した。<br><br>・高校生または大学生を対象とした環境保全や SDGs のセミナーを全国各地で計６回実施した。（第３期中期目標期間実績：平均４回）<br><br>・地域課題の解決に向けた取組として、環境分野のステークホルダーに加えて、環境以外の分野で地域課題の解決に取り組んでいる団体・企業等が一堂に会し、現在行っている取組みや将来に向けての課題等についての情報交換・意見共有を行うステークホルダーミーティングを令和４年度に引き続き企画し、開催した（３回）。<br><br>・振興事業検討会を創設し、研修等の企画案や実施結果に対して助言を受けるなど、振興事業をより効果的に実施するために積極的な取組を実施した。 | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 両委員会において、ワーキンググループで取りまとめた事業見直しの方向性を報告し、大枠の了承を得た。<br><br>〇振興事業における情報提供・研修事業の知見・ノウハウ等を活用した環境政策に貢献する事業の受託<br>・地域循環共生圏づくり支援体制構築事業の受託<br>第五次環境基本計画（平成 30 年４月閣議決定）において環境省が推し進めている地域循環共生圏事業について、平成 26 年度から行っている若手プロジェクトリーダー研修や、組織基盤に係るセミナー・シンポジウム等の実施を通じて、プログラムの企画立案、研修の組み方、講師の選定等のノウハウを有していることが評価され、地域循環共生圏づくりの中間支援を行うことができる主体の育成を主目的とした「令和６年度の地域循環共生圏づくり支援体制構築事業」に係る啓発業務等を新たに受託することとなった。<br><br>〇振興事業全般<br>全国ユース環境活動発表大会実施に向けた取組や、若手プロジェクトリーダー研修の実施等により、人材の創出に取り組んだ。<br>また、令和５年度は、事業効果の向上に資するため、以下の取組を行った。<br>・振興事業検討会の創設<br>・若手プロジェクトリーダー研修生同士の交流機会の提供<br>・環境ユースフィールド研修のニーズ調査を実施し、今後のあり方についての検討<br>・全国ユース環境活動発表大会における応募手続きに関する利便性の向上及び大学生との交流機会の提供 | これらの取組は、地球環境基金が助成金の配分に留まらず、団体の地域活動推進に資する知識やノウハウを提供し、将来の担い手の確保・育成やネットワーク構築など活動の振興に大きく貢献するもので、令和元年度より強化している寄り添い支援を体現するものとして大きな意義のある成果である。<br>以上のことから自己評定を A とした。<br><br>根拠の詳細は以下のとおり。<br><br>〇地球環境基金創設 30 年における取組<br>環境や社会課題等の変化に対応した、環境 NGO・NPO への支援の新たな方向性を打ち出すために、これまでの振興事業の振り返りを行うとともに、同じく検討を行った助成スキームの内容も踏まえたうえで、新たな人材育成スキームや情報提供に係る方針の検討を行った。検討に当たり、助成先団体だけでなく、中間支援組織や学識経験者などの幅広い層から意見を聴取し、さらに外部有識者によるワーキンググループにおいて助言や意見等を受けたことを踏まえ、令和６年度以降に見直しに取り組む。<br><br>〇環境政策に貢献する事業の受託による新たな取組<br>「地域循環共生圏づくり支援体制構築事業」は、環境省が時代の要請への対応として社会課題解決に向けた重点施策として取り組んでいるものであり、令和６年度にその業務の一翼を担うこととなったのは、これまでに地球環境基金が実施してきた情 | ・以上のことから、中期目標期間の所期の目標を上回る成果が得られていると判断して「A」評価とした。<br><br>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞<br>特になし。<br><br>＜その他事項＞<br>特になし。 |
| | ＜評価指標＞<br>(A) 長期間にわたり自主的に環境活動に参画する人材創出のためのユース世代を対象とした取組の強化 | (A) 民間団体等で環境保全活動を行う人材が将来的に継続して創出されるよう、以下の取組を行う。 | (A) 民間団体等で環境保全活動を行う人材が将来的に継続して創出されるよう、オンライン等の手法も活用し、以下の取組を行う。 | | (A)環境保全活動を行う人材の創出 | | |
| | ＜関連した指標＞<br>(a1) ユース世代の活動団体の交流会実施回数（前中期目標期間実績：平均２回／ | ① 全国の高校生や大学生などユース世代を対象とした交流会を、地域毎及び全国規模で毎年度２回以上 | ① 広く国民の環境活動への積極的な参加を促すため、全国の高校生などユース世代を対象に、相互研鑽や交流を目的 | ユース世代の活動団体の交流会実施回数（前中期目標期間実績：平均２回／年） | ① 大会の実施<br>ｉ）全国ユース環境活動発表大会の実施<br>・第９回大会の開催に当たっては、共催する環境省及び国連大学サステイナビリティ高等研究所と調整を行い、募集要項等を決定した。 | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 年 | 実施する。 | とした発表会を地域毎及び全国規模で２回以上開催する。また、ユース世代のネットワークの拡充を図るため、発表会以外の機会でも交流できる仕組を構築する。 | | ・機構ホームページ内に大会サイトを新設して、資料請求から応募まで一貫してシステム処理を行えるようにし、応募者の利便性向上と事務効率化を図った。<br>・広報に関する新たな取組みとして、「SB Student Ambassador ブロック大会」（サステナブル・ブランド国際会議に参加し、高校生の立場から意見を発表するプログラム）と連携し、本大会への参加を呼びかけた。<br>・地方大会は、各地方の会場にて地方大会を実施する形式にて募集を開始した（９月～11 月）。また、事情により、会場で発表することが困難な団体については、事前に発表を撮影した動画を当日会場で放映し審査する形での出場を認めた。<br>・地方大会の審査委員に新たに ESD（持続可能な開発のための教育）の専門家を加え、「教育」という観点を含めて大会運営を行っていくようにした。<br><br>・令和５年度は 115 団体（令和４年度実績：108 団体）から応募があり、12 月に開催する地方大会（審査会）には一次審査を通過した 93 団体が出場した。<br>・審査会、及び高校生による投票の結果、令和６年２月に開催する全国大会（審査会）に進出する 16 団体を決定した<br>・全国大会は、審査会と高校生等による投票を行い、各賞を決定した。<br><br>【環境大臣賞】<br>栃木県立矢板高等学校「未来へつながる放牧牛　～ビーフダイバーシティと避難放牧～」<br>【環境再生保全機構理事長賞】<br>熊本県立熊本農業高等学校<br>「養豚業のゼロエミッション ＃産業廃棄物に輝きを！」<br>（資料編　P56_地球６　第９回全国ユース環境活動発表大会） | 報提供及び研修事業の成果が評価されたものである。<br><br>〇若手（ユース世代を含む）の人材育成の強化<br>・助成事業と振興事業の両輪で、助成団体の今後の環境保全活動を牽引する若手プロジェクトリーダーの育成支援研修については当初計画予定どおり年３回実施し、将来のリーダーとしての必要な知識技術に加えて、研修生へのアンケート結果によるプロジェクト推進に必要なスキルをも反映したプログラムを構成し、工夫して実施した。<br>・全国ユース環境活動発表大会は、事前ヒアリングにおいて実施を希望する意見が多く寄せられたため、他の主催者と協議し、令和４年度に引き続き各会場にて実施する形式で開催としたが、より多くの学校が参加し本事業の活性化に寄与するために、Web 参加の形式での出場も認めることとした。応募に当たって各参加校が作成した発表動画は大会ホームページで公開し、全国の高校生等に広く配信することができた。<br>・これらの研修等の開催に当たっては、令和５年度より、新たに設置した振興事業検討会において企画案の検証等を行ったうえで、職員が主体的に研修計画の立案から当日の運営まで実施する体制とした。開催に当たり、会場参加困難な参加者についてはオンライン参加を可能とするハイブリッド参加型形式で実施し、事前準備や参加者へのきめ細かい対応等によって参加者相互の意見交換が円滑に行われるよう工夫して実施することができた。 | | |
| | (a2) ユース世代を対象とした研修実施回数（前中期目標期間実績：平均４回／年） | ② 全国の高校生や大学生などユース世代を対象とした研修を、地域毎に毎年度４回以上実施する。 | ② 全国の高校生などユース世代を対象とした研修を、民間団体、企業、自治体等と連携して４回以上実施する。 | ユース世代を対象とした研修実施回数（前中期目標期間実績：平均４回／年） | ②ユース世代を対象とした研修等の実施<br>　高校生向けのセミナー、大学生向けのミーティングをいずれも会場参加とオンライン参加を組み合わせたハイブリッド形式で開催した。また、協賛企業の協力を得た高校生向けの企業研修３件を集合型にて開催した。 | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | (B) カリキュラムの見直しや民間団体のニーズの反映による事業の質的向上及び効果的な実施 | (B) 研修や調査等の振興事業の質的向上及び効果的な実施を通じて民間団体の発展につなげるため、以下の取組を行う。<br><br>① 研修や調査等の計画にあたっては、外部有識者による助言を受け、効果的なカリキュラムとなるよう努める。 | (B) 研修や調査等の振興事業の質的向上及び効果的な実施を通じて民間団体の発展につなげるため、オンライン等の手法も活用し、以下の取組を行う。<br><br>① 研修や調査等の計画にあたっては、外部有識者による検討会を設置し、効果的なカリキュラムとなるよう努める。 | カリキュラムの見直しや民間団体のニーズの反映による事業の質的向上及び効果的な実施 | ＜高校生・大学生向け研修等の開催状況＞<br>内容 / 会場 / 参加<br>6月 / 大学生 SDGs ミーティング / 東京都（ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ） / 17 団体 53 名<br>7月 / 高校生 SDGs セミナー / 仙台市（ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ） / 14 校 43 名<br>8月 / 高校生企業環境研修（キリン HD㈱） / 長野県 / 2校 3名<br>10 月 / 大学生 SDGs ミーティング / オンライン / 6団体 17 名<br>11 月 / 高校生企業環境研修（㈱タニタ） / 東京都 / 1校 5名<br>1月 / 高校生企業環境研修（協栄産業㈱） / 茨城県 / 1校 7名<br><br>(B) 研修・調査等事業の効果的な実施<br><br>① 研修・調査の企画運営<br>ｉ）振興事業検討会の実施<br>令和５年度より振興事業アドバイザー体制を廃止し、職員が主体的に研修計画の立案から当日の運営まで実施する体制とし、体系的かつ継続的に研修内容等の見直しを行うために年２回検討会を開催し、令和５年度中に実施する研修企画案に対する妥当性の検証及びその実施結果に関する総括等を行うこととした。<br>第１回検討会（５月）では、研修計画案についての検討や、今後の改善の方向性に関する意見等をいただき、第２回検討会（３月）では、研修等の実施結果を報告し、意見等をいただいた。 | ○ステークホルダーミーティングの開催<br>地域課題の解決に向けた新たな取組として、環境分野のステークホルダーに加えて、環境以外の分野で地域課題の解決に取り組んでいる団体・企業等が一堂に会し、現在行っている取組みや将来に向けての課題等についての情報交換・意見共有を行うステークホルダーミーティングを令和４年度に引き続き企画・開催した（３回)。本ミーティングを通じて、今後の地域の環境保全活動への支援策の検討に向けて新たな視点や気付きを得ることが出来た。<br>＜課題と対応＞<br>○地球環境基金創設 30 年に当たり、見直しを行った新たな助成メニューを踏まえ、研修等の新たな人材育成スキームや情報提供方法等の方針の検討を進める。令和７年度からの実施に向けて外部有識者へのヒアリングや振興事業検討会における助言や意見等の聞き取り等を通じた検討を進めていく。<br><br>○令和６年度には 10 回目となる全国ユース環境活動発表大会の開催に向けて、これまでの成果を振り返りつつ、共催する環境省及び国連大学サステイナビリティ高等研究所と開催方法等について協議を行う。 | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | ⅱ）若手プロジェクトリーダー研修の実施<br>助成事業において中心的に活動する若手（第８期６名、第９期７名、第 10 期９名の計 22 名）に対して、活動の戦略づくりなどプロジェクトを推進するために必要なプログラムに関する研修を実施した（7 月、10 月・１月実施）。令和４年度まで、研修生間の縦のネットワークづくりのために１月度研修時に３期合同で交流会を実施していたが、ネットワーク強化のため、令和５年度は７月度研修より毎回交流会を取り入れた。また、より効果的な伴走支援を目的として、若い期より導入を開始した講師のメンター制度を、令和５年度から最終年度の期（第８期）にも導入することで、助成終了後の助成活動の継続や自走化に向けたさらなる支援強化を図った。また、研修プログラムをより実践的なものとするため、研修生が従事する業務内容と必要なスキルについてアンケートを実施し、研修内容に反映した。<br>令和５年度は８期生６名が修了した。<br>（資料編　P57_地球７　若手プロジェクトリーダー育成人数の推移）<br><br>ⅲ）ユース世代の人材育成に資する研修の実施<br>令和４年度に引き続き、主に学生を中心とした対象者に対し、環境保全活動の取組みを現場で学ぶ機会を経験することで、将来的に地域課題の解決に携わる人材を発掘・育成することを目指した「環境ユースフィールド研修」を、SDGs 未来都市及び自治体 SDGs モデル事業に選定された富山県南砺市を研修対象として実施する予定であった。応募者数増加のため、昨年度同様、環境らしんばんへの掲載や各 EPO の SNS による情報発信など内外の複数媒体における広報を展開したほか、初めて Instagram の宣伝機能を活用するなど広報を強化したが、応募者が最少催行人数に達しなかったため中止とした。そのため、研修参加に係る開催地やテーマなどについて大学生等を対象に、ニーズ調査を行うこととし、それらを元に令和５年度も開催を見送ることとした海外派遣研修を含めた今後の研修のあり方についての検討を行った。 | | |
| | ＜関連した指標＞<br>(b1) 研修受講者アンケートによる肯定的評価（前中期目標期間実績：平均 95.4%） | | | 研修受講者アンケートによる肯定的評価（前中期目標期間実績：平均 95.4%） | ⅳ）研修受講者アンケート<br>実施した研修において、参加者が有意義だったと肯定的な回答を行った回答率は、全体で 100%であった。<br>また、これまでに若手プロジェクトリーダー研修を修了した 53 団体（１期生～６期生）を対象にアンケートを行ったところ、うち６割の修了生が現在も団体に所属しており、同業 | | |

界への転職も含めると、現在も約７割の修了生が同種の活動を継続していることが分かった。
（資料編　P58_地球８　令和５年度　地球環境基金振興事業　研修・講座実施状況一覧）

② 環境保全を含む複数の目標を統合的に解決するＳＤＧｓの考え方に関する研修を年１回以上継続的に実施する。

② 環境保全を含む複数の目標を統合的に解決する SDGs の考え方に関する研修を１回以上実施する。

② SDGs 等に関する研修等の実施
　ユース世代に対して、(A)②「ユース世代を対象とした研修等の実施」で記載した研修等を６回実施した。

③ 民間団体等の若手人材の育成、組織基盤の強化など民間団体が抱える喫緊の課題の解決に資する取組を推進する。

③助成先団体の組織基盤の強化に向けた検討
　新型コロナウイルス感染症の影響による助成先団体の組織基盤の脆弱性の喫緊の課題に取り組むための支援として、令和３年度及び令和４年度組織基盤強化のための研修を行ってきたが、令和５年度は新型コロナウイルス感染症が５類に移行したことを踏まえ、研修は実施せず、今後の効果的な組織基盤に対する支援のあり方の検討について 30 周年事業における今後の事業見直しのあり方検討の中で行うこととした。

④ 地域づくりや地域課題の解決に向けて地域の実態やニーズ等を的確に把握するとともに、地域のステークホルダーとの協働を促進する取組を推進する。

④ステークホルダーミーティングの開催
　令和４年度に引き続き、NGO・NPO が地域の各主体と協働し、多様化する地域課題の解決に向けて取り組む活動や地域の実態等を把握するために、環境省地方環境パートナーシップオフィス（EPO）及び地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）と連携し、関係者が一堂に会して情報交換・意見交換を行うステークホルダーミーティングを３地域で実施した。
　＜ステークホルダーミーティングの開催実績＞

| | 主な参加者 | 会場 | 参加 |
|---|---|---|---|
| ４月 | 全国規模でのネットワークを構築しているNGO・NPO、環境省等の関係者 | 東京都（ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ） | 14 団体<br>6 名 |
| 11 月 | 地域の学生、NGO・NPO、中間支援組織、企業等の関係者 | 愛媛県宇和島市（ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ） | 6 団体<br>28 名 |
| 12 月 | 地域の NGO・NPO、中間支援組織、企業、金融機関等の関係者 | 宮城県仙台市(ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ | 6 団体<br>14 名 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | ⑤ 企業協働プロジェクト「LOVE BLUE 助成」の助成団体間の交流会を開催し、ネットワークの促進を図る。 | ＜その他の指標＞<br>－<br><br>＜評価の視点＞<br>・年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。 | ⑤LOVE BLUE 助成団体間交流会の開催<br>令和５年度は、LOVE BLUE 助成先団体のうち、代表４団体が１月に開催された「釣りフェスティバル 2024 in Yokohama」において活動成果を発表するとともに、団体間で交流を図った。 | | |

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

## ４．その他参考情報

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

| １．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| Ⅰ－３－３ | 地球環境基金の運用等 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | － | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 独立行政法人環境再生保全機構法第 15 条 |
| 当該項目の重要度、難易度 | － | 関連する政策評価・行政事業レビュー | ８．環境・経済・社会の統合的向上<br>８－３．環境パートナーシップの形成 |

注 1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

| 指標等 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 〈関連した指標〉 | | | | | | | |
| ＳＮＳ（ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数） | － | － | ツイッター掲載数：118 件、フォロワー数：484 人<br>インスタグラム掲載数：91 件、フォロワー数：167 人 | ツイッター掲載数：145 件、フォロワー数：708 人<br>インスタグラム掲載数：129 件、フォロワー数：320 人 | ツイッター掲載数：195 件、フォロワー数：1,388 人<br>インスタグラム掲載数：89 件、フォロワー数：447 人 | ツイッター掲載数：162 件、フォロワー数：2,036 人<br>インスタグラム掲載数：114 件、フォロワー数：569 人 | ツイッター掲載数：179 件、フォロワー数：6,643 人<br>インスタグラム掲載数：83 件、フォロワー数：821 人 |
| 特定寄付金の受け入れ金額 | － | 第３期中期目標期間実績：平均 13,750 千円 | 18,000 千円 | 18,000 千円 | 18,000 千円 | 23,000 千円 | 18,000 千円 |
| 基金の運用益 | － | 第３期中期目標期間実績：平均 185 百万円 | 82 百万円 | 88 百万円 | 87 百万円 | 94 百万円 | 109 百万円 |

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

| | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 予算額（千円） | 973,824 | 956,634 | 995,122 | 972,951 | 985,264 |
| 決算額（千円） | 884,213 | 762,899 | 850,278 | 887,638 | 882,395 |
| 経常費用（千円） | 904,907 | 782,688 | 850,920 | 888,849 | 902,168 |
| 経常利益（千円） | 93,580 | 190,049 | 179,828 | 109,374 | 125,769 |
| 行政コスト（千円） | 989,474 | 782,688 | 850,920 | 888,849 | 902,168 |
| 従事人員数 | 11.5 | 11.5 | 11.5 | 11.5 | 11.5 |

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

| ３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 中期目標 | 中期計画 | 年度計画<br>（令和５年度） | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 |
| | | | | | 業務実績 | 自己評価 | |
| | （３）地球環境基金の運用等<br>＜評価指標＞<br>(A) 基金の充実のための、助成対象活動の国民・事業者に対する理解促進<br><br>＜関連した指標＞<br>(a1) ＳＮＳ（ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数） | （３）地球環境基金の運用等<br><br>(A) 環境ＮＧＯ・ＮＰＯが行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進を通じて、基金の充実につなげるため、以下の取組を行う。<br><br>① ホームページ、ＳＮＳを通じた積極的な広報・周知を行うとともに、環境ＮＧＯ・ＮＰＯが開設するホームページのリンク化を進めることで助成活動への理解促進、意識向上を図り、個人や企業等による寄付の確保に努める。 | （３）地球環境基金の運用等<br><br>(A) 環境 NGO・NPO が行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進を通じて、基金の充実につなげるため、オンライン等の手法を活用し、以下の取組を行う。<br><br>① ホームページ、SNS や各種媒体を通じた積極的な広報・周知を行うとともに、地域の環境 NPO やユース世代の環境活動を積極的に発信するため、地方メディア（地方新聞社）が行う SDGs 推進の取組に参画し、新聞媒体等を通じて情報発信する。また、本年４月、「Ｇ７札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合」開催記念イベントとして開催される環境イベントに出展し、地球環境基金及び環境再生保全機構への理解促進・認知度の向上に努める。これらの機会を通じて、助成活動及び個々の団体が行う活動への理解促進、意識向上を図り、個人や企業等による寄付の確保に努める。 | ＜主な定量的指標＞<br><br>基金の充実のための、助成対象活動の国民・事業者に対する理解促進<br><br>ＳＮＳ（ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数） | ＜主要な業務実績＞<br><br>(A) 環境 NGO・NPO が行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進及び基金の充実<br><br>① ホームページ、SNS を通じた積極的な広報・周知、個人や企業等による寄付の確保<br>ア　ホームページを通じた広報<br>助成先団体の活動成果の動画配信、ユース事業、イベント等の告知を行った。<br>子供たちのための環境学習情報サイト「集まれ！グリーンフレンズ」では、後述の「環境広場ほっかいどう 2023」で行ったアンケート結果等を踏まえ、クイズ形式による学習コンテンツや助成先団体活動紹介ページを新たに追加する改修を行った。<br><br>イ　SNS を通じた広報<br>・ツイッターでは、身近なエコ活動、助成活動のほか、機構全体のイベント等の発信を行った。令和５年度のキャンペーン企画の広報展開においては、過去のキャンペーン結果を踏まえたターゲット層の絞り込み、バナーやハッシュタグの見せ方の工夫を行った結果、フォロワー数は 6,643 人（対前年度比 226.2%増）となっている。<br>インスタグラムでは、助成先団体の活動紹介や令和６年度の助成金募集の説明会などについて投稿した。フォロワー数は 821 人となっている。（対前年度比 44.2%増）<br>・令和４年度に立ち上げた Facebook は、助成先となる NGO・NPO と当基金、NGO・NPO 同士のネットワークづくりに重点を置いた情報発信（活動事例の紹介や助成金情報の発信など）を行った。フォロワー数は 275 人となっている。 | ＜評定と根拠＞<br>評定：A<br>令和５年度は地球環境基金創設 30 年の節目の年であることから、各助成先団体の活動成果の発信に留まらず、地球環境基金としてのこれまでの成果を取りまとめ広く発信するため、「地球環境基金便り」特集号の発行（３万５千部発行）、環境イベント「エコプロ 2023」への出展、学術的観点からの成果の学会発表、学会誌への投稿など多くの広報コンテンツで地球環境基金の積年の成果を発信し、国民や事業者の方々に対して地球環境基金の理解の促進やブランディングの向上を図ることができた。<br>SNS を通じた広報においては、キャンペーン企画等の広報展開の工夫を行い、ツイッターフォロワー数の対前年度比 226%増、インスタグラムフォロワー数の対前年度比 44%増、Facebook のフォロワー数の対前年度比 49%増となり、SNS を通じた新たな層への発信も一層拡大した。<br>また、企業寄付の新たな仕組みとして、寄付型私募債の仕組みに着目し、令和５年度は全国の地方銀行及び第二地方銀行協会の本部の協力を得て、全国の加盟銀行に寄付型私募債に係る依頼文書を送付することができ、本仕組みの普及に向けた足掛かりとなる活動を行うことができた。寄付に関する手続等の事務作業効率の向上を図るため、ノーコードによる新たな寄付金管理システムを開発し、寄付手続に関する事務作業の効率改善を図ることができた。<br>以上のことから、自己評価を A とした。<br><br>＜課題と対応＞<br>・地球環境基金事業への理解増進を図るため、各種媒体やメディア等との連携により民間団体の活動成果の発信を充実させる。 | 評定　A<br><br>＜評定に至った理由＞<br>・令和５年度はホームページや広報誌「地球環境基金便り」特集号の追加、SNS を活用した情報発信の強化、環境イベントや学会発表等により、積極的な広報が実施された。<br><br>・SNS を通じた広報については、キャンペーン企画等の広報展開の工夫を行い、ツイッターフォロワー数の対前年度比 226%増、インスタグラムフォロワー数の対前年度比 44%増、Facebook のフォロワー数の対前年度比 49%増となり、SNS を通じた新たな層への発信も一層拡大した。<br><br>・古本を活用した寄付メニュー「本 de 寄付」等の広報や、私募債の発行手数料による寄付受け入れの増加に向けて金融機関の訪問を行うなど、個人や企業からの寄付の獲得のため積極的に広報活動を実施した。<br><br>・寄付に関する手続等の事務作業効率の向上を図るため、ノーコードによる新たな寄付金管理システムを開発し、寄付手続に関する事務作業の効率改善を図った。<br><br>・以上のことから、目標を上回る高い水準を確保していると判断して「A」評価とした。 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | ウ　新聞、広報誌等による広報<br>・古本を活用した寄付メニュー「本 de 寄付」の募金を広く周知するため、新聞広告掲載（東京新聞２回掲載）及び高齢者向け情報誌「はいから」への広告掲載を行った。<br>・広報誌「地球環境基金便り」（55 号（35,000 部、９月発行））については、寄付者、自治体、高等学校、NPO センター等約 8,000 か所に送付した。55 号では環境省が重点展開している「地域循環共生圏」の特集を組み、地域の多様な魅力を最大限に活用しながら環境・社会・経済の同時解決を目指す考え方、助成団体が行っている地域資源を活用した活動を紹介した。<br>　３月発行の 56 号では、地球環境基金創設 30 周年記念の特集を組み、これまでの基金の歩みを振り返るとともに、次の 10 年に向けた事業の方向性や展開を示した。<br>・「地球環境基金レポート」（10 月発行、Web 掲載）では、活動成果の特に優れた取組を広く普及するため、助成先団体などに周知した。<br>・環境 NPO やユース世代が地域で行っている環境活動を地方メディアと協働で積極的に発信するため、令和５年度から行っている北海道新聞社に加え、新たに河北新報社と連携し、助成団体及び地球環境基金の紹介、全国ユース環境活動発表大会の地方大会に参加した高校生の取組を記事にした。<br><br>エ．アカデミア関係での広報<br>　地球環境基金創設 30 年の成果発信の一環として、国際 P2M 学会の秋季大会（10 月）における特別セッション枠で、招待講演として職員が地球環境基金のこれまでの歩みと今後の展開を講演した。また、助成先団体４団体からは活動成果の発表を行った。さらに、本大会での発表内容は国際 P2M マガジン第 20 号に投稿した。アカデミア関係という新たな層への発信を通じて、助成活動の特徴である計画性や成果志向等についての理解の促進につなげることができた。<br><br>オ　イベント等への出展<br>・G7 札幌 気候エネルギー・環境大臣会合を記念して開催された環境総合イベント「環境広場ほっかいどう 2023」へ出展（４月 15 日（土）～16 日（日：札幌ドーム）し、タブレットによる子供の環境学習情報サイト「集まれ！グリーンフレンズ」の体験や機構の業務紹介を行った。 | | ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞<br>　引き続き、各種媒体やメディア等との連携により、活動成果の発信を行い、認知度の向上を図っていただきたい。<br><br>＜その他事項＞<br>特になし。 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | ・環境イベント「エコプロ 2023」にブース出展し（12 月 6 日～8 日）、地球環境基金創設 30 周年をテーマに地球環境基金事業のこれまでの歩みや環境 NPO やユースの活動報告を紹介し、地球環境基金の取組を広く周知した。<br><br>カ　個人や企業等による寄付の確保<br>古本を活用した寄付メニュー「本 de 寄付」等の積極的な広報を展開するとともに、企業が金融機関を通して発行する寄付型私募債の発行手数料の一部を SDGs の取組に寄付する場合、地球環境基金を指定してもらうよう、新たに全国の地方銀行及び第二地方銀行の私募債発行担当者に本部の協力を得て依頼文を発出するとともに、地球環境基金の仕組みや地球環境基金を寄付先とした私募債発行企業の取組を記事にした地球環境基金便りを送付した。また、地方銀行を訪問し、私募債担当者へ直接説明するなど寄付の獲得に努め、令和５年度は４行から私募債の発行手数料による寄付を受け入れることができた（10 件 156 万円の寄付実績）。<br>また、寄付に関する事務手続や管理の作業効率の向上を図るため、ノーコードによる寄付管理システムを短期間かつ低コストで開発し、寄付金管理作業に関する業務改善を図った。<br><br>②　地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付の獲得<br>全国ユース環境ネットワーク促進事業では、令和４年度と同じ４社から賛同をいただき、寄付を得た（総額 300 万円）。<br>また、従前より企業協働プロジェクト（LOVE BLUE 助成）に寄付をいただいている業界団体（（一社）日本釣用品工業会）に対して本プロジェクトの意義や助成先団体の活動の成果等を理解いただき、寄付を得ることができた（1,500 万円）。 | | |
| | (a2) 特定寄付金の受け入れ金額（前中期目標期間実績：平均 13,750 千円） | ② 寄付を行った企業、団体の名称が明らかになることにより貢献度が明確となる地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付について、前中期目標期間で受け入れた水準以上の寄付を獲得するよう努める。 | ② 環境に対する企業の貢献度が明確な、地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付について、前中期目標期間で受け入れた水準以上の寄付を獲得するよう努める。 | 特定寄付金の受け入れ金額（前中期目標期間実績：平均 13,750 千円） | | | |
| | (B) 安全かつ有利な資金運用<br><br>＜関連した指標＞<br>(b1) 基金の運用益（前中期目標期間実績：平均 185 百万円） | (B) 安全かつ有利に資金を運用するため、以下の取組を行う。<br><br>① 安全かつ効率的に運用を行い、前中期目標期間と同水準の運用益の獲得に努める。 | (B) 安全かつ有利に資金を運用するため、以下の取組を行う。<br><br>① 低金利が続いている状況を踏まえ、市場等の動向を一層注視しつつ、運用方針に基づき、安全性の確保を最優先に、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等の基 | 安全かつ有利な資金運用<br><br>基金の運用益（前中期目標期間実績：平均 185 百万円）<br><br>＜その他の指標＞<br>― | (B) 安全かつ有利な資金運用<br><br>①　安全かつ効率的な運用<br>資金の安全性の確保を最優先した上で、環境への配慮を踏まえた ESG 投資の比率を増加させて運用を行った。（グリーンボンド等の割合 9.89%：前年度 7.77%） | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 準を考慮した効果的な運用を行う。 | ＜評価の視点＞<br>－ | | | |

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

| ４．その他参考情報 |
|---|
| |

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

| １．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| Ⅰ－４ | ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成事業 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | 独立行政法人環境再生保全機構に設置したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を都道府県と協調して造成し、費用負担が困難な中小企業者等の処理費用負担軽減のための助成を行うことなどにより、PCB 廃棄物の円滑な処理を促進する。 | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第５条第１項、第６条第１項<br>環境再生保全機構法第 10 条第１項第５号 |
| 当該項目の重要度、難易度 | － | 関連する政策評価・行政事業レビュー | ４．廃棄物・リサイクル対策の推進<br>４－４．産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） |

注１）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

① 主要なアウトプット（アウトカム）情報

| 指標等 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 〈関連した指標〉 | | | | | | | |
| 審査基準、審査状況等の公表回数 | － | 第３期中期目標期間実績：４回／年 | ４回 | ４回 | ４回 | ４回 | ４回 |
| 基金の管理状況の公表回数 | － | 第３期中期目標期間実績：１回／年 | １回 | １回 | １回 | １回 | １回 |

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

| | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 予算額（千円） | 3,174,168 | 3,564,457 | 3,947,049 | 3,947,231 | 3,949,264 |
| 決算額（千円） | 1,961,725 | 2,890,751 | 6,778,729 | 3,047,648 | 1,202,029 |
| 経常費用（千円） | 1,962,260 | 2,893,197 | 6,778,724 | 3,047,697 | 1,203,733 |
| 経常利益（千円） | 6,014 | 2,197 | 2,701 | 3,765 | 8,776 |
| 行政コスト（千円） | 1,973,745 | 2,893,197 | 6,778,724 | 3,047,697 | 1,203,733 |
| 従事人員数 | 2.25 | 2.25 | 2.25 | 2.25 | 2.25 |

注２）　複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

## ３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画<br>（令和５年度） | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価<br>業務実績 | 法人の業務実績・自己評価<br>自己評価 | 主務大臣による評価 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| （１）助成業務<br>＜評価指標＞<br>(A) 審査基準、助成対象事業の状況等を公表するなど、透明性・公平性を確保した堅実な制度運営 | （１）助成業務<br>(A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営を図るため、以下の取組を行う。 | （１）助成業務<br>(A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営を図るため、以下の取組を行う。 | ＜主な定量的指標＞<br>審査基準、助成対象事業の状況等を公表するなど、透明性・公平性を確保した堅実な制度運営 | ＜主要な業務実績＞<br>(A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営<br>助成状況　（単位：千円）<br><table><tr><th>区　分</th><th>軽減事業</th><th>代執行支援事業</th><th>合　計</th></tr><tr><td>令和元年度</td><td>1,939,777</td><td>3,529</td><td>1,943,306</td></tr><tr><td>令和２年度</td><td>2,871,865</td><td>△1,771</td><td>2,870,094</td></tr><tr><td>令和３年度</td><td>6,650,248</td><td>105,363</td><td>6,755,611</td></tr><tr><td>令和４年度</td><td>2,668,557</td><td>356,655</td><td>3,025,212</td></tr><tr><td>令和５年度</td><td>1,122,464</td><td>58,922</td><td>1,181,386</td></tr><tr><td>合　　計</td><td>15,252,911</td><td>522,698</td><td>15,775,609</td></tr></table> | ＜評定と根拠＞<br>評定：B<br>PCB 廃棄物の円滑な処理を推進するため、透明性・公平性を確保しつつ、以下の取り組みを堅実かつ円滑に行ったことから、自己評価を B とした。<br>○　高濃度 PCB 廃棄物の事業終了期限（令和８年３月末）に向けて、JESCO からの中小企業判定依頼を適正に審査した。<br>○　軽減事業及び代執行支援事業について、JESCO からの支払い申請に対し適正に処理して助成金を交付した。<br>○　助成金の実施状況等を四半期ごとに、基金の管理状況を年１回、ホームページにおいて公表した。<br>＜課題と対応＞<br>処理期限が定められている一方で、掘り起しによる新規発見分の処理や処理施設の安全な解体に関し、国の施策に迅速に対応できるよう、引き続き関係各所と密に連携する。 | 評定：B<br>＜評定に至った理由＞<br>軽減事業について環境大臣の指定する者からの支払申請に対して、全件適正に処理し助成金が交付されていることや、本基金の助成対象事業の実施状況や基金の管理状況等について年度計画通りホームページで公表されており、PCB 廃棄物の処理に係る助成業務が適正になされていることから「B」と評価したもの。<br>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞<br>高濃度 PCB 廃棄物の事業終了期限（令和８年３月末）に向け、今後も、中小企業者等が保有する PCB 廃棄物等の処理が促進されるよう着実な執行に努めていただくとともに、引き続き、基金の管理状況や助成金の審査基準、審査状況などを公表し、事業の透明性、公平性を確保いただきたい。<br>＜今後の課題＞<br>特に無し。 |
| ＜関連した指標＞<br>(a1) 審査基準、審査状況等の公表回数（前中期目標期間実績：４回／年） | ① 審査基準、これに基づく助成金の審査状況及び助成対象事業の実施状況などの情報を、四半期毎にホームページにおいて公表する。 | ① 環境大臣が指定する者からの助成金の交付申請、支払申請等の内容を適正に審査した上で交付するとともに、審査状況及び助成対象事業の実施状況などの情報を、四半期毎にホームページ等において公表する。 | 審査基準、審査状況等の公表回数（前中期目標期間実績：４回／年） | ①　助成金の審査基準、審査状況<br>各助成事業の実績は以下のとおり。<br>ア　軽減事業<br>環境大臣が指定する者（JESCO）からの助成金交付申請等を適正に審査したうえで、1,122 百万円を助成した（助成件数：1,981 件）<br>イ　代執行支援事業<br>JESCO からの助成金交付申請等を適正に審査したうえで、59 百万円を助成した（助成件数：44 件）<br>また、助成金の審査状況及び実施状況について以下のとおり公表した。<br>１回目　令和４年度第４四半期実績（４月）<br>２回目　令和５年度第１四半期実績（７月）<br>３回目　令和５年度第２四半期実績（10 月）<br>４回目　令和５年度第３四半期実績（１月） | ○　助成金の実施状況等を四半期ごとに、基金の管理状況を年１回、ホームページにおいて公表した。 | |
| (B)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限を見据えた基金の適切な管理<br>＜関連した指標＞<br>(b1)基金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：１回／年） | (B) 基金の適切な管理を図るため、以下の取組を行う。<br>① ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限（令和９年３月）を見据えつつ、基金を適正に管理するとともに、 | (B) 基金の適切な管理を図るため、以下の取組を行う。<br>① 基金の管理状況を年１回ホームページにおいて公表する。 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限を見据えた基金の適切な管理<br>基金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：１回／年） | (B) 基金の適切な管理<br>①　基金の適正な管理及び管理状況の公表<br>基金の管理状況をホームページにおいて公表した。（５月）<br>また、人材育成、組織強化のため、機構職員向けに JESCO 東京 PCB 処理事業所の施設見学及び意見交換を行った（11 月）。<br>（資料編 P59_PCB１　ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理基金業務の概要）<br>（資料編 P60_PCB２　高濃度 PCB 廃棄物の地域別処理期間等） | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 基金の管理状況を年１回ホームページにおいて公表する。 | | ＜その他の指標＞<br>－<br><br>＜評価の視点＞<br>－ | | | |

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

| ４．その他参考情報 |
|---|
| |

様式１－１－４－１　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

| １．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| Ⅰ－５ | 維持管理積立金の管理業務 | | |
| 業務に関連する政策・施策 | 特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後における適正な維持管理の推進 | 当該事業実施に係る根拠（個別法条文など） | 環境再生保全機構法第 10 条第１項第６号<br>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条の５ |
| 当該項目の重要度、難易度 | － | 関連する政策評価・行政事業レビュー | ４．廃棄物・リサイクル対策の推進<br>４－４．産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理）<br>４－５．廃棄物の不法投棄の防止等 |

注１）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

| 指標等 | 達成目標 | 基準値（前中期目標期間最終年度値等） | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 〈関連した指標〉 | | | | | | | |
| 設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数 | － | 第３期中期目標期間実績：平均 1,203 回／年 | 1,180 回 | 1,178 回 | 1,154 回 | 1,149 回 | 1,150 回 |
| 維持管理積立金の管理状況の公表回数 | － | 第３期中期目標期間実績：平均１回／年 | １回 | １回 | １回 | １回 | １回 |

注２）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

| | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 予算額（千円） | 882,969 | 276,784 | 279,550 | 338,831 | 254,158 |
| 決算額（千円） | 356,780 | 256,424 | 302,264 | 242,126 | 337,914 |
| 経常費用（千円） | 279,266 | 282,946 | 285,725 | 291,472 | 263,894 |
| 経常利益（千円） | 784 | 2,580 | 3,873 | 3,710 | 9,970 |
| 行政コスト（千円） | 287,619 | 282,946 | 285,725 | 291,472 | 263,894 |
| 従事人員数 | 1.25 | 1.25 | 1.25 | 1.25 | 1.25 |

注３）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注４）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

## ３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画<br>（令和５年度） | 主な評価指標 | 法人の業務実績・自己評価<br>業務実績 | 法人の業務実績・自己評価<br>自己評価 | 主務大臣による評価 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| （１）管理業務<br>＜評価指標＞<br>(A) 積立者に対する運用状況等の情報を提供するなど 透明性・公平性の 確保<br><br>＜関連した指標＞<br>(a1) 設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数（前中期目標期間実績：平均 1,203 回／年）<br><br>(B)維持管理積立金の適正な管理<br><br>＜関連した指標＞<br>(b1)維持管理積立金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：平均 1 回／年） | （１）管理業務<br><br>(A) 透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度を運営するため、以下の取組を行う。<br><br>① 積立者に対し運用状況等の情報提供を着実に行うため、運用利息等を毎年度１回通知するとともに、積立て、取戻しに対する事務を適切かつ確実に行う。<br><br>(B) 維持管理積立金の適正な管理を行うため、以下の取組を行う。<br><br>① 維持管理積立金の管理状況を年１回ホームページにおいて公表する。 | （１）管理業務<br><br>(A) 透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度を運営するため、以下の取組を行う。<br><br>① 積立者に対し運用状況等の情報提供を着実に行うため、運用利息等を毎年度１回通知するとともに、積立て、取戻しに対する事務を適切かつ確実に行う。<br><br>(B) 維持管理積立金の適正な管理を行うため、以下の取組を行う。<br><br>① 維持管理積立金の管理状況を年１回ホームページにおいて公表する。 | ＜主な定量的指標＞<br><br>設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数（前中期目標期間実績:平均 1,203 回／年）<br><br>維持管理積立金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：平均１ 回／年<br><br>＜その他の指標＞<br><br>＜評価の視点＞ | ＜主要な業務実績＞<br><br>(A) 透明性・公平性の確保<br>① 情報提供及び適切かつ確実な事務<br>ⅰ）積立額及び取戻額<br>積立及び取戻しに係る事務を適切かつ確実に行った。<br>（単位：百万円）<br><br>| 区分 | 積立 件数 | 積立 金額 | 取戻（△） 件数 | 取戻（△） 金額 | 残高 |<br>|---|---|---|---|---|---|<br>| 令和元年度 | 677 | 7,687 | 53 | △992 | 110,982 |<br>| 令和２年度 | 647 | 7,410 | 48 | △561 | 117,831 |<br>| 令和３年度 | 608 | 5,469 | 47 | △1,715 | 121,585 |<br>| 令和４年度 | 606 | 5,933 | 41 | △1,219 | 126,299 |<br>| 令和５年度 | 583 | 5,976 | 40 | △1,312 | 130,964 |<br><br>ⅱ）運用利息の通知及び払渡し<br>令和４年度分維持管理積立金利息（令和５年３月通知）について、希望する設置者（４月定期払 687 件、その他 16 件）に支払った。<br>また、最終処分場設置の許可権者（99 都道府県等）に、各管内の設置者の積立額及び取戻し額を通知した（6 月）。<br><br>(B) 維持管理積立金の適正な管理<br>維持管理積立金の適正な管理のため、法律上期限が定められた以下の業務を確実に遂行した。<br>・許可権者からの算定通知（12 月末期限）の内容確認<br>・設置者の積立て（２月末期限）確認及び預り証書の発行<br>・令和５年度分利息額の計算（計算期間令和５年３月１日～令和６年２月 28 日）<br>・設置者へ利息額及び積立額・取戻額を通知（３月末）<br>・許可権者へ積立遅延者リストを送付（３月末）<br><br>① 維持管理積立金の管理状況の公表<br>維持管理積立金の適正な管理のため、令和４年度末時点の維持管理積立金の管理状況をホームページで公表した。<br><br>（資料編 P61_維持１ 維持管理積立金管理業務の概要） | ＜評定と根拠＞<br>評定：B<br>埋立処分終了後の適正な維持管理を推進するため、以下のとおり、透明性・公平性を確保しつつ、着実かつ適正に実施したことから、自己評価を B とした。<br><br>○ 設置者への維持管理積立金の運用利息の通知及び払渡し、積立金の積立て及び取戻し、並びに許可権者への通知を適切に行い、業務の透明性・公平性の確保に努めた。<br><br>○ 維持管理積立金を適正に管理し、管理状況をホームページで公表した。<br><br>＜課題と対応＞<br>最終処分場の受入量の減少等により、積立金の預かり期間が長期化する傾向にあるため、許可権者に適宜状況を確認しつつ、環境省と情報共有を図り適正な管理に努めていく。 | 評価：B<br><br>＜評定に至った理由＞<br>積立者に対する運用状況等の透明性・公平性の確保については、維持管理積立金の運用利息の通知を行うとともに、積立額及び取戻し額の事務を適切かつ確実に行っている。また、ホームページにおいて管理状況を適切に公表しており、埋立処分終了後の適切な維持管理に向けた対応を適正に遂行していることから、「B」と評価した。<br><br>＜その他事項＞<br>特になし。 |

注５）複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

| ４．その他参考情報 |
| --- |
| |